

參議院經濟產業委員會會議錄第六号

1110

第一百九十六回

参議院経済産業委員会議録 第六号

り上がつてしまひました。大学発ベンチャー一千社計画、そしてマザーズの開設、そして、創業・ベンチャー・国民党フォーラムという国民的な運動体もございました。その提言委員長を私が担当いたしまして、Iにございますような提言書のかがみでございますが、作ってまいりました。

まず、広い裾野の起業家社会をつくるということで、コミュニティ型・自己実現型創業の拡大ということと、そして、日本に海外から付加価値をもたらすような価値創造型・先端技術型ベンチャーの輩出ということをございますが、そこで、大きく中身としては、教育改革・組織風土改革、制度インフラ改革ということを提言していくますが、実は今議論になつているのはまさにこれと内容はほぼ同じでございまして、その頃から中身については余り変化していないことが失われた二十五年でございます。

それから、ローマ数字のIIでございますが、開業率が長期低迷しているということが言われていて、これはGEM、グローバル・アントレプレナー・シップ・モニターという世界六十か国が参加している調査の結果のランキングで、いつも言われているものでございますが、日本はなかなか五%開業率が上がらないと。二〇〇一年から二〇一五年までのデータをまとめたもの非常にコンパクトな資料を一ページの下に書いてござります。

しかし、光がございまして、一番右の方のデーティアが、その若い人たちで起業家教育を受けた知識があるという方々から、先進六か国以上に日本の若者は会社を起こしていく、起業していく割合が一三・一に対し一七・六というふうに高いといふことがあります。ですから、起業家教育をすることによって、背中を見て学ぶということができなくなつた現在に学校教育がいかに大事かということをここでは意味しています。

そのような状況で、二ページに参りまして、希望の光というのが今見えております。それを六ボイントほど申し上げたいと思います。

一番最初は、最高の教育を受けた知的ハンゲリーエ精神を持った方々がベンチャーを今起こし始めたということです。大学院の修士及びドクターを出た方が起業を始めています。

そして、グローバルアントレプレナーリーダーということを大学教育の中でもやつしていくということが、やつとスタートし始めました。五年経過しております。

そして、大学の研究成果を研究のためではなくて社会実装していくという仕組みが、これも五年前、既に試行的に行われております。大企業とのオープンインノベーションのつながり、連携ということも今開始されております。

そして、これは都心部だけではございませんで、地方でもきらりと光る技術というのが多くございますが、それに対する面白いビジネスモデルに対する支援というのも今開始されています。そして、一千万程度の小規模のファンディングにつきましては、クラウドファンディング、そしてまた株主コミュニティ制度と、こういうふうなことで資金調達が可能になっています。今、仮想通貨での資金調達ということも始まっております。

そして、地方自治体が活性化のためにいろんな起業システムというものを運営しております。しかしながら、これは希望の光の若干の光でございますが、大きなうねりになつていらないといふ

と、日本は技術で勝つて、そして市場が急成長し始めるに負けていくと。③でございますが、半導体や液晶に代表されますようなことがずっと起きてきたのをどのように転換するかと。残された期間というものがそう長くないということをございます。

二ボツに参りまして、そのような大きなうねりをサポートしようとして、市場や顧客や株主との対話を進めながら長期資金を、いかにリスクマネーを確保していくかとかといふことが非常に重要でございますが、リスクマネー確保につきまして、世界で主要国が、多くの国々が既に行つてますソブリン・ウエルス・ファンドというものが日本にはございません。ないという前提でどのように進めていくかということが重要ななるかと思います。

そういう意味では、この資金というのが、長期資金はユニコーンテック型のベンチャーと将来の産業構造の組替えに投資対象を絞るということになるんだろうと思ひます。

そして、ユニコーン育成には最低二桁、あるいは数百億という三桁の投資が必要でござりますが、そのような大型のファンドを持つてある会社というのは、日本には一、二社しかまだございませんせん。

じゃ、日本にお金がないのかと。決してそんなことございませんで、③と④でございますが、個人と企業のストック相当ございます。そして、多くが銀行預金のままマネタイズしていない、これをいかにリスクマネーへ流していくかといふことがあります。そして、我々の年金である GPI F、約百六十二兆円のファンド総計でござりますが、このオルタナティブ投資といいますか、リスクマネーへの資金供給を少し枠を増やしていくと。こういうことで相当対応できるのではないかということを思つています。

そして、ユニコーンというテック系ということを考えますと大学というのは非常に重要ななりますが、日本の大学の知財というのは世界と比較して

て余り独立していません。自由に大学で使えないと、共同研究によつて、その一方の共同研究者側には多くの制約が掛けられている。これは大学が自分資金を持つていないことでありまして、エンダウメントと書いてございますが、開発のための少なくとも基金というのを大学は今つくりつついく、早急につくつしていく必要がある、そのための税制が必要であろうということあります。

うのが大学発ベンチャーから出てき始めました、やつと出てき始めました。しかしながら、大学がダイレクトにエクイティに出資をしていないものですからロイヤリティー収入しか入らない。ロイヤリティー収入の百倍ぐらいの時価総額が付くわけですが、そこに参入できない。大学が自ら大学発ベンチャーに対してエクイティ投資をしていく、リスクをしょわないでしていくことの知恵がこれから出し合いでいるんだろうというふうに思っています。

いずれにしましても、①から⑥のことをうまく

運用しようと思ふと、テクノロジーですかね、世界標準の発想で動かなければいけないと、うふうなことになりますと、リスクマネーを運用、長期資金の運用者に世界のトップ人材が日本に参画していただかなければいけない。そのとき重要なのはインセンティブ、報酬をどう扱つていくのかというものが今の体系の中では全く解決できていないというふうなことがござります。これが二ボツでございますが、三ボツに入りますして、その中核、長期資金の中核に今現状なつてゐるのが産業革新機構でございますが、今回新しい法案ではここに投資機構というふうに名前が変わつてくるわけでございますが、民間主導型で困難な産業構造の転換だとか、今のユニコーンベンチャーやに対する成長資金を出していくと。これが民業を圧迫しないというのが今までの条件なんですが、民業圧迫ではなくて民業強化の誘い水にならるというぐらいの気持ちで進んでいく必要がある

のではないかというふうに思っています。世界のスピードで付いていくには当然そういう発想が必要だらうと思います。そのためには従来の方法と組織構造を変えていく必要があるんだろうと。ここに「ガバナンス機能を活かした二重構造の組織づくり」というふうに書いてございます。まず、ホールディング会社と投資ファンド、投資の実行というのを二段階に分けていく必要があるということになるかと思います。

可能なんでしょうか、投資ファンデにはどんな
ん、認定をした投資ファンデについては民間企業
を加え、そして海外資金も入ってくる。海外から
も是非それに参画したいと、こういうことがででき
るような仕組みをつくる必要があるという
ふうに思っております。

そして、投資ファンデの期限というのは非常に
長うござりますので、四、五年でアライズする
わけじゃございません。やはり、最低十五年は必
要だらうというふうに思っています。

そして、国のお金も使うのですから、情報開

示どうするんだという大きな議論がございますが、年に二回しっかりと開示する必要がありますが、これは国際的な会計基準がこういう投資ファンディングについてもござりますので、そのルールにのつった開示ということになると思います。そういう意味では、投資した一社一社の成果があつたとかなかつたとかそういう議論ではなくて、包括的に日本の最終的な国富に貢献しているかどうかと、いう視点から、包括的、長期的な視点での開示ということになるかと思います。

それにしましても、そういうファンドを運用する専門家ということがどうしても必要になるわけでもございまして、(5)にござりますように、技術でも勝つてビジネスでも勝ち続けられるような産業構造や事業構造をハンズオンできる専門家というのがまだ日本には少のうございますから、海外も含めて人材を入れていく必要があるかと思つております。

四ボツ目でございますが、二〇二五年、まさに団塊の世代が後期高齢者になつてしまつて大変な時期でございます。それまでにいろんなイノベーションの日本における固有のやり方とうのを仕上げておく必要があるだろうと思います。そういう時間がないということでございますが、その方法につきまして何ポイントかここに書いてございます。

まず第一でございますが、「プロジェクト型サンドボックス制度」の活用」ということが書いてございます。これは、規制があつて、既存の規制にとらわれることなく新しい技術だと新しいビジネスを実証実験をすると。その実証実験をして、そういう方が参加者として手を挙げて、じや、どの程度の期間でやるのかということを限定をして、そして、そこにおける問題点をまた直しながら新しい挑戦をしていくという仮説検証スピードという気になるかと思うんですが、これを速めていかない限り世界のスピードには付いていけないと私は思います。この仮説検証スピード、スタートアップのベンチャーにはほぼ使われておるわけですが、世界の伝統的な企業もこういうことを使い始めております。

それから、②でございますが、各省庁いろんな知恵を出しながらベンチャー支援を行つてまいりました。しかしながら、ベンチャー企業については少人数運営でございまして、どこの省庁とどのように関係すると自分にとって一番いいかということを考えたときに、どの省庁とも付き合わなければいけないとなるとこれは大変なことなんなりまして、そういう意味では、ベンチャー支援は省庁の垣根を越えて国の一元的窓口ということを是非つくついていただきたいというふうに思つております。

③でございますが、IOTやAIやロボット、これもコアのところへいきますと、全てデータをどう活用してそれをマネタイズしていくかという

まず第一でござりますが、「プロジェクト型サンドボックス制度」の活用」ということが書いてござります。これは、規制があつて、既存の規制にとらわれることなく新しい技術だと新しいビジネスを実証実験をすると。その実証実験をしたいという方々が参加者として手を挙げて、じゃ、どの程度の期間でやるのかということを限定をして、そして、そこにおける問題点をまた直しながら新しい挑戦をしていくという仮説検証スピードといふことになるかと思うんですが、これを速めていかない限り世界のスピードには付いていけない

Journal of Oral Rehabilitation 2013; 40(12): 943-951

Digitized by srujanika@gmail.com

た。

○委員長(浜野喜史君) ありがとうございました。
さ、い、ま、し、た。

そういう方々が非常に多くなっていますが、このネット上の個人開業の取引の捕捉というのが現状ではほとんどできておりません。ですから、開業率というものは実質相当高まっているんじやないかといふことを考えていますが、いずれにしましても、事業を開始した人たちは納税義務意識をしっかりと持てるような仕組みというのが必要になると思います。

それから、六番目でございますが、最後でございますが、海外の受入れ、海外の有能な方々の受け入れをしない限り日本はもうもたないというのも確かにございます。是非、そういう施策を積極的に考えていただけたらと想います。

以上、二つの法律の改正に関する参考人意見を述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

いビジネスを開発して、それをどこが購入してくれるのかと。もし購買ニーズがあるとすれば、政府、自治体、公共機関が購買枠を必ずこういうことに対して門戸を開いていくという、出るくいを伸ばす地方自治体の仕組みも含めて考えていく必要があるのではないか。二〇〇〇年の半ばには随分これ運動体というのは動いたんですが、いつの間にか消えてまいっておられます。

それから、⑤でございますが、今ネットの上で新しいビジネスがどんどん入っていますし、個人間取引も多くなっています。それで、個人開業と

社会になつてきました。こういうふうなことで横串刺しということのビジネスになつてくるんだと思いますが、その制度設計が日本では非常に遅れている。日本が逆に先進国として進んできた、いろんなルールの枠を超えて進み始めましたので、これをどうするかということになるんであろうとうふうに思います。

④でございますが、とはいえ、日本の中小企業、全国に相当力ある方がおられます。そして、

次に、常見参考人にお願いいたします。常見参考人。

○参考人(常見陽平君) 常見でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、会社員を三十八歳までやつておりまして、それから大学の教員になりました。五年前から奨活を始めまして、五年という歳月と五百萬というお金を投じて、昨年、やつと第一子を授かりました。今日もいわゆる保育園に送つてからこちらに来たんですけれども、保育園ですか書店の子供コーナーの本棚を見ていると、昔の物語をついて思い出します。その中に「マッチ売りの少女」という物語がございました。幼い頃から、あの物語を初めて読んだときから僕は疑問を抱いていました。何かというと、何でライターを売らないんだろうと、そういうことでございます。もつと言ふならば、みんながたばこを吸わなくなつたら、税金が上がつたら、マッチ売りの少女は大変になるとんじやないかと思いました。

この「マッチ売りの少女」というのは、実は我が国の現状そのものじゃないでしようか? といふことです。いつの間にかもうからない産業だらけになつていなかつていいのか? といふことです。最近ではよく若者は元気がないと言うんですけど、そもそも世の中に、例えば若者にお金がないんです。若者のお酒離れ、車離れと言いますけれども、実際に起こっているのはお金の若者離れでございます。まあ、元気があれば何でもできると叫ぶ参議院議員の方がいて、国会中継のときに丸二ページ目をちよつとゆっくり話させていただきます。シートがたくさんありますけど、私が言いたいことはここに凝縮されています。「生産性

向上」「競争力強化」のために」ということで、働き方改革だけでなく稼ぎ方改革が大事だといふことです。

元々は今回の国会は働き方改革国会となつていて、なんですが、なかなか残念な進み具合になつております。ちょっと国民の意見を代弁させて言わせていただきたいんですけども、國民は今日も真面目に働いております。汗水流して働いております。十八日間にわたつて国会が空転したことにについては与野党とも反省をしていただきたいです。

その上で、いわゆる稼ぎ方改革ということで、いかにもうけるか? といふ発想が大事なんです。実は、日本人がなぜ忙しいのか。その答えの一つは、産業の競争力がなくて収益率が落ちているから? ということです。だから非常に厳しい働き方をしないといけないのだということです。

そして、今回の法案ですかを見させていただきましたけれども、非常になりふり構わない本気を感じた次第なんですねけれども、いつもこの政策を見るたびに私が気にすることがあります。何かとどう、この国はいつまで戦術の話をするんだろ? という、そういう問題でございます。どちらかというと、オペレーションの話中心になつていていますか? と思ひます。この「オペレーションの効率化は、戦略ではない」、これは戦略論の大家マイケル・ポーターが約二十数年前に残した言葉であり、これはまさに日本企業に対する警鐘です。もちろん、IOT大事です。ビッグデータの活用大事です。AI大事です。だけど、その上でどんな産業を動かすのか、どの産業でもうかるのかといふことが考えていいか? といふことだと思います。

そして、私が声を大にして言いたいのが労働者に生産性向上を強要するな? ということです。いわゆる生産性向上については後ほどお話ししますけれども、要するに生産性向上ということを真面目に考えた場合、実は労働者の努力によってなし得る部分つて少ないんですよ。簡単に言うと、もうないんです。

ということで、我が国の生産性向上、競争力強化のための労働者が疲弊しない稼ぎ方改革をといふことでスピーチをさせていただきます。二ページ目をちよつとゆっくり話させていただきます。シートがたくさんありますけど、私が言いたいことはここに凝縮されています。「生産性

かる産業をつくること、さらにはいかに設備投資などで効率化していくこと、そして労働者の活躍を期待するんだつたら人材育成にちゃんとお金と時間を掛けること、これが大切でございます。

その上で、先ほどの松田先生からの御意見でもありましたけれども、アウトプットの提供価値を上げるためのトライ・アンド・エラーといいますか、僕はエラー・アンド・エラーぐらいでもいいと思います、なりふり構わずやらなければならぬい。

そして、「ものづくりは人づくり」ということで、これは実はトヨタ自動車に伝わる言葉でございます。もつと云うと、今年百周年を迎える松下といいますかパナソニックという会社には、松下は、産業の競争力がなくて収益率が落ちているから? ということです。だから非常に厳しい働き方をしないといけないのだということです。

そして、今回の法案ですかを見させていただきましたけれども、非常になりふり構わない本気を感じた次第なんですねけれども、いつもこの政策を見るたびに私が気にすることがあります。何かとどう、この国はいつまで戦術の話をするんだろ? という、そういう問題でございます。どちらかというと、オペレーションの話中心になつていていますか? と思ひます。この「オペレーションの効率化は、戦略ではない」、これは戦略論の大家マイケル・ポーターが約二十数年前に残した言葉であり、これはまさに日本企業に対する警鐘です。もちろん、IOT大事です。ビッグデータの活用大事です。AI大事です。だけど、その上でどんな産業を動かすのか、どの産業でもうかるのかといふことが考えていいか? といふことだと思います。

そして、七ページ目、六ページ目は飛ばしますけれども、働き方改革ということが呼ばれる中、八割のビジネスパーソンは働き方改革を実感しています。もつと云うと、今年百周年を迎える松下といいますかパナソニックという会社には、松下は人を育てるところでございますという松下幸之助の言葉が残っております。人づくりに力を入れないといけないんではないか? といふことが問題意識です。

めくつていただきいて四ページ目、このページもちょっとゆきくりめに話させていただきます。

生産性という言葉がいろいろ話題になるんですけど、私は、政官財そしてメディアも、労働生産性という言葉を、積極的に誤解して誤説して誤用して、ミスリードしていないか? といふことです。

労働生産性とは、付加価値を労働投入量で割ったものです。必ずしも効率を表現するものではないです。ましてや、労働者の勤勉さを表現するものでもないんです。産業構造や労働力人口などが関係しております。設備投資の充実度も影響します。付加価値の高い産業をつくることができるかどうかが鍵です。そして、人が張り付く? といふ意

トしていない。これは生産性高くなるわけですか? ノルウェーも昔は貧しい国でした。でも、石油が見付かって潤つたんです。もつと言ふと、これはOECDでの比較であつて、実際これOECD以外の国を含めると、産油国が上に来ます。

やっぱり石油は強いんですよ。掘れば石油が出る国と掘つても温泉しか出ない国、これが違いでございます。なので、もうかる産業をつくるないといけないということです。

そして、五ページ目、六ページ目は飛ばしますけれども、働き方改革ということが呼ばれる中、八割のビジネスパーソンは働き方改革を実感している。そして、企業側の認知度は九六・三%もいるんですけども、取り組んでいる企業は六割弱だと、就労者側の認知度が四一・三%だということです。

そして、七ページ目ですね。残業が発生する根本的な原因? といふことで、よく、だらだら会議をしているだとか、付き合つて残業をしているだとか、いろいろ言われますけれども、根本的なところは人に仕事を付けるという雇用システム。要するに、いわゆるメンバー・シップ型でジエネラリスト型の雇用システム、労働市場の問題。そして、仕事の絶対量がそもそも多いんですね、こなし切れないだけの量がある。そして、神対応などの過剰品質? といふことでございます。非常に過剰に対応していないか? といふことです。まあ、一回作つた文書を書き換えたりとか日報が見付からないとか、そういうことがあつたら生産性は落ちるんですけども、そういうことで過剰品質といふのが良くないんじやないか? といふことです。

メディアの論調も変わってきます。働き方改革疲れしていないか? といふことで、ビジネス雑誌などでも働き方改革を批判する特集が組まれるようになつてしまつたといふことです。

九ページ目をゆきくりちよつと話させていただきますけれども、その中で、私のところには講演依頼が殺到しております。労働組合からが一番よく来ているんですけれども、民間の企業ですとか

メディアが主催する講演会、さらには、実は経済団体からも来ております。東京経営者協会ですとか、先日は関西財界セミナーという関経連と関西同友会が共催するセミナーでも登壇したんですけれども、なぜ私は講演依頼が殺到するか。それは、みんな働き方改革に疑問を持っているからにほかなりません。

そして、彼らとの意見交換及び私の取材の下、聞き取り調査の下で働き方改革が進んでいる企業の特徴として挙げるるのはこれらの例です。

一〇は社内で「シユクト化して各部署に推進役を置いている。よくトップのリーダーシップが大事だと言ふんですけれども、トップを従業員は選べないわけですよ。そのトップのリーダー

シップに過度に依存する改革は危険です。各部署に推進役を置いてプロジェクト化すると、トップ営業マンが働き方改革をしようと言つたらみんな従うわけですよ。これはある企業の事例ですけどね。

その二、人事だけでなく、総務、IT、法務、広報など、スタッフ分野の全体で連携しているということです。人事だけが叫んでいちや駄目だとと。

Tとオフィスに具体的に投資をしているということとで、働き方改革にはお金が掛かるんですよ。そして、人材の確保において課題に直面している。実は、改革が進んでいる企業はIT企業なんですけど、これはなぜかというとエンジニアが採れないからんですよ。良い労働条件を用意しないと人が採れないということでございます。そして、ブラック企業と呼ばれるなど社会から批判されたことがあって、今進んでいる企業は、実はブラック企業として社会的にメディアにたたかれた会社が実は進んでおります。そして、仕事のクオリティーの基準だと、やらないことを決めていく。

ティー推進。これはどういうことがどうかと、語弊がありますけど、女性を活躍しないとかわいそだとか、高齢者や障害者の方に活躍していただかないとかわいそだという論理だけではなく、彼らが活躍した方が会社はもっともうかるよね、労働力も確保できるよねという観点でやっている企業が強いなということでございます。

そして、現状把握に力を入れていて、失敗事例をうまく共有している。

そして、うまくいっている会社は、労働組合が建設的な提案を行つて意味のある労使対話をを行つて、労使の協調を図ると言わされましたけれども、一部の会社は、労組が、これがチャンスだということで積極的に提案した次第でございます。

そして、社内外に進捗を発信する。若干これずるいんですけども、メディアに出ることによつて社内の抵抗勢力を潰すということとも含めてやつてあるといふことでござります。

今までに働き方改革関連の法案がこれから、審議が進んでいるわけですから、これはやっぱり役割分担を促すことですか、ちゃんと投資をするということではないとうまく進みません。

今回の法案の中には中堅・中小企業の設備投資推進ということがうたわれていて、これはすばらしいことだと思うんですけれども、人間が頑張るだけでは改革は進まないんだということを御認識いただければと思います。

その次、次のもうけ方を考えようという話をさせていただきます。

次のもうけ方を考える上で私が注目しているのは、いや、私だけじゃなく全世界的に注目されているのはデザイン的思考という考え方でございまます。これは現状の閉塞感を打破するための思考アプローチ法でございまして、別にすばらしいデザインをつくるというわけじゃなく、物事のいわゆる目的だと問題解決の在り方を根本的に考えてみようというものですございます。

その成功事例とされているのが、これは新潟県

の越後湯沢の北の方にある里山十帖という宿でございます。御覧のとおり数々の賞を受賞しております。百数十年続いた宿泊施設を改装して造つたものなんですねけれども、めくついていただいて、あつという間にビジネス誌の宿ランギングで星4つやすと二期俱楽部だとかに統いて第三位に入つていると。そして、御覧のとおり驚異的な客室率を示しているということでございます。彼がこだわったのは何かというと、これは本当に忘れた温泉街にある一つの宿なんですねけれども、質的にユーチューバーの方が喜ぶものは何なののかと、ことを捉え直して、新潟でしか取れない食材を提供するですから、そこでしかできない体験をする、ということですとか、そこでしかできない体験をすと、いうことで価値を提供しています。

こういった新しい価値を生み出している人たちに私がインスピレーションに行つたんですけれども、能

らはこう言います。まず、里山十帖の岩佐氏は肌感覚、スピード、徹底的なコミット、これが少しあとで。

ンテストを統括していた方で、今新規事業インキュベーターをされている方なんですが、不の印消、そのための国語、算数、理科、社会といふことを言うんです。これだけちょっと説明させてください。

今回の政策もそんなんですけれども、あるいは企業でのビジネスプランも数字から入りがちです。数字、今これだけ高齢者が増えている、だからこうしないといけないだとか、いや、ここにビジネスチャンスがあると。違うんです。国語からい

入らないといけない。国語とは何かというと、主人公の気持ちは考えるべきです。例えば、だから、これだけ介護に困っている人がいるから介護ビジネスだというんじやなくて、いやいや、介護に困っている人の気持ちで何だろうねと。そこに実は本質的なユーモアの一端がある、これをつかむと。

そして、アイデアの数を、これは無限アップアズマックスと云う、全世界で三百五十万個ぐらいハピットをした

商品を手掛けた方のコメントなんんですけど、アイ

テアを可能な限り多く出すということです。特に若者を中心に、先ほど松田先生の話からもありましたけれども、社会を変えたいと思ってい

るんですよ。オープンイノベーションのために、実は私は、いろんなことの効率化もそうなんですが、けれども、意味のある無駄を積極的に生み出すことが大事だと思っています。

その一事例として、一つは異業種交流型プロ

「JAPAN」という取組がありまして、これはパナソニックの濱松さんという若手社員が声を掛けているんですが、様々な企業の社内勉強会、交流会をまとめたもので、よく若者経済連と呼ばれているんですけども、ここが積極的にアイデアを提供しているということなんですね。そういうところにどんどんアイデアを出させようということ。

そして、プレミアムフライデー、まあプレミアムフライデーというものがうまくひいていないことは誰の目から見ても明白白々なんですねけれども、これを、実は推進協議会の方ともお話をしました。様々な関係者とも話をしたんですけど、それとも、これは別に悪いとは言わないんですけど、今のは単なる飲み会キャンペーンになつてないかということです。早く帰つて飲みに行こ

う、これも社会に活性化をもたらすんですけれども、飲み会のために早く帰るのかと、帰りづらい強したいんですよ。企業の枠を超えた、飲み会から勉強会、プレミアムフライデーからノバーサン・フライデーに変えることはできないかと。さらには、シェアオフィスという、人々が交わる場をつくるということで、トキワ荘というのは、藤子不二雄先生の自伝的漫画「まんが道」というのに出てくる漫画家たちが切磋琢磨をした宿、宿といいますかアパートなんですけれども、官製のシェアオフィスですとか官製のいわゆるシェアハウス、そういうものをつくってオープ

ンノイベーションを起こせないかということを考えます。

最後に、「ものづくりは人づくり」ということで、「生産性向上のための人材育成を」ということで、時間なのでこのページだけ御説明しますが、石川県が非常に面白い取組をしています。生産性を上げるという声掛けだけでは変わりません。石川県は何をしたかというと、県の予算で、トヨタ自動車で四十年間活躍した物づくりのプロたちを先生役として企業に送り込むと、そこで改善の指南をして、ただいて生産性を上げるという取組をしました。県内企業は、これ実験的に昨年やつたんですけど、四社無料で受けることができ、在庫削減だと大きな効果を生みました。それをお手伝いしたのがトヨタとリクルートの合弁会社の「JXTソリューションズ」という会社なんですが、この後に事例がまとまっていますけれども、十四トン分の在庫を処分して非常に効率的になりましたとか、そういった事例ができるて、要するに何が言いたいかというと、生産性向上のために声掛けだけじゃなくて具体的に人づくりのための投資が必要なんじゃないかということです。

二十七ページに今までのまとめが入っていますが、最後にこれだけは言いたいのが、国民の安全が第一でござります。過労死・過労自死ゼロといふこと、職場で人が倒れない、傷つかない、一億総安心労働社会をつくるために、是非、生産性向上といふものの下で国民が苦しむことがないことを、ここで皆さんにお伝えしたいと思います。

お時間いただきまして、ありがとうございます。○参考人(川上資人君) 川上と申します。本日は参考人。○参考人(川上資人君) ありがとうございました。次に、川上参考人にお願いいたします。川上参考人。

どうもありがとうございます。

このような法案の審議にお招きいただいた、本

当にありがとうございます。この法案が通つて、その向こうにある、私も含めて国民の生活がいかなる影響を受けるのかということをよく考えた上で、真に私たち国民のためになるような法律ができると、これを希望して、本日意見を述べさせていただければと思います。

私は、弁護士として二〇一六年の一月から開始したわけですが、当初、一月に、私の所属事務所が労働組合との付き合いが多いものですから、労働組合の旗開きという一月の新年を祝う会に招かれました。その際に、タクシードライバー労働組合の方で、労働組合の人たちがライドシェア絶対反対とかウーバー絶対阻止という気勢を上げておりまして、私は、そのときまだ弁護士になつたばかりで、何でこの人たちはライドシェアに反対するんだろうと、つまり、タクシードライバーで勤務してタクシー運転手をしていれば、水揚げ、売上げの幾らかは、割勘かはタクシードライバーに持つていかれるわけです。それに対して、ライドシェアということで直接お客様を取ることができれば自分で売上げを取れるということになりますから、反対する理由はないんじゃないかと思つていたんです。

ただ、私の所属している事務所が労働組合と付き合い長いということもありまして、頭ごなしに彼らの主張を否定するのは良くないと思いまして、自分でもうちょっと勉強してみようと思いまして、ライドシェアという片仮名でグーグルで検索してみたところ、シェアリングエコノミー、新しい経済、これは非常に社会を便利にするもの、いいものだという報道がNHK、朝日新聞、いろんなところで検索ヒットしました。それに対して、本当にそうかなと思いまして、例えばride-sharingとかUberみたいにアルファベット、英語で検索してみたところ、そういうのは、簡単に申し上げると、配付していただいている資料の中に、一番最後に、「季刊・労働者の権利」という雑誌にライドシェア問題とは何かという論考を寄せたんですけども、その五十八ページに政府のシェアリングエコノミーというものに対する定義が載っているんですが、「シェアリング・エコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような无形のものも含む)の貸出しを

中には三ドルしか稼げないという報道が多数で、ほぼ全てそういう報道がでたんです。

英語で検索するとそういう情報が出てくるのに日本語で検索するとそういう報道が全く出でこない。それは、日本においてまだライドシェアが始まっていないという理由もあるかもしれません、とにかく、そういう情報のみによつて、ライドシェアが行け行けどんんどんでシェアリングエコノミー便利だと、国民の生活を便利にするから取り入れればいいということで進んでいくということは、これは私たち国民にとってもマイナスなんじゃないかと思いまして、二〇一六年のその頃から八月まで、大学の先生とかジャーナリストとか市民活動家等々と相談しながら、そういった労働に与える問題というのもあるんじやないかという情報を発信できるような団体をつくりたいということで相談して立ち上げましたのが、皆さんに資料を配らせていただいているこの「生産性向上特別措置法に対する意見書」、この意見書に名前を記載させていただいている、交通の安全と労働を考える市民会議というものになります。

この市民会議を二〇一六年の八月五日に発足させまして、それから十四回ほど、この二年弱の間に各地でシンポジウムを開催したり、アメリカのニューヨークからウーバードライバーとタクシードライバー、両者を呼んで生の声を日本、東京で伝えてもらおうというのを、シンポジウムを企画したり行ってまいりました。

その中で、やはりこのライドシェア、シェアリングエコノミーの問題点というのは、簡単に申し上げると、配付していただいている資料の中に、任を負わないという契約関係が生まれるわけですね。そうすると、このシェアリングエコノミーにおける問題点というのは、シェアリングエコノミーというふうに十把一からげにするのは適切ではなくて、アメリカの例えばライスクーパーとアンドウオーターズでしたつけ、という会計事務所なりモルガン・スタンレー研究所なりも提唱しているんですけれども、シェアリングエコノミーというアリーニングエコノミーとは、典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような无形のものも含む)の貸出しを仲介するサービスであるというふうにされておりまして、遊休資産の貸出しを仲介するサービスであればいいんですけども、今の括弧書きのところに入っているように、スキルのような無形のものも含むということになると、それは、簡単に言えば労働力なり人になるわけであります。

そういう人た人と労働力をこのプラットフォームにおいて企業又は個人が直接物のように取引する点について」という冊子の開けると一ページ目に、契約関係というものが書いてあるんですけども、この図二というものは「ライドブッキングの契約関係」ということで、これは、シェアリングエコノミーにおける労働者と利用者、それからプラットフォーム事業者の契約関係においては全て当てはまる図ですので、これを見ていただければ一日瞭然ですけれども、この縁の枠の運転者といふのは労働者に当たるわけですが、に対して、例えば雇用保険、労災保険、労働基準法、労働組合法、各種労働法制の保護が全く何も及ばないといふことになります。これがさらに、タクシードライバーといふ事業においては利用者との関係においても直接契約を結ぶわけですから、例えば事故に遭つたときに、利用者からの損害賠償請求の責任を一手に引き受けていることになって、労働者が全ての責任を負い、プラットフォーム事業者は全く責任を負わないという契約関係が生まれるわけですね。

取引が行われるのが経済の特徴であるということ
で、つまり、その名前は適切ではないので、プラ
ットフォームエコノミーと呼ぶべきだというふ
うに提唱してます。その中で、人、労働のやり取
りをするプラットフォームについてはレーバープ
ラットフォーム、そして、物のやり取りをする、
例えばエアビーアンドビーのような、民泊のよう
なプラットフォームについてはキャピタルプラッ
トフォームと呼ぶべきだと、そのようにプラット
フォームを分けて考えることで適切な規制なり法
律を考えることができますといふうに言われてお
ります。

抗議のために使ってこの問題に光を与えたとい
うことでもうなされた方もいました。

ニユーヨークでは、一〇一一年にウーバーが事業を開始しました。それまでは、ニユーヨークのタクシー台数というのは一万三千台ほどでした、何十年もの間。これが今では十三万台になります。十倍に台数が増えたことによって、タクシーシー運転手さん、それからウーバードライバーの営収もがた落ちになってしまい、十二時間働いても五千五百円稼ぐのがやっとという状況にタクシー運転手は今置かれておりまして、昨年の十二月から先月四月まで、毎月一人ずつタクシーシー運転手さんが自殺しております。特に、三月に自殺したダグラス・シフターさんは、ニューヨーク市役所の前で、あなたたちが台数規制を行わなかつたこと、ウーバーの営業規制を行わなかつたことで我々の生活は一気に破壊されましたと、私はこのまま生活していくつて働き続けても、自動車のローンだつたり借金を返すだけで精ひつぱいで、豊かなまともな生活ができませんと、まともな生活ができるないからでございま、払つくりを

そういういろいろな点を含めて、今回の「生産性向上特別措置法に対する意見書」というのをまとめさせていただいたんすけれども、少しお手元に取つていただいて見ていただければ幸いですけれども、そもそもこの生産性向上特別措置法といふものについて、目的条項が一条にありますのが、その目的については、新技術等実証を促進して革新的事業活動を支援することで生産性向上させて我が国健全な発展を企図するものと言えど、妥当なもの、いい法案だと目的規定においては考えられます。けれども、同法が、この認定を受けた事業について規制の適用を免除するという重要な作用を持つものであるにもかかわらず、対象事業範囲に何ら限定を設けていないという点は極めて問題だと考えております。また、新技術等実証それから革新的事業活動というのがこの認定の要件となつてゐるようすけれども、その認定を、何らそういった事業に該当しないにもかかわらず、ただその規制を潜脱して事業をしたいとい

取引が行われるのが経済の特徴であるということは、つまり、その名前は適切ではないので、プラットフォームエコノミーと呼ぶべきだというふうに提唱しています。その中で、人労働のやり取りをするプラットフォームについてはレーバープラットフォーム、そして、物のやり取りをする、例えばエアビーアンドビーのような、民泊のようなプラットフォームについてはキャビタルプラットフォームと呼ぶべきだと、そのようにプラットフォームを分けて考えることで適切な規制なり法律を考えることができるように言わせておられます。

そのレーバープラットフォームの典型例として挙げられているのがライドシェア、ウーバーなりのライドシェアなわけですけれども、このライドシェアが進むとなるかというと、冒頭にも申し上げたように、当然、台数規制がますなくなりますので、一気に車が市場に流入してしまいまます。これが端的に非常に分かりやすい事例として

抗議のために使ってこの問題に光を与えてみたいといふことで亡くなられた方もいました。

そういう事態になることは、例えば日本においては、二〇〇二年にタクシー事業の規制緩和が行われました。その後一気に台数が増えまして、その台数増加の中で運転手さんの営収の低下が起き、労働条件の悪化が起きたと。二〇〇七年には、NHKの「クローズアップ現代」でタクシー労働者の労働条件の劣悪な状態というものが報道されました。そのような社会問題化した報道等を受けて、二〇〇九年にはタクシー適正化特措法というのができて、台数をまた削減しようという流れになってきたわけです。この際には、行き過ぎた規制緩和、市場の失敗ということを国側も認め、二〇〇九年にタクシー適正化特措法ができるわけです。そうすると、今回、もしこのライドシェアというものをよく検討もしないで認めるようになると、このように旅客事業の規制とうなことになると、このように

う事業者がこのような名目的な認定を受けてはならないという、その二点が問題だと考えております。その一点目からもう少し詳しく説明させていただくと、例えば諸外国においてはこの規制のサンドボックスの対象事業はファインテック等の場合が多いと。そういうった場合には、新技術に基づく金融の革新的事業活動を試みる事業者が、規制が金融革新技術に追い付いていないために事業機会を逸することを回避する効果があると言え、そういうった場合には意義があると考えられます。しかし、規制のサンドボックスという制度の下で対象事業に何ら限定を設けていない場合には、人命を保護するような規制さえも潜脱して事業を行うことが可能となるという点において問題と考えております。

ない事業者が、単にインターネット上でプラットフォームを介して取引を促進しているとか、スマートフォンのアプリを介して取引を促進しているとか、そういう理由で新技術、革新的な事業とされてこの事業認定を受けて、その規制を潜脱して営業を行うようなことがあってはならないと考えておりますので、その認定は厳格にするような法運用なり法の立て付けにしていただきたい。

それから、最後に、同法はこの新技術等の定義として、「実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。）」の範囲を特定して、その者の同意を得ることを必要とするとしております。したがって、この権利利益を害されるおそれがある者には同法の認定を受けた事業と同じ事業分野において規制を遵守して適法に事業を行っている同種の事業者も当然に含まれると考えられますので、この事業認定を受ける事業者は、そういうふた種の事業者の同意を得るというこの要件を厳格に認定されるような法の立て付けにしていただきたいと考えております。

○委員長(浜野喜史君) ありがとうございました。

た。

これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

（演説） 桜井 岩間の機会をいたたまるにあらず
うございます。自由民主党の渡邊美樹でございま

三人の参考人の皆様、本日は大変有意義なお話

をありがとうございました。それぞれの参考人に

よろしくお願ひいたします。

す。

松田参考人は著書の中で、日本のベンチャースタートアップが縦割り行政だと批判をされております。

また、ベンチャー企業は、その成長ステージ、具体的には、売上高三億円までのスタートアップ期、売上高百億円程度までの急成長期、百億円を超えた安定成長期によつて課題やリスク、特性等も違うんだと述べられています。全く同感であります。そして、成功した起業家がメンターやエンジニア、さらにキャピタリストというベンチャーストライカーチームに回るエコシステムを形成することが重要であり、起業家予備軍や起業家が悩むときには相談できるプロのメンターが必要だとも述べられております。

今のお質問、日本がベンチャーサポートも縦割りで
ということの御質問もございました。先ほど、二〇〇〇年当時のやるべきことということも提示いたしましたけれども、あの当時から比べますと今はいろんな、もっと詳細な支援制度ができるてはいるのは確かなんです。しかし、それがパーツパーツに分かれていて、それが一体化していないということではないかと。

要だらうなど、いうふうな気がしています。
じゃ、それを具体的にどうするのだ、というの
は、海外にはいろんな事例があるわけでございま
すが、日本はやっぱり日本なりのやり方とはどう
いうことなんだろう、というのを少しあイデアをみ
んなで出す必要があるのでないか、というふうに
思つております。
ありがとうございました。

○渡邊美樹君 どうもありがとうございました。

続いて、常見参考人に質問をさせていただきた
いとります。

「働き方改革」一つで、非常に真剣に一
二、三、う七回目

ミニミニケーションがないと成り立たないものだと思うんですよ。気を付けないと、やっぱり野党が批判するように、あるいは連合も批判するようになります。定額使い放題になってしまふ、新料金プランができたみたいなものになつてしまふということがあり得ると。やっぱり、健康上の課題でも御指摘されているように、年間百四日の休日はいいけど、それは毎週二日休んだのと同じだらうといふことで、二十四時間働いてもオーケーというふうになつてしまふ。これはよくないなということです。

非営利の現場のことをよく理解されれば意見がたとえ
鳴いたします。ですから、私も、中小企業支援体制
においては抜本的な見直しが必要だとこの経産
委員会でも繰り返し発言をしてまいりました。ス
タートアップからIPOまで指導できる体制を、
たくさん支援機関を一度ゼロベースで見直して
統廃合し、中小企業の支援体制を再構築すること
こそ私は大切だと思っております。松田参考人
も、二〇二五年までにはワンストップ支援体制を
つくらなければならぬと先ほど述べられており
ました。

また、その機関で働く経営指導員、この経営指
導員が不足していると考えておりますと、経営指

導員の育成こそ日本の中小企業に最も重要なことと考えております。先ほど常見参考人も、石川県の例を基に経験者の活用、そして人づくりへの投資ということも述べられておりましたが、私も全く同感であります。ものづくり補助金というのを、決して有効ではないとは言いませんが、現状を肯定した中における投資であります。しかしそれでないことはあしたの日本を私はつぶつぶつといけないと思いますので、人づくりこそ重視だと思っております。

日本のベンチャーエンタープライズ、中小企業に大変詳しい松田参考人には、現状の日本の中小企業支援体制についてどんな御意見を持っているのか、総論をお聞かせ願いたいと思います。

卷之三

卷之三

ミュニケーションがないと成り立たないものだと思ふんですよ。気を付けないと、やっぱり野党が批判するようになると、あるいは連合も批判するようになります。新料金プランができたみたいなものになってしまふということがあり得ると。やっぱり、健康上の課題でも御指摘されているように、年間百四日の休日はいいけれど、それは毎週二日休んだのと同じだらうということで、二十四時間働いてもオーケーというふうになつてしまふ。これはよくないなということです。

ですから、そこでいうと、やっぱりその業務、互いに何を果たすべきかということで、いわゆる業務のクオリティーですとか量を把握する、及びどれぐらい働いたのかということをしつかり記録を取りっていくという仕組みが大事だと思います。個人的には、そこで、まさに高度プロフェッショナル制度ですとか今回見送りになつた裁量労働制の下で、それでも、そこでも無限に仕事が増えていくことなどが課題だと思うんですね。ということで、仕事の業務範囲をいかに握るかということが大事かなと思います。

そして、業務請負型ということなんですねけれども、私はまさにフリーランスで働いていた時代があつたんですね。こちらも、フリーランスも、よく自由な働き方、柔軟な働き方と言ふんですけど、ども、やっぱりサラリーマン時代よりも死ぬほど働きました。確かに、原稿一本二千円ですよ、そのギャラが二万円ですよとか決められていて、

当スキルとファンダメントを持つてゐる方々が、いわゆるエンジニアとしてスタートをし始めました。そういうようなことを考へると、エコシステムは徐々に進んでゐる。しかし、徐々に進んでゐる程度では、ちょっとした日々の質化していくべき

者にちゃんとそれに報いられるためにはどういう仕組みがいいのかということをちょっと御提案をいただきたいと思います。

○参考人(常見陽平君) ありがとうございます。
今御質問いたしましたけど、これ非常に難しい問い合わせています。というものやっぱり今はまさに高度プロフェッショナル制度というのこの国会でも問題になつてありますけれども、これは非常に慎重な議論が必要な案件だと思いますし、何といいますか、労使のいわゆる最適な

期も決められているんですけれども、結局、やっぱりそこに掛かるパワーというのが、読めなくてはいけないんですけれども、無限に掛かってしまうわけなんですね。だから、アウトプットだけで判断するというのも危険で、どれぐらいの労働投入量があつたのかというのをうまく把握する仕組みが大事かなと。

ただし、これが請負関係になるとなかなかこれは回らなくなるわけですね。今はいわゆるフリーランスの見直しということが議論になっています

が、M アンド A というようなことを途中で行つて、いこうとしたときに、M アンド A というのはまさに交渉事になります。そうすると、取得した金額とこのぐらいの差があつてほしいということを投資側が言うことはできないわけでありまして、将来価値から幾らの売却だつたら応じますということがあります。なると思うんです。そういう意味で、個別案件の情報開示ということになりますと、一社一社について幾らの単価でもつて投資したかということを全部開示するというふうなことはあり得ないところだろうと思います。

そういう意味で、定期的な情報開示、しかしながら

伝えて、私も訴えていきたいなどいうふうに思っています。それで、川上参考人にお伺いしたいというふうに思います。

今回のこのサンドボックスに絡みまして、ラムダ・シエアのお話でありました。参考人の方の御意見の中でも、特に安全とくにに関して、安全規制とくにを潜脱するような業者が出てはいけないなどいうふうな御視点があつた、これは本当に非常に重要な視点であるかなというふうに思つております。それで、そのようなことがないよう制度の運用をどのようにしていくのか。例えば今回の削除

る事業者は道路運送法の枠組みで事業を行なうべきであつて、なぜそれができないのかと。ライド・シェアの事業が禁止されているわけではないわけですから。なので、こういつた認定が出れば、規制法令の何か適用を受けないようなそいつた特例措置によつてその事業を行わせる必要はないのではないかと思ひます。

○参考人 松田修一君 では、松田でございますが、先ほど、スピードといふことの関係とサンドボックスとの関係でちょっと申し上げたいと思ひますが、まず、こういう実証をやつてみたいと思ひう人が申出て、それを忍耐してかくじゅうこ

人の意見も大変参考になりました。本当にありがとうございます。
松田参考人の御意見の中の、この後、二〇一二五年までに仕上げておくべきことということの、イノベーションを仕上げるための方法ということの御意見も非常に重要なことです。これについては、今回の制度も、金融面に限らず、いろんな分野に関わっているわけであります。こういう先生の御趣旨も踏まえた上で、いろんな分野に可能性を開く在り方というのもやはり必要なのかなということをこれも実感したところであり、これはちょっと私の感想として云々でござるが、どうぞお聞かせください。

がら、未上場の会社を含めての企業の評価につきましては会計上の国際ルールは相当確立していますので、そのとおりやつてあるかどうかということが非常に重要なんだろうというふうに思いました。そういう意味で、定期的な、少なくとも年に二回、大体こういう方針でこういう分野に投資していくますということは明確に出資していただきたい方に開示するということは絶対必要だろうということは考えますが、年一回の開示と、そして長期的には、的な投資のファンドが終わってみないと本当は業績出てこないと。そしてまた、有力な方々をそこに参画させようと思いますと、そういう方々にインセンティブを、投資に対する成果報酬を差し上げなきやいけないと。その成果報酬というのは期限が終わった段階でしかまたはつきり言えないということがあります。

ですと、主務大臣が既存の法令を遵守するかどうかということをしつかり判断する権限もあるわけではありません。そういった規制官庁の主務大臣の判断などがこれ安易に侵されないようにする運用というのも非常に重要なと思いますが、その辺りについてまず御意見をいただきたいことと、その上で、また松田参考人にもちょっとお伺いしたいのですが、スピードィーな規制の見直しを求められる一方で、やはり安全であるとかそういうのははこの制度の下でも損なわれてはいけないのはこれは当然のことであるかなというふうに思つております。参考人も危機管理システムの研究学会の創設者でも携わられたというふうにお伺いしておりますが、そのような御意見の下で、実証におけるリコメンダーションへの考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

になるかと思いますが、少なくとも仮説検証をしていくことなどがみんなに、認可そして評価される方々にどの程度のタイミングで開示されていくのかということが非常にやつぱり重要で、見える化というのが重要なんだろうと思います。

仮説検証スピードということはいろんなビジネスの上で使われるわけですが、いかに多くの、失敗も含めて、小さい失敗の中で、早く検証して次の仮説を修正して新しい挑戦していくと、こういうふうなことが重要だらうと思います。

そういう意味で、期間を認定するというのは、期間で完成版の認定と、もう少し小さく、課題が起きたときにどういうふうなことを対応してきたかということを含めた期間、細かい期間の公表、情報開示と、そしてトータルでの期間としての情報の完成版といいますか、それを多く広げていく

最後に、常見参考人にお伺いしたいんですが、参考人の御意見の中で、アイデアを生むためには数字ではなく国語だというようなお話をされていました、そのとおりであるかなと。相手の立場に立って思いを酌み取るという、そういう発想から初めて社会に必要なアイデアというのはやはり生まれてくるんだなと。単なる数字から、データからしたらこれが必要なんじゃないかというのは結局机上の空論で、そのままれていくかというようなどころはあるかなというふうに思います。

今、創業者の教育とかがやはり重要であり、私も、そういうところを広げていくためには、これ松田参考人もおっしゃっていたことの観点かもしれないですが、そういった観点からの教育というのも重要なかなというふうに思つております。

○矢倉赳夫君 ありがとうございます。大変参考になりました。また政府にもしつかりとその旨もしていいということが非常に重要であろうというふうに思っています。

以上であります。ありがとうございました。

とは、まず今のようなファンド、長期資金のファンドの運用については非常に困難、難しい案件であろうと思いますが、今申し上げましたように、年一回のしつかりした公認会計士の監査も付いた業績評価については会計ルールにのつとて開示していくということが非常に重要であろうというふうに思っています。

○参考人(川上資人君) そうですね、そもそもこのライドシェアという事業は、先ほど申し上げたように、EUの裁判所からも旅客運送事業だと認定されているように、そういうたた認定がなくして誰が見ても旅客運送だと思われるんですねけれども、そうだとすれば、そういういた運送事業はやっぱり人命を扱う事業であって、人命、身体の安全を扱うものですから、それを保護するために道改運送法という法律がずっとあるわけでして、そしたら、やっぱりその事業を行いたいと思ってい

○矢倉克夫君 ありがとうございます。今のお二
要ではないかというふうに思つております。
ありがとうございました。

所需要なんだらうといふうに思ひます。
そういう意味で、全ての完璧なことというの
はできませんので、必ず情報共有をしながら、そし
て評価のタイミングというのを適切に設けていく
と。そういう意味では、対象と期間、その期間の
中の詳細な期間、プロセスとしての期間というの
をどのように決めていくかということが非常に重
要なんだとしごいります。

○参考人(常見陽平君) 創業者の教育、これは非常に大事な問題です。今起こっていることですとか、ちょっとと事例の御紹介ということをしたいと思うんですけども、やっぱりこれを誰が音頭取りしてやつしていくのかという問題があると思うんですね。実は今、民間の方では非常に起業家のネットワークで例えばそれが進んでいるケースがあるんですね。

たまたま、そうですね、リクルート出身の起業

話、ありがとうございました。

僕は数社の起業、例えばコロプラですとか、その会社の立ち上がりに関わった方なんですが、彼は、これまでのIPOなどとそういうことで、もう今は

私は、まず常見先生にお伺いしたいと思います。

ね。それで、野党はどちらかというと国民の生活なんですね。これは大きなスタンスの違いだなどいうふうに思います。非常に政策集を見ていて自民党的取組の中には面白いものもたくさんあったんですけども、非常に労働力が減っていくんじゃないかということに対する危機感を非常に私は感じましたということなんですね。

士卒していまして、何をやつているかというと、自分分が出资している起業家数十人、もう数十社に投資しているんですけれども、数十社を集めて、ここで合宿形式ですと語り合うんです。必ずそこでは、その会場にやつてきた瞬間、NDAを書かれるんですね。今日話したことは絶対に口外しないという誓いを誓った上で、千葉氏自身あるはそこに参加した起業家たちが自分のここでしゃべれない失敗談を話すんですね。こういったことで育て合うという連鎖が起こっている事例があります。

間も私自身にはあるんですが、そういうった部分、いかがでしようか。

はあるんですけれども、いわゆるそのエリアの起業家あるいは大手企業の社長たちが次世代の経営者を育てるための私塾をつくる、あるいは交流会を開くみたいなアイデアが出ていました。

ちょっと話が拡散したけれども、一部そうう起業家同士のネットワークをどうつくるか、に、しかも仲よしサークルにするのではなく、

矢倉克夫君 大変参考になりました。三人の先生方、本当にありがとうございました。

以上で終わります。
伊藤孝恵君 国民民主党の伊藤孝恵です。
今日は本当に、参考人の先生方、示唆に富むお

り、僕、労働者の人権後進国だと思うんですよ。やっぱり死んでしまうということだと、いろんな各種嫌がらせを受けるとか、そういうことに対しての後進国なんで、やっぱり安倍首相は、世界で一番ビジネスがしやすい会社と言つたんだけれども、その前に、世界一働きやすい会社となぜ言わないのかということを私は問いたいと思います。

済みません、長くなりました。ちょっと答えてになつてないと思いますが。

○伊藤孝恵君 ありがとうございます。

では、次、川上先生にお伺いします。

ライドシェアの問題点について、つまりは安心、安全が確保されない、それは運行管理ですか車両管理、労働管理について責任を負う主体が見えにくい、見えない、ないと、そういうことだというふうに理解をしました。

しかし一方で、先般、世耕大臣が委員会で答弁されたんですけども、過疎地などではライドシェアを求める声もあるというような、そういうこともおっしゃっておりました。

私自身は、交通空白地については、何かを一つ、例えばライドシェアを入れれば解決できるものじゃないというふうに思っていますし、高齢者に免許を返納させて、その先の見通しというのを示さないのも無責任だというふうに思つています。そもそも、地域に土木課とか森林課というのはあるのに、交通政策課というのはないんですね。そういう部分で、本当は新聞配達とか郵便配達とか荷物とか、そういった買物、そういうふうのにどういうような違和感があるんですが、いかがでしょうか。

○参考人(川上賀人君) 交通空白地、過疎地等の公共交通の問題というのは当然あると思うんですけれども、そこにおいては、やっぱり道路運送法の七十八条各号、特に二号において、自家用有償運送、公共交通空白地自家用有償等、制度が用意されているので、まずはその制度の枠組みの中で

しっかりと、例えば協議会のデザインとか、そういう法制度が用意されているにもかかわらず、それが今おっしゃられたとおり、交通政策課自体がそもそもないとか、そういう自治体が多いためにその制度が活用されていないという実態があるというその問題点を飛び越して、じゃ、ウーバーを入れればいいのかという話はちょっと違うんじゃないかと思います。

それと、ウーバーというのは、結局、極めて市場原理の中で動く会社ですから、当然の株式会社ですから、そういう過疎地でビジネスをやることで彼らがもうけを上げることはほぼありませんので、当然そういうところから撤退している海外では状況もありますし、一番その需要が高いところで彼らがもうけを上げることはほぼありませんので、当然そういうところから撤退している海外では、ニューヨーク等に高い運賃等を設定して、そこで利用者が増えるように、それからドライバーも増えるよう、そいつたビジネスモデルになつていてますので、今、例えば中頓別でウーバー社が中頓別町と提携してライドシェアのようないものをやつていたとしても、それをそのまま複数回がずっと永続的に、公共交通の永続性といふ形で、それは市場原理のみに任せることになります。それは、手を引くのはもう目に見えているのかと云々ですね。結局、需要がないから今までの公共交通は撤退しているわけですから。

そうすると、やっぱり今あるその自家用有償制度等の法の枠組みの中ですべて公共交通機関としての責任を自覚してやるようにした方が住民の足にはなるんじゃないかと思います。

以上です。

○伊藤孝恵君 おっしゃるよう、行政連携の福祉タクシーとか、まことに検討しなきゃいけないですし、おっしゃるように、協議会に例ええばバス事業者は呼ばれるのにタクシー事業者は呼ばれないとか、まだまだそういうことができる形で、飛び越えてというのは大変参考になつたお話をでした。

最後に、松田先生、お願いします。

冒頭お話をされた世界から周回遡れの日本を取り組まなければならぬ国民運動というのを非常に合点いたしました。やっぱりまず教育で、私も、若い日に世界に、若い人たちに世界を見に行つてほしいなというふうにいつも思います。

日本では何となく大学に行って高学歴という切符を手に、通行手形を手に大企業に就職するといふのが幸せだなんていうような人もまだこの二十一世紀に及んでもいらっしゃる中で、例えば、フランスでは十五歳から働いている職業人としてのロブションが大変尊敬されていましたとか、日本企業ではアイフォンに我が社の部品が採用されたと喜んだりしますけれども、そうではなくて、やっぱりデバイスを作つて、そこにプラット

フォームをつくって課金モデルをつくった、そういうものが生まれるところがビジネスをつくるということなんだというのを体感してきてほしいなと。それ

が、やっぱり次の組織風土改革、社会風土改革とも言えるかもしませんけれども、自然につながつていくんじゃないかというふうに思います。

今回の法案、制度インフラ改革の一つかと思うんですけども、先生が指摘されたやっぱりお金、投資、国も大胆に投資先を変更していくかな

御指摘されておりましたけれども、地域に眠つている資源の掘り起こし、これまだまだできるんじゃないかななどいうふうに思いますし、先生も

そういう意味で、法律ができ過ぎたがゆえに、その法律をまたしっかり守らなければいけないと、いわゆる広い意味でのお役人の方々、きっと関連するんですが、パートとしてはいっぱいできていで、それがコンバインされていない、融合しないというのが非常に多いんだろうと思います。

○参考人(松田修一君) ありがとうございます。先ほどの御質問、いろんな先生方の御質問とも関連するんですが、パートとしてはいっぱいできていで、それがコンバインされていない、融合しないというのが非常に多いんだろうと思います。

これは、大会社がいろんな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

制度も、ほかにもありますし、規制改革推進会議もつたりして、もはや誰がハンズオン機能といふか、マッチングとか知見の蓄積とかそういうの

ものの主体者であるのかというのが非常に見えにくい。やっぱりマッチング機能というのをもつと國が担保してこそ、いろいろビジネスを創出していく、グローしていくんじゃないかというふうな課題感を持つていてるんですが、そこについて御意見伺えればと思います。

○参考人(松田修一君) ありがとうございます。先ほどの御質問、いろんな先生方の御質問とも関連するんですが、パートとしてはいっぱいできていで、それがコンバインされていない、融合しないというのが非常に多いんだろうと思います。

日本では何となく大学に行って高学歴という切符を手に、通行手形を手に大企業に就職するといふのが幸せだなんていうような人もまだこの二十一世紀に及んでもいらっしゃる中で、例えば、フ

ランスでは十五歳から働いている職業人としてのロブションが大変尊敬されていましたとか、日本企業ではアイフォンに我が社の部品が採用されたと喜んだりしますけれども、そうではなくて、やっぱりデバイスを作つて、そこにプラット

フォームをつくって課金モデルをつくった、そういうものが生まれるところがビジネスをつくるということなんだというのを体感してきてほしいなと。それ

が、やっぱり次の組織風土改革、社会風土改革とも言えるかもしませんけれども、自然につながつていくんじゃないかというふうに思います。

今回の法案、制度インフラ改革の一つかと思うんですけども、先生が指摘されたやっぱりお金、投資、国も大胆に投資先を変更していくかな

御指摘されておりましたけれども、地域に眠つている資源の掘り起こし、これまだまだできるんじゃないかななどいうふうに思いますし、先生も

そういう意味で、法律ができ過ぎたがゆえに、その法律をまたしっかり守らなければいけないと、いわゆる広い意味でのお役人の方々、きっと関連するんですが、パートとしてはいっぱいできていで、それがコンバインされていない、融合しないというのが非常に多いんだろうと思います。

○参考人(松田修一君) ありがとうございます。先ほどの御質問、いろんな先生方の御質問とも関連するんですが、パートとしてはいっぱいできていで、それがコンバインされていない、融合しないというのが非常に多いんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

これは、大会社がいろいろな新規事業をやろうとして省庁に問い合わせると、問題がないとは言えないと、こういうふうなことですから、リスクが外のことが起きたときに、ちょっとそれは問題かも分かりませんねと言われたら、そこから一歩出れない。いや、グレーゾーンだつたらやつてみたい、やらせるという方法が日本ではなかなかないんだろうと思います。

とか、そういうことがあり得るんじゃないかなというふうに思いましたということですね。済みません、答えになつていないと私は思いました。

○真山勇一君 いえいえ、ありがとうございます。

○参考人(常見陽平君) その付加価値の掘り下げこそがまさに大事だと思います。済みません、私もそこがまさに大事だと思います。

○参考人(常見陽平君) ちょっとだけいいですか、済みません。

○委員長(浜野喜史君) 常見参考人。

○参考人(常見陽平君) その付加価値の掘り下げこそがまさに大事だと思います。済みません、私も

もそろいうする逃げ方していると思うんですね。けれども、誰でも彼でも付加価値付加価値と言うんです。

○参考人(常見陽平君) ありがとうございます。

だとかグーグルとか、それからアマゾン、こうした会社が出てきているわけです、IT業界のいわゆる巨人というものが。

う、そういうこともあると思うんですけれども、やっぱりそれは教育が原因なのかなというのが一つと、松田参考人は、そういう実際にその若者たちと接している現場にいらっしゃって、何かアメリカなんかと日本はやっぱり教育で違うところがあるのかどうか、何が決定的に違うところがあるのかということをちょっと伺いたいと思います。

○参考人(松田修一君) ありがとうございます。

すばっとした答えになるかどうか分かりませんが、日本の人材採用のときに、大学卒業偏差値で採らないで入学偏差値で採っているということがありますよ。今、タクシーに、何に満足していて何に満足していないんだつけといふことなんですね。

○参考人(松田修一君) ありがとうございます。

すばっとした答えになるかどうか分かりませんが、日本の人材採用のときに、大学卒業偏差値で採らないで入学偏差値で採っているということがありますよ。だから、入学のときの偏差値が高いから、あの人立派だろうって。しかし、四年間というのは、人生にとって、あの大学生のときの四年間というのはすばらしいチャンスがあると思うんですね。だから、入学のときの偏差値が高いから、あの人立派だろうって。しかしながら、優秀な人材を日本の中で、イノベーション国家日本と言われるような状況をつくり出します。そのためには、少なくとも学校の教育、特に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。そのためには、少なくとも学校の教育、特に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。それが、海外の交流も含めて、自ら考えて社会課題を見発見して、それを解決するにはどうしたらいいんだろうかということを考えると思うんですね。それが、大学のことを言っていますが、小中高も同じだと思います。受験がありますので、中学校というと二年生まで、小学校も五年生までというのがあつて、最後の学年は受験でみんなくものですから親も離さないんですね。そのためには、入学したときに社会でどう生きていかなければいけないという教育を一番最初にすべきではないかというふうに思つています。

○参考人(川上資人君) そうですね、まず、二〇一七年の十月だったと思いますけれども、ロンドンの雇用裁判所では、ウーバーの運転手は労働者であるという判決が出ております。したがつて、ウーバー社としては、割増し賃金、残業代、それから最低賃金、それから年休権、これを与えないといけないというような決定が出ていたと思います。

○参考人(川上資人君) そうですね、まず、二〇一七年の十月だったと思いますけれども、ロンドンの雇用裁判所では、ウーバーの運転手は労働者であるという判決が出ております。したがつて、

ウーバー社としては、割増し賃金、残業代、それから最低賃金、それから年休権、これを与えないといけないというような決定が出ていたと思います。

○参考人(川上資人君) そうですね、まず、二〇一七年の十月だったと思いますけれども、ロンドンの雇用裁判所では、ウーバーの運転手は労働者であるという判決が出ております。したがつて、

とをやると非常に喜ばれるのだということの体験といいます。

そういう意味で、海外との違い何があるかといふと、特にアメリカなんかに行つてアメリアを探しに行くわけですが、日本の場合はどこかに就職するために行くという方が非常に多いわけですけれども、今非常に大きな問題は、日本でも、海外からストレートに中学校から、高校から、少なくとも大学にはもう海外へ行つちやうという層が相多く出始めました。

だから、優秀な人材を日本の中で、イノベーション国家日本と言われるような状況をつくり出して、日本から何かを目指していくというような

場をつくつていかない、もう人材、若者自身が海外に行つてしまふというようなことかなと思いません。そのためには、少なくとも学校の教育、特

に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。そのためには、少なくとも学校の教育、特に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。それが、海外の交流も含めて、

海外に行つてしまふというようなことかなと思いません。そのためには、少なくとも学校の教育、特に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。それが、海外の交流も含めて、

性の問題というのもあると思うんですけども、もう一つ、ライドシェアに参加をする運転手さんが、この方がいわゆる労働者なのか、それともそれが、この方がいわゆる労働者なのか、それともそれが、この方も一つ大きなところではないかなというふうに思つております。

そういう意味で、海外との違ひ何があるかといふと、特にアメリカなんかに行つてアメリアを探しに行くわけですが、日本の場合はどこかに就職するために行くという方が非常に多いわけですけれども、今非常に大きな問題は、日本でも、海外からストレートに中学校から、高校から、少なくとも大学にはもう海外へ行つちやうという層が相多く出始めました。

だから、優秀な人材を日本の中で、イノベーション国家日本と言われるような状況をつくり出して、日本から何かを目指していくというような

場をつくつていかない、もう人材、若者自身が海外に行つてしまふというようなことかなと思いません。そのためには、少なくとも学校の教育、特に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。そのためには、少なくとも学校の教育、特に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。それが、海外の交流も含めて、

海外に行つてしまふというようなことかなと思いません。そのためには、少なくとも学校の教育、特に大学あるいは大学院教育というのは非常に重要な役割があります。それが、海外の交流も含めて、

カ、イギリスにおいて労働者性が認められて います。

それから、昨年だったと思いますが、そのロン・ドン雇用裁判所の判決を受けて、アメリカのファイン・ナン・シャル・タイムズは、ウーバー社に雇用責任を課す判決は妥当である。それだけ指揮命令下に置いて働かせて、それで彼らの労働によつて莫大な利益を上げているのであるから、その雇用責任を負うということは当然であるというような社説がファイン・シャル・タイムズにも掲載されて、これは日経新聞にも紹介されています。

したがって、やはりウーバーなりライトシェアの事業モデルの問題というのは、今までずっと安全管理なりの、道路運送法上の同じ土俵の上での、何で同じ土俵なのに同じルールを守らなくていいんだとか、そういった安全管理上の電話はさせていただいていましたが、確かに、労働法制度からおいても、労働法上の責任を守らなくていいので、そういう点からも莫大なコストを削減できるという、そういった事業モデルというふうになつてきているわけなんですね。そういった二つの側面から規制を守らなくていいというふうに彼らは主張しているおかげで、それによつて非常に安い運賃が可能となつていて。そうすれば、利用者としては、その裏に何があるのかというのを知らなければ取りあえず百円でも二百円でも安い方がいいわけですから、当然それは利用者にとっては安い方がいいということになります。

しかし、その裏で、じや誰が泣いているんですかという調査をすると、結局労働者、運転手にしわ寄せが行つて、それは同じ士俵で争わされてい るタクシー運転手もそこで泣かされるし、ウーバードライバーも同様であるということで、例え ば、今年の三月九日のブルームバーグの記事で は、スタンフォード大学の調査結果、それからそ れに反論しているウーバー社側の調査結果、これ を総合的に評価したとしても、ウーバードライ バーの平均時給は良くても十ドルだというふうに 言つているわけです。このブルームバーグの記事

では、八・五五ドルか九・六八ドルか十ドルぐら
いだというふうな報道がされています。結局、こ
れは今年の一月二十七日の日経新聞にも書かれて
いましたけれども、このようなシエアリングエコ
ノミーモデルの下で働く人が増えれば、賃金の、
何というんですか、どんどん安くなる、賃金の低
下が起きるという記事はこれ載っているんです、
日経新聞でも紹介されているわけですね。

それは、経産省が雇用によらない働き方の研究
白書みたいのを、昨年だったと思いますが、出し
ていますが、その統計からも明らかなんです。結
局、フリーランスなりの人たちの年収レベルとい
うのは三百から四百万ぐらいです。さらに言え
ば、プラットフォームのようないくつたＩＴ
のところで仕事を取っているような人たちの年収
は二百万円台というふうになっています。あの白
書は、そのまとめだけ読んではいけなくて、生のデー
タをちゃんと読まないと、まとめではすごく
いい結論になつていてるんですけども、生のデータ
はそういうふうになつていないので、そこは注意して見るとそういうことがよく分かる。

そうすると、結局、この規制、先ほどの質問
で、規制というものはその便利さを犠牲にする側
面もあるという観点も確かにあるかもしれません
けれども、その規制をじや取つ払つたときにどう
なつてしまふのかというと、例えばこのライド
シェアの問題に関して言えば、労働者の収入の低
下が起きて、結局そつすれば消費が冷え込みます
からＧＤＰが減っていく、それに対し、当然投
資家なりの収益は非常に大きくなります、労働分
配率が下がりますので。あと、もつと言えば、も
しここでライドシェアを解禁したとしても、得す
るのはウーバーなりの世界的にプラットフォーム
を持つている会社だけですよ。結局、そのビッグ
データをウーバーなりのアメリカの企業に持つて
いかれるだけなので、何にも得しないですよ。
それに対して、この日本で、今フルタイムで旅
客運送をやって、家族を支えて、子供を大学に
やっている人たちは、みんな十ドル足らず、千円

前後、それから年収三百万円前後の職業になつてしまつて、今フルタイムでそうやって生活を支えている人たちはいなくなり、ウーバーイーツといつものが今東京で行われていますが、ウーバー社の別のサービス、これは法に抵触しないのでやられていますが、ベトナム人の留学生の配達員が非常に増えています。そうすると、これ、ライドシェアを解禁するということは、当然ウーバーが一番市場を圧倒的にシェアを占めることになりますが、そこで多分、運転手さんとしてはウーバーイーツで起きているような状況になると思います。そうすれば、彼らにとっては、時給十ドルぐらいだったら、一千円ぐらいだったらいかという話ですから、そういうた低賃金のパートタイム労働者を増やしてこの国は豊かになるのかという問題もあるんじやないかと思います。

は、民間消費が今下がっているじゃないかということ問題意識も著書の中で述べられておられまして、その労働生産性を上げようとするならばやはり民間消費を上げなきやならないよねということにながると思うんですね。

そこで、常見参考人には、なぜ日本でこの民間消費が下がっているのか、上げるためにはどうしたらいいのかというところをお聞かせいただければと思います。

○参考人(常見陽平君) 非常に、消費のことについてということで、やや私の専門の範囲を超えるんですけども、ただ、率直にもつと賃金を上げられるというふうに私は思いますね。賃金を上げることなどと安心して働けるようにするということなんですね。

まあ、非常にたんす貯金があるんじゃないかな

○辰巳孝太郎君 よく分かりました。
以上です。

は、民間消費が今下がっているじゃないかということ問題意識も著書の中で述べられておられまして、その労働生産性を上げようとするならばやはり民間消費を上げなきゃならないよねということにながると思うんですね。

そこで、常見参考人には、なぜ日本でこの民間消費が下がっているのか、上げるためにはどうしたらいいのかといふところをお聞かせいただければと思います。

○参考人(常見陽平君) 非常に、消費のことについてということで、やや私の専門の範囲を超えるんですけども、ただ、率直にもつと賃金を上げられるというふうに私は思いますね。賃金を上げるということと安心して働くようにするということなんですね。

まあ、非常にたんす貯金があるんじゃないかみたいな議論もありますけれども、やっぱり不安で使えませんよということだと思います。雇用も安定しないんじゃないか、心身が疲れて倒れてしまうんじゃないか。今、離婚するカップルも増えています、三六%ぐらいのカップルが離婚しますから。あと、しかも、良くも悪くも今、長生きな社会になつてているんですね。人生百年時代ということを言われていますけれども、最近はだから、金融商品を見るとより具体的に、人生九十年時代ですよということを言つていて、百年時代の前にもう九十年時代がやつてきてるので、そうなるとお金足りなくなりますわねということなので、月並みですけれども、やっぱり安心できる社会にするべきじゃないかということと、要するにお給料を上げるということだと思いますよ。

だから、冒頭でも触れましたけど、若者の〇〇離れというふうに言いますけど、自動車離れとかお酒離れだといろいろ言いますけれども、その前に、いや、離れるにくついていないんだからということで、やっぱり笑き詰めると、暴論ですけど、若者にお金配れというふうに思いますよね。

たいんですけども、賃金を上げるということと同時に、日本の商慣行として、取引先とのやり取りで取引ができるないというようなことが日本には価値で海外に比べて強いのではないのかと、その部分のデザインをし直さなければならぬんじやないかというふうにも考へるんですが、いかがでしようか。

○参考人(常見陽平君)　はい、全くおっしゃるとおりだと思います。

いわゆる神対応ですか、あるいはお客様は神様だ信仰みたいなものがあるということです。三波春夫さんはホームページで説明していくまして、お客様は神様ですというのをいわゆる営業先に押し付けないでくれということを遺族が説明しているんですけども、ただ、そのようなことが実際に起っているんじゃないかなというふうに思います。

一つ希望となるのが、やっぱり企業がサービスレベルを明確に決めるということだと思うんですね、このお値段だつたらこうだと。もつと言うと、これは社内にも適用すると。以前私はバンダイという会社に勤めていたんですけども、そのときに実験されていたのが、いわゆるシェアードサービス構想というもので、簡単に言うと、社内の管理部門のサービスに全て値段を付けて、そのセンターで集約してやるぞというような、簡単に言うとそういう構想なんですが、そのとき、例えば、人事が中途採用のお手伝いをしたら彼ら、IT部門の人がPCのセッティングをしたとか、I.T部門の人がPCのセッティングをしたから幾らというのを明確に決めていたんですね、サービスレベルですか。まあ、一部うまくいかなかつた部分もあるんですけど、例えばそのような形で、サービスレベルはこうですよということを決めることが大事だと思います。

プラットフォーマーという話が出ましたけど、プラットフォーマーって、それこそ営業活動すらせずに、こういうルールでこのプラットフォームを使ってねということをやるんですよ、良くも悪

くも。ということで、サービスの基準を設けていること、サービスレベルを見直すことが大事だと思います。

ただし、それができない会社もあって、実際に、やっぱり労働組合の方の勉強会でも、そういう話をすると、いや、とはいって労組の方からも、そうすると商売が立ち行かなくなるという意見が出たりするんですよね。なかなか悩ましいところです。

ただし、私は予約の取れないすし屋モデルといふうに呼んでるんですけども、要するに、サービスエリアを区切って顧客もここまでしか取らないという運用をやるという発想、実際そういうことをやってうまくいっている会社もあるんですけども、そういう発想も必要かなというふうに思います。

○辰巳孝太郎君　示唆に富む発言でした。ありがとうございます。

もう一点だけ、松田参考人、最後、時間も少ないんですけども、公認会計士としての御意見を少しお伺いしたいんですけども、今プラット

フォーマーとか、新たな産業という意味ではいろいろ海外でも出てきております。一方で、アマゾンとかエアビーアンドビーとかいろいろあるんですけど、実際にアメリカでは生まれてはいるんだけども、ウーバーも含めて、ただ、税金を納めるところはいわゆるタックスヘイブンというようなところはいわゆるタックスヘイブンというようなところはいわゆるタックスヘイブンというようなところで納めていると。これは非常に大きな新

たな産業の創出とは違う観点にはなりますけれども、問題ではないかというふうに思っています。

まあ、最後お聞かせください。

○参考人(松田修一君)　ありがとうございます。

産業競争力強化の根幹になるような御質問かなというふうに思うんですが、国は動けない、国は動けませんが、考えてみますと民間企業は自由に動けると。その動けるところで最適地主義、最高に適しているところで開発し物を作つて販売する、こういうのを自由に設計できるのは民間企業

であります。

そういうことを考えますと、日本がその最適地主義にどこまで門戸を開いて日本に多く皆さんが来ていただけるかということは非常に重要なんだと思うますが、今の税制の話でしますと、例えはアマゾンは日本で売上げ立つていてないから云々ということはよく新聞にも出てまいります。そして、開発案件が特にハイテク系が多いとする

と、開発の知財を一番タックスの低いところに全部集約して、そこにロイヤルティーフィー払わせて資金ため込むと。

これは、創業会社が今回非常に大きな日本で買収案件があるわけですが、創業会社のトップテンを見ていただきますと、二五%以上税金を利益に、課税に対して税金を納めているのは日本企業だけなんですね。そのぐらい、世界のタックスのルールを利用した、いかに持続的に成長していくかというふうなことを世界が今競争しているということを考えると、日本の税制のところを、いかに働く人たちに税制上も有利だという仕組みをどのようにつくっていくかという非常に大きな課題が突き付けられているんじゃないかな。

そういうことも考えていくと、いろんな意味での恩典があるところに若者が逃げていってしまって、いうことが今起きているのをどう防ぐかというふうな大きな課題を先生が御質問されたのかなというふうにちょっと思つております。

○参考人(辰巳孝太郎君)　決して、税金の引下げ競争になつて、世界の全体が税収がなくなっちゃうということにならないようになきやならないなどいふうに感じました。

ありがとうございました。

○参考人(松田修一君)　ありがとうございます。

私も、世界標準の業績はとつところで若干述べさせていただきましたが、日本の会社、産業構造、戦後に相当多くの競争会社をいっぱいつくって、それが再統合するというプロセスを経ています。銀行はメガバンクに集約されました。そのほかについてはほとんど

ございませんが、そのほかについてはほとんど非常に収益モデルが日本は低いというふうなこと、低いから先行投資ができる、先行投資はリスクがありますから、あるいは海外戦略も含めて遅れてしまうと、そういうふうなことがあるかと思います。

そういう意味で、既存企業自身の再編ということを国レベルで、十年後どこが生きておくべきなのかということを真剣に考えていく必要があるのではないかと。そういう意味では、日本は買收

をまず一回目したいと思うんですが、今回の法案は生産性向上特措法と産業競争力強化法の改正ということになりますけれども、生産性向上について

いうことでありますけれども、生産性向上についで、どのような生産性向上を目指すのかということが非常に重要であると思います。しかし、どうも法案審議を通じましてもなかなか政府の目指す方向性が見えない、分かりにくるものもあります。

我が国では、生産性向上といえば、いまだにリストラ、賃金カットあるいは人件費の削減に結び付けてしまう傾向が強くて、特に中小零細企業にはそれが多いわけであります。特に、労働生産性が数字が向上するわけですから、国家が目標を達成するには決して当たつていいないというふうに思います。

そこで、参考人の先生方のお考えになる我が国が目指すべき生産性向上というのはどのようなものかをお聞かせいただきたいと思います。

まず、松田参考人から。

○参考人(辰巳孝太郎君)　決して、税金の引下げ競争になつて、世界の全体が税収がなくなっちゃうということにならないようになきやならないなどいふうに感じました。

ありがとうございました。

○参考人(松田修一君)　ありがとうございます。

私も、世界標準の業績はとつところで若干述べさせていただきましたが、日本の会社、産業構造、戦後に相当多くの競争会社をいっぱいつくって、それが再統合するというプロセスを経ています。銀行はメガバンクに集約されました。そのほかについてはほとんど非常に収益モデルが日本は低いというふうなこと、低いから先行投資ができる、先行投資はリスクがありますから、あるいは海外戦略も含めて遅れてしまうと、そういうふうなことがあるかと思います。

そういう意味で、既存企業自身の再編ということを国レベルで、十年後どこが生きておくべきなのかということを真剣に考えていく必要があるのではないかと。そういう意味では、日本は買收

するといったらのみ込むだけなんですが、切り離すといふことも、スピナーアウトも含めてダイナミックに行つていく必要があるのではないかとうふうに思います。

それから、中小企業、特に地域の中小企業で地産地消という言い方をよくするわけですが、地域でもう高齢化しているんですから地産地消もなかなかできないというふうなことを考えますと、やはり地産外消といいますか、外に対して売る、海外に対して売るというようなことがやっとこのネット社会でできるようになつてきたということを考えますと、今の新しいテクノロジーを使ったビジネスモデルをもう一度いろんな地域でいろんな業種で考えていく必要があるのでないかなと、そのように思つております。

ありがとうございました。

○参考人(常見陽平君) 繰り返しになりますけれど、やっぱり次の産業をつくるというのが総論でとても大事なことだと思います。

逆に言うと、各論で言うと、私は今回の法案で非常に感じたのは、中堅・中小企業に設備投資、特にIT投資を行うということなんですが、私は攻めのIT投資ということを提案したいと思います。働き方改革の文脈で、様々なIT企業にピアリングに行きました。非常に日本のITの状況ではなかなか大変なことがあって、例えばノートパソコンの持ち出しがオーケーな会社って、実は日本でいまだに五割しかないんですね。逆に言ふと、五割が禁止なんですよ。そういう状態になつたりすると。

あと、まさに働き方改革を支援しているような企業にもピアリングを行つたんですが、そのITの投資も、どちらかというと従業員を縛るIT投資になつちやうんです。つまり、例えば基幹シス

テムにアクセスするログを取るようにして誰がサボつているかというのを確認するとか、そういう方向に行くんですね、誰かを縛り付けるようにする。そうじゃなくて、その会社のバフォーマンスが上がるよつな投資をするべきだと思います。

例えば、最近でいうと、いわゆるセールス・フォース・オートメーションと言われて、例えばセールスフォース・ドットコムですかSalesforceという会社が有名なんですが、営業を支援するツールがあるんですね。簡単に言うと、営業の進捗状況を管理したりとか、あと私も実はそのSalsanという会社のアドバイスを入れているんですけど、無料のものでも、取引先の人事異動の情報がポップアップで出たりだと、取引先に関するいわゆる最新のニュースがポップアップで出たりして、営業支援をしてくれるんですね。

というわけで、中堅・中小企業の方々が営業を

しやすいように、あるいは生産活動をしやすいよ

うにという投資の支援が必要かなというふうに思

います。

以上です。

○参考人(川上資人君) 労働生産性ですね、この労働生産性ということについての御質問なんですがれども、私はまず常見先生のこのレジュメの二ページ目のスライドの四番というところで、やはり端的に労働生産性とは付加価値を労働投入量で割つたものである、こういった指標ですので、ここにやっぱり常に立ち戻らないといけないと思うんですけれども、そうすると、この指標を上げるには、リストラをするか又は付加価値を上げるか。付加価値を上げるというのは、価格を上げるということですよね。

そうすると、例えば、じゃ、アップル社の労働

が、古い、その時代に合つていらない規制によつて

足下をすぐわれてはいけないというような理念と

いうのは非常に重要なものだと思いますので、そ

うすると、そもそもこの法案自体の名称が、新規

事業促進法案とかそういう名前であればより良

かったのかなという気もするんですけども、そ

のときに、例えば、じゃ、私のこの本日呼ばれて

いる主題としてライドシェアというものに立ち

戻ったときには、先ほど松田先生の方から、この

法案の下でやっぱりいろんなベンチャーを育成す

るにはスピードイーな仮説検証が必要なんだとい

うお話をあつたと思いますが、これはもう二〇〇

九年にウーバーが事業を開始してから十年近く世

界各国で、もうあらゆるところでこれ実証されて

いるわけですから、ライドシェアというものに関

しては、この仮説検証は、既に海外の事例をつぶ

さに検討することでどのような社会的問題を生む

のかというのは実証検討可能なではないかと思

いますので、この法律を適用する必要性というの

はそんなにないんじゃないかなという気がしてお

ります。

なので、生産性向上も大事ですけれども、その

指標では測り切れないもつと大事なものというも

のはあるんじやないかという気がしまして、それ

をこの法律で壊さないということだけは是非お願

いしたいと思います。

以上です。

○石井章君 タクシー業界の場合には、それぞれの県で条例と同じように、例えば東京と大阪では全く運賃形態が違つて、大阪は五千円超えたら全部半額になつていて。そういうふたこどもあつて、小泉内閣のときに規制緩和で相当タクシー業界がざゅうぎゅうぎゅうぎゅう首絞められていたんですけれども、またタクシー業界の巻き返しがあつて、また規制に歯止めを掛けたという歴史があります。

まあ、それはまた別な機会に議論したいと思います。

次に、松田参考人に、こんな、ちょっと大局的

なところから話ををお伺いしたいんですけども、

ベンチャー、特にメガベンチャー育成についてお

伺いしたいと思うんですが、何度ももう言わざも

ジニアがいて、あとこれを生産するのは全て外注だと。途上国の人々、中国の非常に安い労働力を使う。それもきっと労働力とは既にカウンタされないので、もう下請ですから。そういうふうです。もう少し労働者といふことで、単純に一台十万円のアイフォンを彼らは数万人のサンフランシスコの労働力で作つていいことになるわけですから。非常に高い付加価値に対し非常に少ない労働者といふことで、だから、労働生産性は高いんだろうと思われます

けれども、なので、この指標自体にそこまで重み

があるのかという気はします。

ただ、この法案が目標そくとしている新規事業

が、古い、その時代に合つていらない規制によつて

足下をすぐわれてはいけないというような理念と

いうのは非常に重要なものだと思いますので、そ

うすると、そもそもこの法案自体の名称が、新規

事業促進法案とかそういう名前であればより良

かったのかなという気もするんですけども、そ

のときに、例えれば、じや、私のこの本日呼ばれて

いる主題としてライドシェアというものに立ち

戻ったときには、先ほど松田先生の方から、この

法案の下でやっぱりいろんなベンチャーを育成す

るにはスピードイーな仮説検証が必要なんだとい

うお話をあつたと思いますが、これはもう二〇〇

九年にウーバーが事業を開始してから十年近く世

界各国で、もうあらゆるところでこれ実証されて

いるわけですから、ライドシェアというものに關

しては、この仮説検証は、既に海外の事例をつぶ

さに検討することでどのような社会的問題を生む

のかというのは実証検討可能なではないかと思

いますので、この法律を適用する必要性といふの

はそんなにないんじゃないかなという気がしてお

ります。

結局、つまるところは、この国がもつと元気に

なるとかというのは、我々国民はみんなそれは望

んでいることで、そのためには、やっぱりお二人

の先生がお話ししてくれたような新しい事業がど

んどん生まれるとかというところが大事ですと思

うんですが、そのときにやっぱりもつと大事なの

は、この労働生産性という指標では測れない、例

えばタクシーの運転手さんが生活を支えられる十

分なお給料をもらつて、それで例えれば四人家族、

六人家族を養つて、子供を大学に行かせられた、

こっちの方が大事だと思うんですよ、タクシー運

転手さんの労働生産性が高かつたといふことよ

り。それで、そのタクシーの運賃が高過ぎるとい

う問題よりも、そんなに問題なんでしょうか。

それは、今、ニューヨークで多くの人たちが

ウーバーというアプリをもうデリートし始めてい

ます。この四か月の間に毎月タクシー運転手さん

が死んでいつて、それで初めて私たちがこの

使つているウーバーというアプリが彼らに及ぼし

た影響というものの気付いたといって、いろんな

ところ、フェイスブック、ツイッターとかに投稿

しながら、私はもうウーバーは使わないという人

たちが増えています。私も、大学のとき留学した

ところの友達が、私はもうタクシーしか使わない

のと言つている友達もいます。

なので、生産性向上も大事ですけれども、その

指標では測り切れないもつと大事なものというも

のはあるんじやないかという気がしまして、それ

をこの法律で壊さないということだけは是非お願

いしたいと思います。

なので、生産性向上も大事ですけれども、その

指標では測り切れないもつと大事なものといふの

は、あるんじやないかという気がしまして、それ

をこの法律で壊さないということだけは是非お願

いしたいと思います。

は、この労働生産性という指標では測れない、例

えばタクシーの運転手さんが生活を支えられる十

分なお給料をもらつて、それで例えれば四人家族、

六人家族を養つて、子供を大学に行かせられた、

こっちの方が大事だと思うんですよ、タクシー運

転手さんの労働生産性が高かつたといふことよ

り。それで、そのタクシーの運賃が高過ぎるとい

う問題よりも、そんなに問題なんでしょうか。

それは、今、ニューヨークで多くの人たちが

ウーバーというアプリをもうデリートし始めてい

ます。この四か月の間に毎月タクシー運転手さん

が死んでいつて、それで初めて私たちがこの

使つているウーバーというアプリが彼らに及ぼし

た影響というものの気付いたといって、いろんな

ところ、フェイスブック、ツイッターとかに投稿

しながら、私はもうウーバーは使わないという人

たちが増えています。私も、大学のとき留学した

ところの友達が、私はもうタクシーしか使わない

のと言つている友達もいます。

なので、生産性向上も大事ですけれども、その

指標では測り切れないもつと大事なものといふの

は、あるんじやないかという気がしまして、それ

をこの法律で壊さないということだけは是非お願

いしたいと思います。

は、この労働生産性という指標では測れない、例

えばタクシーの運転手さんが生活を支えられる十

分なお給料をもらつて、それで例えれば四人家族、

六人家族を養つて、子供を大学に行かせられた、

こっちの方が大事だと思うんですよ、タクシー運

転手さんの労働生産性が高かつたといふことよ

り。それで、そのタクシーの運賃が高過ぎるとい

う問題よりも、そんなに問題なんでしょうか。

それは、今、ニューヨークで多くの人たちが

ウーバーというアプリをもうデリートし始めてい

ます。この四か月の間に毎月タクシー運転手さん

が死んでいつて、それで初めて私たちがこの

使つているウーバーというアプリが彼らに及ぼし

た影響というものの気付いたといって、いろんな

ところ、フェイスブック、ツイッターとかに投稿

しながら、私はもうウーバーは使わないという人

たちが増えています。私も、大学のとき留学した

ところの友達が、私はもうタクシーしか使わない

のと言つている友達もいます。

なので、生産性向上も大事ですけれども、その

指標では測り切れないもつと大事なものといふの

は、あるんじやないかという気がしまして、それ

をこの法律で壊さないということだけは是非お願

いしたいと思います。

は、この労働生産性という指標では測れない、例

えばタクシーの運転手さんが生活を支えられる十

分なお給料をもらつて、それで例えれば四人家族、

六人家族を養つて、子供を大学に行かせられた、

こっちの方が大事だと思うんですよ、タクシー運

転手さんの労働生産性が高かつたといふことよ

り。それで、そのタクシーの運賃が高過ぎるとい

う問題よりも、そんなに問題なんでしょうか。

それは、今、ニューヨークで多くの人たちが

ウーバーというアプリをもうデリートし始めてい

ます。この四か月の間に毎月タクシー運転手さん

が死んでいつて、それで初めて私たちがこの

使つているウーバーというアプリが彼らに及ぼし

た影響というものの気付いたといって、いろんな

ところ、フェイスブック、ツイッターとかに投稿

しながら、私はもうウーバーは使わないという人

たちが増えています。私も、大学のとき留学した

ところの友達が、私はもうタクシーしか使わない

のと言つている友達もいます。

なので、生産性向上も大事ですけれども、その

指標では測り切れないもつと大事なものといふの

は、あるんじやないかという気がしまして、それ

をこの法律で壊さないということだけは是非お願

いしたいと思います。

は、この労働生産性という指標では測れない、例

えばタクシーの運転手さんが生活を支えられる十

分なお給料をもらつて、それで例えれば四人家族、

六人家族を養つて、子供を大学に行かせられた、

こっちの方が大事だと思うんですよ、タクシー運

転手さんの労働生産性が高かつたといふことよ

り。それで、そのタクシーの運賃が高過ぎるとい

う問題よりも、そんなに問題なんでしょうか。

それは、今、ニューヨークで多くの人たちが

ウーバーというアプリをもうデリートし始めてい

ます。この四か月の間に毎月タクシー運転手さん

が死んでいつて、それで初めて私たちがこの

使つているウーバーというアプリが彼らに及ぼし

た影響というものの気付いたといって、いろんな

ところ、フェイスブック、ツイッターとかに投稿

しながら、私はもうウーバーは使わないという人

たちが増えています。私も、大学のとき留学した

ところの友達が、私はもうタクシーしか使わない

のと言つている友達もいます。

なので、生産性向上も大事ですけれども、その

指標では測り切れないもつと大事なものといふの

は、あるんじやないかという気がしまして、それ

をこの法律で壊さないということだけは是非お願

いしたいと思います。

は、この労働生産性という指標では測れない、例

えばタクシーの運転手さんが生活を支えられる十

分なお給料をもらつて、それで例えれば四人家族、

六人家族を養つて、子供を大学に行かせられた、

こっちの方が大事だと思うんですよ、タクシー運

転手さんの労働生産性が高かつたといふことよ

り。それで、そのタクシーの運賃が高過ぎるとい

う問題よりも、そんなに問題なんでしょうか。

それは、今、ニューヨークで多くの人たちが

ウーバーというアプリをもうデリートし始めてい

ます。この四か月の間に毎月タクシー運転手さん

が死んでいつて、それで初めて私たちがこの

使つているウーバーというアプリが彼らに及ぼし

た影響というものの気付いたといって、いろんな

がなで、CBIンサイトによりますと、二〇一七年九月時点では全世界におけるユニコーンの企業数は二百五社、アメリカが百六、中国が五十七、インドが十社、イギリス六社、ドイツ五社、韓国が三社と、我が日本は一社しかないということでありますけれども、歴史や国民マインド、商慣行の違いなどは存在するとは理解しておりますけれども、日本でメガベンチャーやユニコーンが今まで育っていない要因について分析されると、どのような考えがあるかお伺いします。

○参考人(松田修一君) ありがとうございます。

今、メガベンチャーを育てるためには長期資金が不可欠だという文脈の中から、産業競争力の中で産業革新機構の改編について御説明したわけで

すが、翻つて、メガベンチャーということを考えたときに、先ほどのプラットフォーム事業もそ

なんですが、ITテクノロジーが入ったことに

よつて産業構造ががらつと変わってきた。その中で重要なのは、一つはスピードでありますし、今回新聞紙上にメルカリがこの六月にIPOする

と、三千億円付くんではないかというふうに時価総額が言われておりますけど、たった五年なんですね。それほど急激な成長について支援する長期資金の出し手がいたということは非常に確かであります。

それと、もう一つ重要なのは、じゃ、たまたまメルカリの話をしますが、メルカリ自身がどこにマーケットを求めているかと。それは、日本にももちろんあるわけで、日本をベースからスタートしたんですが、すぐヨーロッパ、アメリカということでグローバルに展開しております。

ですから、メガベンチャーのことを考えてみると、育てるための資金が必要なのと、プレーヤー自身がグローバル視点、グローバルな市場というのをどこに求めて、そしてそことのよう

に訴えていくかができるかどうか。そうすると、プレーヤーという起業家だけではできませんから、それを支援するような周りのメンターやといいますか、広い意味ではエンジニアも含

めでなんですが、メンターが必要だらうな。もうそういうふうな総合力をどうして必要だらうと、いうふうに今思つております。

そういう意味で、やつと、ペプチドリームという東大発の大学発ベンチャーは、今六千億ぐらいのファーマーなんですね。テクノロジーからのプラットフォームも日本から出てくる可能性があるなどというふうなことが最近具体的な事例として出てきましたというのが非常に希望だらうと、いうふうに思つております。

○石井章君 ありがとうございます。

じゃ、時間がないので、最後に常見参考人にお伺いいたします。

労働生産性に関しまして、日本が一九九〇年代から二〇〇〇年代まではトップクラスに位置していまして、技術立国の譽れのようを感じて生きていきました世代の私は人間なんですから、他方で先生の御意見は同じく、単純に他国と比べますとなかなか難しい、労働生産性の数値を上げる簡単な方法は労働者を泣かせることにもつながりかねないというものが横行しているのではないかと。政府が労働生産性をとにかく上げようという政策には疑問を持つっています。

そこで、これから時代に政府が目指すべき労働生産性はどのようなものか、どういう理想が先にありました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

○石井章君 貴重な御意見をありがとうございます。

○委員長(浜野喜史君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様方には長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後零時に再開することとし、休憩いたしました。

○委員長(浜野喜史君) ただいまから経済産業委員会を開いています。

委員の異動について御報告いたします。

本日、伊藤孝恵君が委員を辞任され、その補欠として石上俊雄君が選任されました。

ば、例えば日本企業の利益率高いよね、日本企業の賃金つて高いよね、日本つて今賃金高い国じゃないですからね、というような状態を目指すと。結果として労働生産性が上がつているということが大事かなというふうに思います。

そのためにも、誇れる産業、誇れる企業、そして労働者が安心して働くことができる時代。明日の糧食にもままならぬ労働者がいるわけですよ、本当に。例えば、豊かな社会は、今もりかげ問題つてやつていますけれども、本当に市民たちはもりそばを食べるか、かけそばを食べるかと悩んでいます。そのときに、値段を見ないで天ぷらをたくさん乗せられる社会、これが豊かな社会です。

ということで、非常に豊かないわゆる消費生活が行えるように、皆さん、一円でも国民の給料が上がるような努力を是非していただければと思います。

以上です。

○石井章君 貴重な御意見をありがとうございます。

○委員長(浜野喜史君) 休憩前に引き続き、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、議論を始めます。

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(浜野喜史君) 休憩前に引き続き、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、議論を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○北村経夫君 自由民主党の北村経夫でございます。

私は、これまでこの委員会での質疑応答、そして今朝行われました午前中の参考人質疑を踏まえまして、幾つか確認するとともに、提案も含めて質問させていただきたいと思います。

昨年の総選挙でありますけれども、自由民主党、六つの柱を国民の皆様に政権公約としてお約束いたしましたけれども、その一つに、劇的な生産性の向上と国民の所得増というものを掲げたわけであります。

この生産性向上、そしてその実現を支えるコネクティッドインダストリーズという構想、これ私は、単に産業政策ということではなく、このことによって人づくり革命と両輪を成すということからして、この国の社会そのものを大きく変える、そのような大きな壮大な構想だというふうに、試

めでなんですが、メンターが必要だらうな。も

うそういうふうな総合力をどうして必要だらうと、いうふうに今思つております。

そういう意味で、やつと、ペプチドリームとい

う東大発の大学発ベンチャーは、今六千億ぐらいのファーマーなんですね。テクノロジーからのプラットフォームも日本から出てくる可能性があるなどというふうなことが最近具体的な事例として出てきましたというのが非常に希望だらうと、いうふうに思つております。

○石井章君 ありがとうございます。

じゃ、時間がないので、最後に常見参考人にお伺いいたします。

労働生産性に関しまして、日本が一九九〇年代から二〇〇〇年代まではトップクラスに位置していまして、技術立国の譽れのようを感じて生きていきました世代の私は人間なんですから、他方で先生の御意見は同じく、単純に他国と比べますとなかなか難しい、労働生産性の数値を上げる簡単な方法は労働者を泣かせることにもつながりかねないというものが横行しているのではないかと。政府が労働生産性をとにかく上げようという政策には疑問を持つっています。

そこで、これから時代に政府が目指すべき労働生産性はどのようなものか、どういう理想が先にありました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

○石井章君 貴重な御意見をありがとうございます。

○委員長(浜野喜史君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様方には長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後零時に再開することとし、休憩いたしました。

○委員長(浜野喜史君) ただいまから経済産業委員会を開いています。

委員の異動について御報告いたします。

本日、伊藤孝恵君が委員を辞任され、その補欠として石上俊雄君が選任されました。

みだと私は理解しているわけであります。したがつて、その実現のためには、大企業から個人事業主まで、そして経営者から生活者まで、そして東京から地方まで、広く国民の皆様に理解していただくとともに、参加していただくことがこの構想の成功の鍵となるんだろうというふうに私は思つております。

そこで、生産性についてでありますけれども、その定義、労働生産性を指標とするとしておられますけれども、今朝の参考人質疑でもこの労働生産性というのはいろいろ議論が行われております。その一つに、常見参考人はこう指摘されております。この労働生産性とは、付加価値を労働投入量で割ったものである、必ずしも効率を表現する指標ではない、ましてや労働者の勤勉さを表現するものではないというふうに指摘しておられます。この労働生産性の中では、付加価値を労働の中でのことを触れておられますけれども、その確認をしたいというふうに思つております。

そして、世の中も今変わつてきておりまして、今日、現場で働く人に対してもっと長く働けといふことは言えないわけでありまして、むろん、どんな事業を進め、どのような付加価値を生み出しか、そういう判断を経営者とともに現場で働く人も主体的に担つていくような時代になつてゐるわけであります。

まず、この時代を踏まえまして、これから生産性革命と働き方革命と、この二つの政策が目指す共通の将来像、それも含めてお伺いをいたします。

○政府参考人(宇野雅夫君) まず、生産性の定義についてお答え申し上げます。

今回の生産性革命の趣旨は、一人一人が生み出す付加価値を拡大させまして、これを賃金の上昇につなげることでデフレ脱却を図るという大きな流れを実現させるということにござります。

このような観点から、生産性革命では労働生産性を年2%向上させるという目標を置いておりま

すが、その際、これは一人当たりではなく、一人

が一時間当たりに生み出す付加価値というものを基準としております。

以上でございます。

○北村経夫君 次に、コネクテッドインダスト

リーズについてお伺いいたしますけれども、これ

は大臣も説明しておられますけれども、この構想

の先に、高齢化、人手不足、エネルギー制約など

といった社会の課題が解決されるソサエティー

五・〇が形成されていくわけであります。こうし

た日本の将来を大きく左右する極めて重要な構想

でありますけれども、たゞ、経営者でもコネク

テッドインダストリーズにびんとくる方はまだお

られないわけであります。

私は、全国回りましていろいろな方とお会いし

ます。この週末も宮崎、大分と回りました。首長

さん、あるいは地方議員さん、そして中小企業の

経営者の皆さんといろいろ意見交換をしてまいり

ます。いろいろ気付いたことはござりますけれ

ども、その中で、このコネクテッドインダス

トリーズという構想、ほとんどの方がまだ理解

していらっしゃらない。名前も聞いたことがない

といふことは言えないわけです。や

はりこれは推進する上で、先ほども申しましたけ

ども、国民の皆様お一人お一人が理解してい

く、されることが肝要なんだろうというふうに

思つております。

そこで、私は、どうすればこれが広がつてい

かということを考えたときに、地方自治体の役割

というものに注目しております。

今申し上げたように、自治体の首長さんや議員

ITの双方に精通した人材を地域の中小企業に派

遣するというスマートものづくり応援隊といふ

事業を展開しております。これは全国に拠点を設けて

いるわけですけど、まさに自治体とか地方の商工

会議所とかそうしたものが主体となつて、現在二

十九の拠点がございます。これを今年度四十拠点

に広げるということで、より地方の皆様に実感を

持つてもらいたいということでございます。

また、地方におけるITの活用推進といふこ

とで、地方版I-O-T推進ラボという事業も展開を

して、現在全国で七十四の地域を選定しているわ

けでございます。具体的には、ITの専門家をメ

ンターとして派遣をしたり、様々な広報活動を

行つてゐるわけですねけれども、この事業の推進に

当たつても、地方自治体、地方経済団体、そして

また総務省とも連携しながら進めているところで

ございます。

○北村経夫君 次に、コネクテッドインダスト

リーズについてお伺いいたしますけれども、これ

は大臣も説明しておられますけれども、この構想

の先に、高齢化、人手不足、エネルギー制約など

といった社会の課題が解決されるソサエティー

五・〇が形成されていくわけであります。こうし

た日本の将来を大きく左右する極めて重要な構想

でありますけれども、たゞ、経営者でもコネク

テッドインダストリーズにびんとくる方はまだお

られないわけであります。

私は、全国回りましていろいろな方とお会いし

ます。この週末も宮崎、大分と回りました。首長

さん、あるいは地方議員さん、そして中小企業の

経営者の皆さんといろいろ意見交換をしてまいり

ます。いろいろ気付いたことはござりますけれ

ども、その中で、このコネクテッドインダス

トリーズという構想、ほとんどの方がまだ理解

していらっしゃらない。名前も聞いたことがない

といふことは言えないわけです。や

はりこれは推進する上で、先ほども申しましたけ

ども、国民の皆様お一人お一人が理解してい

く、されることが肝要なんだろうというふうに

思つております。

そこで、私は、どうすればこれが広がつてい

かということを考えたときに、地方自治体の役割

というものに注目しております。

今申し上げたように、自治体の首長さんや議員

ITの双方に精通した人材を地域の中小企業に派

遣するというスマートものづくり応援隊といふ

事業を展開しております。これは全国に拠点を設けて

いるわけですけど、まさに自治体とか地方の商工

会議所とかそうしたものが主体となつて、現在二

十九の拠点がございます。これを今年度四十拠点

に広げるということで、より地方の皆様に実感を

持つてもらいたいということでございます。

また、地方におけるITの活用推進といふこ

とで、地方版I-O-T推進ラボという事業も展開を

して、現在全国で七十四の地域を選定しているわ

けでございます。具体的には、ITの専門家をメ

ンターとして派遣をしたり、様々な広報活動を

行つてゐるわけですねけれども、この事業の推進に

当たつても、地方自治体、地方経済団体、そして

また総務省とも連携しながら進めているところで

ございます。

○北村経夫君 次に、コネクテッドインダスト

リーズについてお伺いいたしますけれども、これ

は大臣も説明しておられますけれども、この構想

の先に、高齢化、人手不足、エネルギー制約など

といった社会の課題が解決されるソサエティー

五・〇が形成されていくわけであります。こうし

た日本の将来を大きく左右する極めて重要な構想

でありますけれども、たゞ、経営者でもコネク

テッドインダストリーズにびんとくる方はまだお

られないわけであります。

私は、全国回りましていろいろな方とお会いし

ます。この週末も宮崎、大分と回りました。首長

さん、あるいは地方議員さん、そして中小企業の

経営者の皆さんといろいろ意見交換をしてまいり

ます。いろいろ気付いたことはござりますけれ

ども、その中で、このコネクテッドインダス

トリーズという構想、ほとんどの方がまだ理解

していらっしゃらない。名前も聞いたことがない

といふことは言えないわけです。や

はりこれは推進する上で、先ほども申しましたけ

ども、国民の皆様お一人お一人が理解してい

く、されることが肝要なんだろうというふうに

思つております。

そこで、自治体にはどのような役割、そういう

ものを期待しておられるのか。経済産業省はもち

ろん、地方自治を所管していらっしゃる総務省に

御見解をお聞きいたします。

らに、昨年の七月には、地域へのI-O-T導入に意欲的な地方公共団体と民間企業のマッチングの場として地域I-O-T官民ネットを立ち上げ、官民協力を推進しているところでもございます。

現在御審議いただいている法案が成立した際には、経済産業省とともに、主務官庁として、データ利活用推進に関する認定制度の活用についても、地方公共団体や地域の企業等に積極的に周知をしていきたいと考えております。

また、加えて、先月、地方公共団体・企業等からのICT利活用に関する相談に対応するICT地域活性化サポートデスクを開設したところでございます。このサポートデスクにおきましても、本制度の活用に関する個別相談にも丁寧に対応していくたいというふうに考えているところでござ

○北村経夫君 ありがとうございました。
コネクテッドインダストリーズを、これを成功させるために、地方自治体の役割というものを、経産省として総務省から伺いました。いろいろな取組をされようとしておられるのがよく分かりましたけれども、ここはやはり縦割り行政を脱して、これはうまく連携しながら、地方自治体、役割を更に向上去るように指導をしていただきたいというふうに思つております。

次に、このコネクテッドインダストリーズの構想の中で、国際競争にどう勝ち抜いていくかについての戦略についてお伺いしたいと思つております。

第四次産業革命と言われるこの中で、世界各国々な構想、ビジョンというものを生み出してきているわけであります。製造業とＩＴに焦点を当てた当初のものとしては、ドイツのインダストリアリーフ・オ、アメリカのインダストリアル・インターネットなどがありますけれども、そしてようやく産業政策まで拡大したのとしては、中国の中国製造二〇二五、インドのマーク・イン・インディアといったものがあるわけであります。

で、日本のコネクテッドインダストリーズの強みである製造現場・自動走行・健康・医療・介護といつたりアルデータで巻き返しを狙っていくわけではありませんけれども、自動走行のアメリカ、生体データの中でもリアルデータの急速な蓄積というものを進めているわけであります。そのことによって我が国の強みが失われつつある、ゆえに、日本も実証実験やデータビジネスなど様々なリアルデータの蓄積、活用を更に加速しなければならない、そのとおりだらうというふうに思っております。

しかし、私は、注意しなければならないのは、よくある、これまでもあつたんですけども、日本独特の手法にこだわり過ぎるとガラバゴス化してしまうこともありますのであります。そのようなことがあつてはならないということを指摘したいんですけども、例えば、製造技術については、本家のドイツ、インダストリーフォン・オはパッケージ化して、コアとなる部分のプラットフォーム化を図っているわけであります。同時に、オープンな部分については国際標準化をして売り込むという知財戦略で着実に新興国の中に入っている、新興国を取り込んでいるわけであります。国際標準につきましては中国ともすり合はせているということでありますので、なかなかこれが厄介になつていてるんだというふうに感じております。

これまでの質疑において、競争領域、協調領域について数々の御質問、説明がございましたので、この部分については割愛したいと思いますけれども、重要なのは、この日本のコネクテッドインダストリーズ構想と例えればドイツ、インダストリーフォン・オ構想と、そこでどこで協調し、どこで競争するのかを戦略的に検討することが私は大事なんだと思います。諸外国に對しまして何をオープンにして商圈を広げ、何をクローズにして収益化すべきか、戦略的基本的スタンスをお伺いいたします。

ました特にドイツのインダストリー四・〇でござります。されども、これは、I.Tと製造技術の組合せによって、生産の高度化や国際的な規格、ルール作りに力を入れるというものでございます。この中では、物づくり分野を中心に、大手ソフトウェア企業がほぼ寡占的に提供するシステムを中小企業などが利用するということを想定していると、いうものだと思います。

これに対して、日本の強みは、委員御指摘のとおり、物づくりを始めとする多様な分野において、中小企業も含めた多くの現場が高い技術力をもち、個別に良質なアルデータを蓄積していることでございます。このため、日本のコネクテッドインダストリーズにおいては、中小企業を始めとする多様な産業の規格が参画し、協調領域のデータの相互利用を通じてお互いに成長することを目指しているということでございます。

このように、ドイツと日本というのはアプローチが違うわけではございますけれども、いろんなな物づくりのサプライチェーンというのは国境を越えて展開するということで、例えば、規格がどちらであるということであるとメーカーも非常に困ってしまうということでございますので、ドイツともいろんな規格の標準化に向けて議論は密接に行っているところでございます。ただ、そういう規格は標準化をしながらも、コアとなるリアルデータ、これは競争力の源泉なものですからこれはしっかりと日本のプレイヤーの間で共有しそれによって競争力を高めておこうということですございます。

加えて、日本のコネクテッドインダストリーズは、ドイツのインダストリー四・〇が製造業には限定されているのに對して、日本のコネクテッドインダストリーズは、物づくりだけじゃなくて、委員からも御指摘があつたように、日本の強みである自動走行、あるいは今後のモビリティーサービス、バイオ・素材、インフラ保安、それから家庭に関係するスマートライフという広範な領域をカバーするということによつて、日本の強み

○北村経夫君　ありがとうございます。
是非、国際戦略構想の中で勝ち抜けるように、
しっかりと取り組んでいただきたいというふうに
思います。

そして次は、データについてでありますけれど
も、連携についてでありますけれども、これもい
ろいろ議論がございました。事業者の技術情報、
個人の情報の保護については議論がありましたの
でこれは省かせていただきますけれども、一点、
ビッグデータの保護について申し上げたいと思つ
ております。

最近、今月下旬に施行が迫つております欧州の
一般データ保護規則、GDPRが話題となつてお
りますけれども、この欧州の制度設計というの
は、プライバシー保護の觀点が中心となつている
わけであります。一方、我が国は、不正競争防止
法、そして著作権法、特許法などを通じて、ビッ
グデータを知的財産として保護していくこうという
アプローチを取つていいわけであります。これ
は、私、国際的に見ても先駆的な取組だといふ
うに思つております。

データを法制度上どのように扱うという議論は
国際的にもまだ始まつたばかりなんですけれど
も、せっかく我が国が先行したこの知的財産とし
ての保護という視点、これからも国際機関などを
通じまして積極的に国際ルールについてルール化
を図つていくべきだと考えておりますけれども、こ
れについて、現状の取組と今後の予定についてお
伺いいたします。

○政府参考人(糟谷敏秀君)　データが付加価値の
源泉となつてゐる中で、この価値あるデータを知
的財産としてどうやって保護するかということに
ついて知的財産戦略本部において検討を行つたと
ころでございます。

まず、ビジネスモデルが確立しない中で強い権
利が与えられるとそれを試行錯誤しづらくなるな
どの指摘がありまして、利用を拒否することがで

きる排他的な権利を設定するというのには適切ではないのではないかと。次に、他方で、安心してデータを提供し、かつ利用できる公正な競争秩序を確保するために、新たな不正競争行為としてデータを保護する言わば行為規制について具体的に検討を進めることができます。データの不正取得などに対する差止め制度を創設するものでございます。

これを受けまして、経済産業省として、今国会に不正競争防止法等の一部を改正する法律案を提出させていただいているところでございます。これは、データの不正流通に対する対抗手段を措置するし、安全、安心なデータの利活用環境を整備する観点から、データの不正取得などに対する差止め制度を創設するものでございます。

国際的に見ますと、こうしたデータについての不正流通への対応策として統一された制度は存在しておりません。例えばEUでは、創作性のないデータベースにも排他的な権利が付与されて差止めが可能となっていたり、他方で、それ以外のデータについては、ビッグデータについては対象になつていいという実情もございます。また、アメリカでは、いわゆる懲罰的な損害賠償が不正使用などの抑止力として機能しているという状況でございます。

このように、各国の法体系に応じてまだまだ個別、様々であるのが現状でありまして、今回、不正競争防止法の改正ということで御提案申し上げておる制度は国際的に先駆けとなるアプローチでございまして、アメリカやEUを始めとする主要国に対しても新しい制度の趣旨とか内容についてしっかりと情報発信を行つてまいりたいと考えております。

○北村経夫君 ありがとうございました。

次に、産業革新投資機構の役割について、ガバナンスについてお伺いいたします。

今回見直しが行われるわけでありますけれども、この産業革新機構の投資についてはなかなか厳しい批判もございます。例えば、そもそもの目論だつたベンチャー投資ではリスクを取つた投資

ができないとか、事業再編投資は日本の競争力強化につながらず、かつての産業再生機構の域を脱していない、あるいは、長期的な政策目標を達成できていないなどの指摘があるわけであります。

は、第一に明確なミッションの設定、第二に投資に適したガバナンスの実現、こうした二つの見直しを行うことで、官の性格と民の性格をバランスをさせまして投資機能を強化をするということを目指しております。まさに投資機能を強化するということで、今回、産業革新機構から産業革新投資機構ということで、投資の一文字を新たに追加をさせていただきたいということでございます。

この二つの見直しのうち、まだ第一の「明確な

○國務大臣（世耕弘成君）

りと生まれ変わって立派な投資運用機関として活動していくに当たっては、優秀な人材の確保、これは必須だと思っています。今、報酬の面の御指摘がありましたら、それ以前の問題として、やはり投資のプロがなかなか好まない社風というか、やつぱりどうしても官の性格が強いものですか、投資一件一件が成功するのかしないのかといふような判断に物すごく時間が掛かっていいで、なかなか民間で投資運用ビジネスをやっている人たちがここへ来てやりたいという雰囲気にならぬかと、おもてお話をうながしておる次第であります。

らないというまでは問題点があるというふうに思っています。

今回の法改正によって、もちろん国の政策に沿った基準というものはきちっと決めるわけですが、基準を決めた後は、その範囲内であれば、あ

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 32, No. 4, December 2007
DOI 10.1215/03616878-32-4 © 2007 by The University of Chicago

Journal of Health Politics, Policy and Law

1

なつてくるんだ」やうの氣分でござります。

先日、会計検査院から報告がありました官民ファンドの投資損益の状況についてでありますけれども、平成二十八年度末で十四ファンドのうち六ファンドが損失を抱えていると、そういう状況もあるわけでありますて、やはりこの運用管理を担う人材の確保、これは大きな大きな重要な問題だというふうに思っておりますけれども、これには待遇改善というものもあるんですけれども、これは予算措置があるので難しい面もあるんでありますけれども、その中でのどのような優秀な人材を確保するのか、これは大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 産革投資機構がしっかりと生まれ変わって立派な投資運用機関として活動していくに当たっては、優秀な人材の確保、これは必須だと思っております。今、報酬の面の御指摘がありましたら、それ以前の問題として、やはり投資のプロがなかなか好まない社風というか、やっぱりどうしても官の性格が強いものですから、投資一件一件が成功するのかしないのかといふような判断に物すごく時間が掛かたりしていいで、なかなか民間で投資運用ビジネスをやってる人たちがここへ来てやりたいといふ雰囲気にならないというまず問題点があるというふうに思っています。

今回の法改正によって、もちろん国の政策に沿った基準といふのはきちっと決めるわけですが、基準を決めた後は、その範囲内であれば、あとはCIO以下の投資のプロたちに投資先とか運用といったことをきちっと任せていくということによって、投資のプロにとって魅力ある職場にするということがまず一つ重要だと思います。

もう一つが、やはり御指摘のように報酬も重要な要素でありますて、やはり、せめて日本の民間の投資運用のプロの給与水準ぐらいまでは持つていく必要、外資とまでいくとちょっとこれはかなり我々の常識から懸け離れた数字になってしまいますので、日本の同様の投資運用機関と同水準が確保で

一一一

卷之三

さればはどういうふうに考えておりまして、今回のこの改正の法案の中の百二十条の中で、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮するという規定を新たに盛り込ませていただいておりまして、まさにこれは、一般的の職員の給料を上げようとは思っていませんが、いわゆる投資に携わる職員については民間のファンドと比較し得る報酬水準を確保したいというふうに考えております。

いろんなやり方で優秀な人材がしつかりと集まつて、そしてまたここから育っていくというような産業構造にしてまいりたいと考えております。

今七五が書つてまゝいはるの風土

今大臣が言われましたと官と官の風呂場の違いが
いなことですね、これは本当大事な点だらうとい
うふうに思います。やはり民間の人が同じような
スピード感を持って働ける場所づくりというのも
まず大事なんだろうと「ううう」に思つております。
そして、待遇改善のことも是非よろしくお願
いしたいと「ううう」に思つております。

卷之八

であります

行われるわけでありますけれども、今回の改正によつて、大学ベンチャーであれば、その大学と共に

同研究状態にない場合でもその大学のファンドを

活用できるよう制度の見直しが図られるわけで

あります。本当にこの点について私も評価しています。

質疑の中でも、この大学ファンドの重要性、これ

質疑の口で、この方学の重要性を述べても松田参考人でありましたけれども、指摘してお

られました。やはりこの大学ファンドという、こ

ういうものを強化していく、それによつてイノ

ベーシヨンを促進させる、これは肝要だというふ

うに思つておりますけれども、

そこで、和辻栄一の「ニホン」と自己肯定との連携、これを強化してはどうかという御提案でござります。

政府は、これまで、産学官の連携を強める、この辺のことを考えて、今の段階での認識と今後の展望についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(末松広行君) 大学ファンダードについては、先生御指摘のとおり、現在、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の計四大学が事業計画の認定を受けております。それらの事業の中で、各大学及び大学ファンダードが、それぞれの地域において自治体とも連携しながら、大学発ベンチャーワークの支援を行い、地域産業の発展に貢献していくことを期待されているところでございます。

北村委員が御提示された大阪大学ベンチャーキャピタルの出資先であるエルブズの例は一つの注目すべき事例でございますが、このほか、これまで、例えば東北大学ベンチャーパートナーズが出资しているジエフスタジオが開発中の電子デバイス素材は、宮城県のみやぎ優れMONO制度の認定を受け、優れた工業品として国内外にPRされております。また、京都大学イノベーションキャピタル及び大阪大学ベンチャーキャピタルが出資しているAF-Iテクノロジーは、京都府が運営する京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業における補助金を通じた支援も受け、微生物の分離、検出装置を製造しております。

こういうように、経済産業省としても、地域産業の発展に資するよう、大学ファンダードを通じた大学ベンチャーワークの育成に取り組んでまいりたいと考えておりますし、今先生御指摘されたことに関しては、現行法では、大学ファンダードはそのファンダードを運営する大学発のベンチャーワークが同じ大学内の研究施設を利用している場合などに限って出資が認められていましたが、今回の改正案では、ファンダードを運営する大学発のベンチャーワークが他大学との連携を通じて事業活動を行う場合なども支援することを可能として対象を広げております。

こういうことを活用して、地域の産業の発展に資するように努めてまいりたいというふうに考えております。

○北村経夫君 ありがとうございます。是非その試みも強化していただきたいというふうに思つて

やはり自治体もこういったものを活用することによって地域住民の皆さんになることができる可能性があるわけありますので、どうかそぞるべくありますから、日本のアーリーステージにおけるベンチャーワークへの資金提供、供給というのではなく地方自治体といふものも含まれるわけあります。その中でも、都市部においてはまだ恵まれているんだろうというふうに思います。私は、いろいろ地方を回りますと、よくお話を聞くのは、地方の大学、国立大学の技術の活用といふ、そういう話も聞くわけでありますけれども、地方の国立大学には優れた技術というものもある、それが眠っている場合も多いわけあります。その場合、この民間の資金供給メカニズムに頼ついたらこれはなかなか難しいのはこれは実態なんだろうというふうに思います。

それで、そのことを踏まえて、やはり自治体といふものは、産業育成あるいは地域住民の利便性を向上させる、そういうために、地元の大学ファンダードといったもの、大学のファンダードをもつと活用したらどうかなというふうに思つていています。

今お配りいたしました資料を御覧いただきたいと思うんですけど、これは大学ファンダードと自治体が連携した大学発のベンチャーワークの一例であります。これは大阪大学のベンチャーキャピタルでありますけれども、これは、大学発のベンチャーワークが近隣の自治体と連携してそれを地域住民の利便性を向上させる、そういう取組を展開しているわけであります。今この日本においては、大学ファンダードというのは、東北大、東京大学、京都大学、大阪大学の四大学が認定を受けているわけありますけれども、今後、このほかの地域の大学に拡大していくらどうかというふうに思つてます。

おられます。今回、いろいろ長時間にわたってこの法案の改正に対する質疑、拝聴してまいりましたけれども、その中で、私は法案の中身とはちょっと違うことではござります。

いずれのこの今回の法案、取組というのは、各省庁の横断的な体制が不可欠であるということではあります。新しい概念といったものや新しい分野、これが短時間によつていろいろ生まれるこの時代において、行政組織の縦割り、そしてその連携の在り方、これを根本から見直す時期に来ているのではないかというふうに感じております。

例えば、データ連携、データの共有が課題となります I・O・T、A・I の分野においては、総務大臣と経産大臣が並んで主務大臣となつております。諸外国といえば、官民で総力を挙げて産業の高度化を図つております。その中で、我が国は果たしてそうしたスピード感、スピード感を持つて満足に競い合える状況なのかということが私は心配であります。

今、一府十三庁になつておりますけれども、二〇〇一年、中央省庁の再編が行われて、このときは一府十二省庁でありましたけれども、そのとき以来約二十年経過しているわけであります。二十年というのは二昔前でありますけれども、でも、この二十年というのは本当にすさまじい勢いで世の中、世界が変わつてきてる。第四次産業革命という時代に入つてゐるわけでありますけれども、そつた中でこの省庁体制が果たして今までいいのかということであります。

今、自民党においては、厚労省の分割あるいは総務省と経産省の情報通信分野の再編といったことも論じられておりますけれども、大臣にこの辺のことについて本音のお考えを伺いたいと思つておられます。

○國務大臣(世耕弘成君) 私も報道等でいろんな省庁再編の議論が行われてることは承知していますが、これ今、ちょっと現職の大臣としてはコメントは控えさせていただきたいと思います。

ただ、今、コネクテッドインダストリーズの中で、我々は、民間に協調領域をもつと増やしていくということをお願いをしている以上は、我々省庁もやはり縦割りを排して協調領域をしっかりとくつていかなければいけないというふうに思っています。

特に経産省と総務省というのは、一九八〇年代のテレコム戦争の遺恨が残っていて、いろいろ政策に関してぶつかり合うことも多いわけでありますけれども、特にコネクテッドインダストリーズの中では、ICTを所管する経産、総務両省は、特にICT分野ではしっかりと連携をしていかなければいけないと思っています。

私は、今さらと歴史的な発言をしたんですが、実は経産省というのはITとしか絶対に言わないんですね。総務省はICTとしか絶対に言わないんですね。ですが、野田大臣との間でもうそういうくだらないこだわりはやめようということで、今経産省も積極的にICTという言葉を使わせていただいて、そういうところから経産、総務のICT分野での連携をしっかりと進めて、民間に更に協調領域もお願いしてまいりたいというふうに考えています。

○北村経夫君 ぎりぎりのところで御答弁いただきましたが、ありがとうございます。まさに、私もまだ知らないこだわりといふのはやっぱり取つ払つていかなければならぬといふうに思つております。

冒頭申し上げましたけれども、この生産性向上、そしてそれを支えるコネクテッドインダストリーズという構想は、産業政策ということではなく、この日本という社会を変えるような壮大な試みであろうというふうに思つておりますので、やはり縦割り行政があつてはこれはなかなか進まないということでもありますし、そして地方も、自治体も巻き込んだ取組というのが大事なんだろうと再度申し上げて、質問を終わらせていただきま

ありがとうございました。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いいたします。

法案の審議、いよいよ佳境に入ってきたなどとう思ひでおります。とりわけ、よく議論もされてるサンドボックス制度、こちらの範囲というか、有用性を議論する上で、私、前提として、まず今日は、中小企業金融、少し問題提起をしたい

なというふうに思つております。

先日、私の国会の部屋に東京情報大学の教授の堂下先生という方がお越しくださったんですが、その方、昨年の我が党の財政・金融部会でも、

ファイントック時代に適合した新しい金利の体系の在り方という講演をしてくださった方であります。

まず、その堂下先生とお話ししていく中で、やはり議論になつたというか、意見が一致したのは、特に事業性の短期金融であります。主に、もう無担保で無保証で短期に決裁をしてすぐに融資ができるような、そういうローンの在り方というのも非常に重要なあるかという議論もありました。

確かに、私も地元入つていろいろと、いろんな業者と話をしているんですが、通常の運転の場合であつても、例えば支払サイトが長いような旅客

が回収されるまで時間が長くなる、その間のつなぎ融資をどうしても運転継続していくためには必要だというのはよくある話でありますし、農業関係とかでいえば、問屋さんなんかは、取引が多いところはやはりそういうような融通というのも非常に重要になつてくる。

いわゆる事業性評価の融資も様々な種類がござりますけれども、例えば一例申し上げますと、一つ一つの担保を設定するのではなくて、仕入れや在庫といったような商流全体を把握させていた

手法とか、あるいは、あらかじめ設定した一定の

貸出額の範囲内におきまして金融機関が企業の短期資金をスピード一時に融通をするいわゆる

融資制度がございま

ますお伺いしたいというふうに思います。

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げま

す。

中小企業の皆さん方に限らないと思ひますけれども、事業全体としては成り立つているんだけれども、その日々のキャッシュフローとの関係でシヨートしてしまって、こういうようなお話をよくあるわけであります。したがつて、そういった段階のときに彈力的かつ柔軟に短期資金を速やかに供給させていただく、こういった機能は大変大事だというふうに認識をさせていただいております。

一例を申し上げますと、昨年の中小企業の信用保険法などの改正の際に、信用補完制度につきまして新たに金融機関と信用保証協会の連携規定というものを置かせていただきました。この連携に基づきまして、現実に、私ども金融庁がアレンジをさせていただきまして、金融機関と信用保証協会の適切なリスク分担によって、金融機関によるいわゆる事業性の評価、こういったものを行つた融資や適切な期中管理、そして経営支援を促進をすることをさせていただいております。

また、中小企業の多様な資金需要に一層対応する

ため、逆に、信用リスクの高い創業あるいは小規

模事業者の皆様方について利用可能な一〇〇%保

証の上限額を拡充する、こういったような制度の見直しを行つたところでございます。

御案内のとおり、貸金業法改正等も経た上で、

今は、かつてのグレーバーン金利をなくす趣旨の

下で、利息制限法の利息にあつて百万以上の融資

であつても上限一五%、こういう金利の下でのみ

貸し出すことができるというような体制になつております。

例えば小規模の事業者の短期金融というのはどう

れぐらいの額かといえば、何百万とかそういう額

というのは頻繁に融通は行われるときはあると思

うんです。例えば百万の融通をお願いして、その

分で今の一五%，仮に二〇%だとしても、じゃ金

利はどうなるかといえば、一日大体六百円ぐらい

であります。それが二ヶ月間、三ヶ月間ぐら

いの貸出しでもどれくらいの金利收入になるかといえ

ば、大した金利にはならない。結局、そうなる

うな事態になるということはよく言われて

いることあります。

まだまだ金融機関の皆様方、リスクをなかなか

お取りになれないということで、十分まだこう

金融庁さんに今日来ていただいているので

いつた融資が行われているところまでは行つていませんけれども、少しずつでもこういった融資制度が普及をするように全

力を挙げてまいりたいと、このように思つております。

○矢倉克夫君 今、事業性評価のお話と、またあ

りました。事業性評価をする、要は、こういう小

口のものであつても即座に融資をするための評価

の在り方という部分での事業性評価であろうと思

います。これはまた後ほどファイントックの関係

で、そういう財務データにかかるはず評価し得

る技術が生まれたというところのまた文脈でも話

関わるところだと思いますが。

その上で、堂下先生とも、今中小企業庁からい

ろいろと対応いたいでいることをお伺いしたん

ですが、そういういろんな工夫をされている中で

でもやはり広がらない仮に理由があるとしたら、

これは金利の上限規制というものもあります

ではないかというようなところが意見があつたと

ころであります。

御案内のとおり、貸金業法改正等も経た上で、

今は、かつてのグレーバーン金利をなくす趣旨の

下で、利息制限法の利息にあつて百万以上の融資

であつても上限一五%、こういう金利の下でのみ

貸し出すことができるというような体制になつて

おります。

例えば小規模の事業者の短期金融といふのはど

ういうの額かといえば、何百万とかそういう額

というのは頻繁に融通は行われるときはあると思

うんです。例えば百万の融通をお願いして、その

分で今の一五%，仮に二〇%だとしても、じゃ金

利はどうなるかといえば、一日大体六百円ぐらい

であります。それが二ヶ月間、三ヶ月間ぐら

いの貸出しでもどれくらいの金利收入になるかといえ

ば、大した金利にはならない。結局、そうなる

うな事態になるということはよく言われて

いることあります。

ちよつとお伺いもしたいんですが、金融庁さんの方でも、平成二十二年の六月のいろいろな内部での検討におきましても、ヒアリングで、零細事業者から、毎期のつなぎ資金なので金利が高くても負担を感じることはないといった御意見や、また他方で、平成二十年の内閣府の規制改革会議の生活基盤タスクフォースとかの議論の中でも、上限金利の引下げを受けまして貸金業者の激的な貸し渋りが発生をして、中小零細事業者の中でも倒産や廃業が目立つようになつたというような政府内部の議論もあつたというふうにお伺いもしておりますが、金融庁として、この貸金業法の改正によつて、金利の上限規制などにより、小口の短期資金の供給についてはどのように理解をされているのか、まずお伺いしたいと思います。

○

政府参考人(水口純君)

お答え申し上げます。

平成十八年に成立しましたいわゆる貸金業の規制等に関する法律の一部改正法、貸金業法でござりますが、によりまして、出資法の上限金利の引下げ、それと、利息制限法の水準の上限金利といいますと、資金需要者の金利負担の軽減といつたことをなされたところでございます。

こうした中、中小企業の資金繰りの状況について見ますと、例えば平成三十年三月の日銀の全国企業短期経済観測調査、短観によりますと、資金繰りが楽であるとされている中小企業は、苦しいとする中小企業に比べまして一二ポイント高いございます。そして、金融機関の貸出態度が緩いとする中小企業は、厳しいとする中小企業に対しまして二二ポイント高いという結果になつてござります。

また、実際、足下では、銀行、信用金庫、それから信用組合、各業態の中小企業向け貸出残高というものは増加を続けているという状況でござります。

また、平成二十六年八月に全国財務局が各都道府県の商工会議所を対象に実施したアンケート調査によりますと、中小企業の資金繰りが悪化した要因としてこの改正貸金業法の影響というのを挙げた中小企業の割合はゼロであったところでござ

いましたして、貸金業法の改正による中小企業の資金繰りに与える影響というのは限定的であるというふうに考えてございます。

ただ、いずれにしましても、金融庁としましては、引き続き、中小企業を含む資金需要者の状況というのをよくフォローしてまいりたいというふうに考えてございます。

○

矢倉夫君

今、現状の認識をいただきました。

他方で、今後の景気状況によつては、また金利の状況いかんによつては、今おつしやつていただいたような事実が仮にそ�だとしても、しっかりとした小口の事業性の融資というのをやはりこれ考え方で、今の工丁の技術を使って、即決でもういろいろ融資もできるような体制も今後生まれてくると思います。そのための制度の実証というのもやはり重要な意味もあるかなというふうに思つているところです。

私は大臣に、改めてこの中小企業の金融とサンドボックス制度についてちょっとお伺いもしたいと思つてゐるんですけど、今の上限金利の話なども、これは制度としてはまさに今そうなつてゐるで今の金融庁さんのおつしやつていただくような形に当然なると思うんですが、やはりサンドボックス制度を使つた上で、新しい上限、事業性金融についての取組というのも実証し得る範囲内としても考えられるのではないかというふうに思つておりますが、大臣のその辺りの御所見と、もし、また加えて、そういう取組が社会に与えるインパクトを大臣の中で御所見があればまたおつしやつていただければというふうに思ひます。

○

國務大臣(世耕弘成君)

今、トランザクションレンディングというお話をされました。これは、大手のネット通販のプラットフォーマーなどが、そこに出店している人たちの、例えば彼らは取引データですとかそういうことが全部分かるわけですから、それをベースにして即断即決でつなぎ資金を融資していくという、そういう仕組みなわけです。ただ、現状では、御指摘のとおり、上限金利の範囲内で行われている、あるいは金融機関が行つてゐる、あるいはそういう新たな金融規制になつてゐるところであります。

今言つた事業者金融の側面から見れば、小口、消費者金融にしたら百万円以上は当然大口なんですが、事業性の金融としたら、百万ちょっととを超えるぐらいでもよくある金利の話だと思います。

また、委員御指摘のように、これを、じゃ、サ

す。そういうものであつても、全て年利換算されで上限が掛かる。本来であれば、事業者としても少し利息を払つてももらいたいというようないいニーズがあつても、上限金利のせいで駄目だというような事態が今後も起り得る可能性もあるかというふうに思つています。

そういうときこそ、規制の中でのグレーの部分をある解釈という部分でも新しく何か試みをしなければいけないんじゃないかというような例とし

てこの金利の問題というのも考えられると思いますし、その上で、ちょっと前置きが長くなつて恐縮ですけど、例えばトランザクションレンディングという形で、今の工丁の技術を使って、即決でもういろいろ融資もできるような体制も今後生まれてくると思います。

そういう技術進展を踏まえて、今後は、このサンドボックスの制度を使つた上で、新しい上限、事業性金融についての取組というのも実証し得る範囲内としても考えられるのではないかというふうに思つておりますが、大臣のその辺りの御所見と、もし、また加えて、そういう取組が社会に与えるインパクトを大臣の中で御所見があればまたおつしやつていただければというふうに思ひます。

そういつたことをチェックの上、それが可能である、しかも、適宜ここでも議論になつてゐるモニタリングも含めて、実行中の監督もしっかりと実現されるということであれば認定されるということになつていくんではないかと思っています。

○

矢倉夫君

ありがとうございます。

大臣のお考えに全く同意でありますし、新しい分野として実証し得るものも当然ある、この部分は非常に私、有用だと思います。他方で、大臣もこの前御答弁いただいたとおり、この制度の目的は、既存の法律の目的が更に適切に実現され得るような実証をしつかり努めていくということであるかなというふうに思ひます。

○

矢倉夫君

ありがとうございます。

この前御答弁いただいたとおり、この制度の目的は、既存の法律の目的が更に適切に実現され得るよう実証をしつかり努めていくことであるかなというふうに思ひます。

○

矢倉夫君

ありがとうございます。

そういう趣旨の下で、安易な実証が、弊害が起らぬようになつてちゃんと制度の中でチェックをかけであります。ただ、現状では、御指摘のとおり、上限金利の範囲内で行われている、あるいは金融機関が行つてゐる、あるいはそういう新たな金融規制になつてゐるところもあるかなという理解もさせていただいて、是非こういう形での実証も進められるような運用もまた広げていていた

こぢらのこの件に関しましては、ちよつと一点だけ、例えば金利の問題にしても、既存の法令に

全く没却するような実証というのはやはりあるべきではないと思うんですが、いろんな工夫の仕方、金利ではなく、また手数料であったりとか、そういういろんな名目の下でという動きもあるから、金利ではなく、また手数料であったりとか、そういうものも含めて、社会のいろいろなアイデアが出ていく、その中でシャツフルをしていい、既存の法令の趣旨に反しないようなものをしっかりと採用していい、実証していくて、それが制度に変わっていくというような大きなダイナミズムが生まれるようにこの制度については改めて御期待をしたいという点だけは申し上げておきたいというふうに思います。サンドボックスについては以上で終わりたいというふうに思っています。

続きましては、もう一つの法案の産業競争力の強化法、こちらについて幾つか質問をしたいといふふうに思います。

午前中の参考人の質問でも、松田参考人などは、とにかく今の状況については、ITというものの進展によって産業構造が大きく変わったということを強調されていました。また、第四次産業革命による新たな産業構造の転換、これは業態別、業務別の中ではやはり遅れてしまう、そのため横串を刺すような産業構造というのがやはり起きているというようなことをおつしやつていただいて、非常に今の時代のダイナミズムを確かにしあつていただいたというふうに私も理解したところであります。

この産業競争力の強化法の改正というのは、まさに起きている産業構造の転換、これにしつかりと、企業の動きも含めて、経済全体の動きも含めて適用するための法案だというふうに理解しておりますが、まず経済産業省の方に、経済産業省としては、この産業競争力の強化、これに向かって産業構造をどのようにこれから今後動いていくというふうに捉えていらっしゃるのか、その点まずお伺いしたいのと、その上で、特に法案ではMアンドAという手法を強調した形で産業構造の転換などを一つ重視をされているわけであり

ます。その今の流れの中でMアンドAという手法が果たす役回りをどのように捉えているのかを御答弁いただきたいというふうに思います。

○政府参考人(中石斎孝君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、第四次産業革命の中、IOTや人知能という新しい技術が既存の産業と組み合わせて新しい製品、サービスが生まれてきたということござります。この中で、産業構造を、これまで、例えば自動車産業とかあるいは電子製品産業、製造業とか、あるいはサービス業といった縦割りの区分でありますけれども、今後は、業種の垣根を越えて、経営資源を組み合わせて、例えばモビリティですとかスマートラボですとか、そういう新しいものが生まれてくるというふうに考えております。

そして、この産業構造の変化は極めて速い流れになつております。国際的にもそのトレンドがくるくる変わるぐらいに大激しくなつております。この中で、日本企業も、迅速に経営資源を戦略的に組み替えて、そして外部の経営資源をどんどん取り込んでいくことが不可欠になつています。

この事業再編を行なう手段として、我々は、今回、MアンドAは極めて有効な手段というふうに認識しております。事業再編の円滑化については、これまで税制上の支援措置や会社法の特例措置等を講じてきましたけれども、今回の産業競争力強化法等の一部を改正する法律案では、大胆な事業再編を機動的に行えるよう、今回新しく、自社株を対価としたMアンドAを円滑化する措置を講じることと考へております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

○政府参考人(中石斎孝君) お答えします。

自社株式を対価とするMアンドAにつきましては、平成三十年度税制改正におきまして、産業競争力強化法に基づき特別事業再編計画の認定を受けた場合に、買収に際し譲渡した買収対象会社の株式の譲渡損益に対する課税の繰延べをすることが認められました。

これを受けまして、今回、この株価MアンドAの対象となる認定要件を今検討しているところでございますけれども、現在のところ三類型ほど考へておしまして、一つ目には、今後成長が見込まれる事業分野において革新的な技術などを用いて行うもの、二つ目には、幅広い事業者に利用されるプラットフォームを提供するもの、三番目には、事業ポートフォリオを転換を進めるものというのを考へています。そして、生産性の著しい向上が見込まれ、また、買収対価の額を超えているというものも一つの要件に考へています。

○矢倉克夫君 その五分野の部分を割と幅広にとらえていますけれども、現に三類型はどう考へたところでは、再編を通じた事業承継の加速化に係る部分で、経営力向上計画について措置をさ

れては、これまで税制上の支援措置や会社法の変更によりますけれども、それでは、もう一つ、MアンドAというところで今回幅を広げたところでは、再編を通じた事業承継の加速化に係る部分で、経営力向上計画について措置をさ

れています。ただし、この重点戦略分野については非常に幅の広いものを今回ターゲットとしておりますので、そういう意味では、有望な分野についてのカバレッジは相当広く考へてございます。

○矢倉克夫君 その五分野の部分を割と幅広にとらえていますけれども、現に三類型はどう考へたところでは、再編を通じた事業承継の加速化に係る部分で、経営力向上計画について措置をさ

れています。ただ、この重点戦略分野については非常に幅の広いものを今回ターゲットとしておりますので、そういう意味では、有望な分野についてのカバレッジは相当広く考へてございます。

○矢倉克夫君 その五分野の部分を割と幅広にとらえていますけれども、現に三類型はどう考へたところでは、再編を通じた事業承継の加速化に係る部分で、経営力向上計画について措置をさ

れています。ただし、この重点戦略分野については非常に幅の広いものを今回ターゲットとしておりますので、そういう意味では、有望な分野についてのカバレッジは相当広く考へてございます。

○矢倉克夫君 その五分野の部分を割と幅広にとらえていますけれども、現に三類型はどう考へたところでは、再編を通じた事業承継の加速化に係る部分で、経営力向上計画について措置をさ

れています。ただ、この重点戦略分野については非常に幅の広いものを今回ターゲットとしておりますので、そういう意味では、有望な分野についてのカバレッジは相当広く考へてございます。

○矢倉克夫君 その五分野の部分を割と幅広にとらえていますけれども、現に三類型はどう考へたところでは、再編を通じた事業承継の加速化に係る部分で、経営力向上計画について措置をさ

れています。ただ、この重点戦略分野については非常に幅の広いものを今回ターゲットとしておりますので、そういう意味では、有望な分野についてのカバレッジは相当広く考へてございます。

○矢倉克夫君 その五分野の部分を割と幅広にとらえていますけれども、現に三類型はどう考へたところでは、再編を通じた事業承継の加速化に係る部分で、経営力向上計画について措置をさ

れています。ただ、この重点戦略分野については非常に幅の広いものを今回ターゲットとしておりますので、そういう意味では、有望な分野についてのカバレッジは相当広く考へてございます。

そして、認定要件というお尋ねでございましたが、この計画の認定要件といたしましては、從来の経営力向上計画と同様、事業所管大臣の定めた事業分野別指針あるいは基本方針に沿つたものでありますし、MアンドA等によって獲得する経営資源を十分に活用して、原則として、買手企業の労働生産性を三年間で1%以上向上させること、そして単なる人員削減を目的とした再編ではないことを確認することとしております。

○矢倉克夫君　ありがとうございました。

今、それぞれの要件的なものもお伺いもしたところなんですが、今のそのMアンドAのいろいろ企業再編等、今度は、次はちょっと中小企業の関わりを少しお伺いしたいなというふうに思つたんです。ですが、質問前にいろいろとレクを受けて、今、二つ、MアンドAの関係では認定を受けた制度の設計があるわけなんですけど、中小企業の関わりを少しお伺いしたいなというふうに思つたんの事業承継、承継がこのままだとできないからといふなという印象が正直ありますし、最初の方の、まさにこれから新しい経済構造に向かう主要なプレーヤーとして、最初の方のMアンドAにも中小企業というような思いというかイメージがなかなか伝わってこなかつたところがあつたんですね。経済産業省としては、今後の株式会社に係る会社の特例措置、今回設けているわけですが、こういったものに対して、こういったものを使って、今までに産業競争力を強化するためにいろいろ手配をして、産業構造を変えるという大きな動きの中、対応しようとしているわけですが、その中で中小企業がこういった措置をどのように活用していくということをこれ想定されているのか、答弁をいただければと思います。

○政府参考人(中石智孝君)　お答えいたします。自社株式を対価とするMアンドAは、買収会社にとって、多額の金銭の流出を伴わずに、また、買収対価が会社の余剰資金を超えたとしても規模

の大きな買収を実施することができると、そういう意義があると思つています。

それは、例えば急速な成長を目指すベンチャー企業ですか、同じく急成長を上げています中小企業、こういった企業ではなかなか資金の制約が大きいわけですけれども、この自社株式を対価として使えば、自社株式の対価というのは、成長するときは特にまた対価が高く評価していただけるわけですから、積極的なMアンドAを仕掛けることができて、他社の革新的な技術や事業の獲得を進めることが可能となると考えています。

例えば、海外でのケースで私ども一つ念頭に置

いていますのは、例えばグーグルなどは、急成長

している過程でユーチュープを買収したりといふこと

は全てこの株式対価を使つております。

急成長、ユーチュープを生むためにも一つの大きな道具であるというふうに考えております。

そして、これまで、産業競争力強化法では、会

社法の特例措置、すなわちこの株式対価につきま

しては、株式公開買い付け、いわゆるTOBを行

う場合のみを対象としておりましたけれども、し

たがつて、買収対象は上場企業に実質限られてお

りました。しかし、今回の改正では、その特例措

置の対象に相対取引を追加いたしまして、言わば

非上場でも可能にするということを考えました。

これによつて、非上場会社同士の買収も支援する

ことができる、そういう意味では、中小企業、ベ

ンチャーにも使いやすい制度になつたのではない

かというふうに考えております。

○矢倉克夫君　ありがとうございます。

そこで、買収対象は上場企業に実質限られてお

りました。しかし、今回の改正では、その特例措

置の対象に相対取引を追加いたしまして、言わば

非上場でも可能にするということを考えました。

これによつて、非上場会社同士の買収も支援する

ことができる、そういう意味では、中小企業、ベ

ンチャーにも使いやすい制度になつたのではない

かというふうに考えております。

○矢倉克夫君　ありがとうございます。

そこで、買収対象は上場企業に実質限られてお

りました。しかし、今回の改正では、その特例措

置の対象に相対取引を追加いたしまして、言わば

非上場でも可能にするということを考えました。

これによつて、非上場会社同士の買収も支援する

ことができる、そういう意味では、中小企業、ベ

ンチャーにも使いやすい制度になつたのではない

かというふうに考えております。

りわけ、今、中小企業の文脈で言つて、いますので、中小企業がこの制度を使ひしつかりとMアンドAも通じた形でこの産業構造の変化に対応できていくためにやはり必要なのは、そういう中小企業がしっかりとMアンドAのマーケットにもちゃんと入れるような体制をつくることもやはり必要かなと。大企業同士のMアンドAとかですと、中間に投資銀行が入つてとか、いろいろそういう仲裁する仕組みというのが既にあるわけがありますが、特に中小の場合ですと、そういう仲裁するサービスというのもなかなか民間ではないかもしない、マッチングというのもなかなか難しい、そういう課題もあるかなというふうに思つておられます。

それ以外にも、当然ですが、株価の評価の問題であつたりとかそういう問題も含めて、私はMアンドAマーケットというのもしつかり育成、整備していく必要があるかなというふうに思つております。

その辺り、大臣から、どのようなお考えであるかをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君)　事業承継についても、親族だけの承継ではなくて親族外の承継も増えてきておりまして、中小企業のMアンドAを推進するということは非常に重要でありますので、今回の法案でも、税制の支援ですとかあるいは金融支援、こういったものを講ずることにしております。

○矢倉克夫君　ありがとうございます。

冒頭の話で、産業構造の変化に適応するための再編というのは、やはり業態を超えた再編だということであると思います。その業態を超えてお互にシナジーを生むような連携というのは中小企業の世界でもやはりしっかりといかなければいけないなと思いますし、今、引継ぎの文脈でおつしやついただきましたが、引継ぎとということは、より良くそれが、ほかのところの事業がほかのところに移ればより良くなるという、そういう意味も当然含んだものであり、是非その事業引継ぎセンターのマッチングの在り方というのも、いかがなあかなかあれかもしれないですが、それが、ほかのところの事業がほかのところに移ればより良くなるという、そういう意味も当然含んだものであり、是非その事業引継ぎセンターのマッチングの在り方というのも、いかがなあかなかあれかもしれないというのが実情だというふうに思つてます。

そこを埋めるという意味で、我々は、事業引継

ぎ支援センターというのを全国に設置をしておりまして、ここには年々、相談件数、マッチング成約件数が増加をしているところであります。まだ少ないですけれども、相談件数でいけば、二十六年度二千八百件だったものが、二十九年度二月末の時点で七千七百件まで増えております。成約件数も、二十六年度は百件程度でしたけれども、二十九年度、これも一月末ですが、千三百件という形でマッチングの成約も増えているというところであります。

さらに、事業引継ぎ支援センターが一定程度データベースを持つていて、このデータベースと民間の金融機関ですとか民間の支援機関が持つて、このマッチングの精度を更に高めていくといふこともやってまいりたいというふうに思つております。

これからも、いろいろ案件の掘り起こしですと、このマッチングのやり方を更に磨き上げるなど、引き続き努力を続けてまいりたいというふうに思つてます。

これからも、いろいろ案件の掘り起こしですと、このマッチングのやり方を更に磨き上げるなど、引き続き努力を続けてまいりたいというふうに思つてます。

○矢倉克夫君　ありがとうございます。

冒頭の話で、産業構造の変化に適応するための再編というのは、やはり業態を超えた再編だということであると思います。その業態を超えてお互にシナジーを生むような連携というのは中小企業の世界でもやはりしっかりといかなければいけないなと思いますし、今、引継ぎの文脈でおつしやついただきましたが、引継ぎとということは、より良くそれが、ほかのところの事業がほかのところに移ればより良くなるという、そういう意味も当然含んだものであり、是非その事業引継ぎセンターのマッチングの在り方というのも、いかがなあかなかあれかもしれないというのが実情だというふうに思つてます。

それぞれの承継するところと譲り受けるものの本來持つてある価値がくつつくことで更により価値が生むというようなマッチングの在り方というのも、それが、この小規模なMアンドAについてはなかなか扱い手が少ないというのが実情だというふうに思つてます。

日本元気、構造改革というところも視野に入れ、また制度をつくつていただきたいというふうに思つてます。

改めて思つております。

残りのお時間を使って、あともう一つ、もう二点ほどだけちょっとお伺いしたいなというふうに思つますが、午前中の参考人の質疑でもちよつと出ました産業革新投資機構、こちらについてであります。

産業革新投資機構についてであります。この投資について、私も松田参考人にも同じような問い合わせはお願いしたんですが、松田参考人のお言葉からは、事業の評価についても包括的長期視点でといふようなお話をありました。

その上で、私、政府の方にもお伺いしたいんですが、やはり産業革新投資機による支援の成果というのを事後検証するためにも、それぞれの個別案件についての検証というのもやはりしっかりとしなければいけないというふうに思います。その検証をした上でそれを後に生かしていくくというこのサイクルをつくる、そういう前提を込みで午前の松田参考人は総括長期的視点というふうなことをおっしゃったんだなという理解をしているんです、政府として、この産業革新投資機の支援成果を事後検証するための情報開示の在り方というのはどのようにお考えかをまず答弁いただきたいというふうに思つます。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 産業革新機は、国から資金が投入されているわけでございますから、情報開示が適切に行われることは非常に大事であるというふうに考えております。これまでの情報公開については、毎年度の事業報告書でありますとか、個別案件の支援決定ごとの記者会見やプレスリース、また、半年ごとに機関全体の投資活動や収支の状況、一部個別投資案件の損益等に記者会見を行つてあるといふことをやつてしまひました。個別案件の損益等については、個別企業の投資対象企業への影響ですか、譲渡先の検討に際して一定の制約が生じる可能性があることなども踏まえて、なかなか一律に開示、全て開示というわけにはいかず、慎重に判断されるべき面もあるというふうに考えておりま

す。

ただ、その中でも最大限の積極的な情報開示を行つべく、本年から株式売却案件の開示項目を見直しをいたしまして、過去の株式売却案件の全てについて新たな項目での開示を行うとともに、I P O銘柄とか譲渡先企業が開示を行つている場合は、これは個別案件ごとの損益についても公開されておりますので、こうしたものについてはしっかりと公開をしておるところをございます。

経済産業省としては、積極的な情報開示を行つてまいりたいというふうに考えております。

○矢倉克夫君 引き続きよろしくお願ひします。

午前中の参考人の御意見は、そういう部分でも非常に参考になるような御意見だったと思いま

す。参考人の御意見に応じた形での開示というも

のも是非引き続きお願いしたいなというふうに思

います。

最後、ちょっと大臣にお伺いしたいというふうに思つます。この産業革新投資機による投資に

対して政府の関与をどういうふうにするべきかとい

う御視点をちょっと最後お伺いをしたいなとい

うふうに思つます。

ただ、官民ファンドというのは、非常に性格が

分かりにくんですね。国のお金を使つていても

のですから一つたりとも失敗は許されないんじや

ないかという考え方もあるれば、あくまでも投資運

用機関なんだから、多少の失敗があつてもうゼロになつちやうようなものがあつても、全体として

ボートフォリオがちゃんと組まれていて一定程度

の利回りが確保されていればいいんじゃないかと

いう考え方もある。一方で、やつぱり官がやつて

いるんだから民業を圧迫しちゃいけないし、そし

て、実は、目的はもうけではなくてやはり政策目

的の方であつて、多少損が出ていても掲げた政策

目的がしつかり達成されていればいいんじゃない

かとか、いろんな少しお方があって、この官民

ファンダの考え方といふのは、非常に私、これ官

房副長官時代からずっと悩んできて、どういうふ

うにやればまともなものになるかというのをずっと取り組んできているんですけども、そういう

ことで、産業機関ができる限りきちっとした民間の

投資機関と同じような立場のものにしていきたい

というのが今回のガバナンス改革です。

のを想定されているのか。

そして、問題意識としては、私は、これ、時代の変化の速度は非常に速いわけであり、政府が投資の基準というのを非常に決めるのもいいんですが、それが余りに硬直過ぎるとかえつてこういう大きなダイナミズムを妨げてしまうことにもう大きめではないかと。そこ辺りのバランスをどう得るのではないかと。そこ辺りのバランスをどう取られるのかという文脈から、政府の関与をどの程度にすべきかということを、最後、大臣にお伺いをしたいというふうに思つます。

○國務大臣(世耕弘成君) この産業革新投資機は、幾つかある官民ファンドの中の一つであります。日本ではなかなか投資ファンドがしつかり育たないという中で、この官民ファンドという形態で、まさに民間の投資の呼び水になるという思いで幾つか官民ファンドが設立をされてきたんだと思うというふうに思つます。

ただ、官民ファンドというのは、非常に性格が分かりにくんですね。国のお金を使つていても

のですから一つたりとも失敗は許されないんじや

ないかという考え方もあるれば、あくまでも投資運

用機関なんだから、多少の失敗があつてもうゼロになつちやうようなものがあつても、全体として

ボートフォリオがちゃんと組まれていて一定程度

の利回りが確保されていればいいんじゃないかと

いう考え方もある。一方で、やつぱり官がやつて

いるんだから民業を圧迫しちゃいけないし、そし

て、実は、目的はもうけではなくてやはり政策目

的の方であつて、多少損が出ていても掲げた政策

目的がしつかり達成されていればいいんじゃない

かとか、いろんな少しお方があって、この官民

ファンダの考え方といふのは、非常に私、これ官

房副長官時代からずっと悩んてきて、どういうふ

うにやればまともなものになるかというのをずっと

取り組んできているんですけども、そういう

ことで、産業機関ができる限りきちっとした民間の

投資機関と同じような立場のものにしていきたい

というのが今回のガバナンス改革です。

しっかりと踏まえて、政策目的を外されでは困るというふうに考えておりまして、このまさに政策目的の達成というのがこれが投資基準であります。これ、民間のファンダであればいわゆる運用方針ということになるんだろうと思いますけれども、政府の政策目的を踏まえたこの投資基準といふのをしっかりと決めていくということにさせていただいたわけであります。

しかし、それが過度に投資判断を縛るというようになつてはまたファンダとしての活力を奪うことになりますので、この投資基準が定める事業分野については、余りがちがちの事業分野を統約のではなくて、重点的に政策対応が必要な分野をある程度幅広く領域を示すという形にしていただきたいというふうに思つます。

また、投資基準も一回決めたら終わりではなくて、動きの速いビジネスの世界ですから、これ適宜見直しを行つていくことも極めて重要な分野をある程度幅広く領域を示すという形にして、動きの速いビジネスの世界ですから、これ適宜見直しを行つていくことも極めて重要な分野をある程度幅広く領域を示すという形にして、この前ちょっと中国へ行つて思つたんですけど、ちょっと前までは自転車のシェアリングとかでも日本でも話題になつていたんですけど、今中國に行つたら、もうその辺りはもう完璧に市場が固まって、もう次に新しいビジネスの方に話が向いています。どんどん、ちょっと今まで話題になつてたものがもう既成のものになつて、今度はまた更に革新的なものをといふ形でいろいろ動いています。本当に時代の速さを感じました。これにしっかり合わせていくためにどうすればいいかと、そういう官民一体の動きはやはり重要であるかなと、その上で、今大臣がおつしやつた視点が本当に大事かなと思っております。

そういうバランスの観点も踏まえて、民業強化の誘い水としてのファンダといふところはいい言葉であるかなというふうに思つておりますので、

是非そういう形での運用をお願いしたいことを申し上げまして、質問を終わりたいというふうに思っています。

○石上俊雄君 国民民主党・新緑風会の石上俊雄でございます。

本法案の議論もかなり煮詰まってきたというふうに思いますが、改めて、関連する内容で質問させていただきたいというふうに思います。まず、生産性向上、産業競争力強化法を目指す上での大切なそういう視点についてまず質問させていただければというふうに思います。この二つの法案の目的でありますけれども、生産性革命、産業競争力強化について国として明確な意識を持って取り組むことというのは大変重要なことだというふうに思っています。この分野の指標、KPIですね、労働生産性、さらには全要素生産性、またビジネス環境ランキング、さらには世界競争ランキング、これ、いずれも日本といふのは低迷をしておりまして、このところをしっかりと改善していくかないといけないというのは、多分ここにおられる皆さん共通の認識だというふうに思います。

昨年の十二月の八日に、国の方は、新しい経済政策パッケージを閣議決定しまして、いろいろな数値目標を決めたわけであります。具体的に言つてみると時間が掛かりますけれども、一つ紹介していると時間が掛かりますけれども、このGDPをかさ上げする、そういうところに注力することをやつてしまいますが、あれ、計算でいくと、分母のところの就業者数とか労働時間の平均値である〇・九%の伸びから倍増させ年々向上させるとか、さらには二〇一八年度以降三%以上の賃上げをやるとか、そういうものを掲げているわけであります。

世耕大臣はこの法案の審議の中で、衆議院の方でありますけれども、いろいろな皆さんと質疑をやつっている中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つか作っておかないとい、この目標だけでやつていたのではちょっとなかなか途中のコントロールがしにくいなと思い始めております云々と答弁を熱弁をされまして、さらに、多くの指標設

定を考えているというふうにお聞きしております。今日は資料も準備させていただいておりますけれども、資料の一の①に付けさせていただきまして、二〇一六年の成長戦略で、実は百三十四項目あつたわけであります。その中で、達成は六十項目、ちょっとまだだなというのがここの赤で囲つた五十四項目あるんですね。そういうことで、表題の成長戦略、目標四割が未達というふうになつていているわけでありますけれども、この項目自体も互いに運動されているものが結構あつたり確かに、指標をたくさん掲げて、達成した数が増えたから、ああ、これは良くなつたということで、アピールするには大変大きな要素かもしれませんけれども、それだけにとらわれていると大切な大きなものを見落としてしまうのではないかといつたところが危惧されるわけであります。

生産性の向上の本質はイノベーションというところにあるわけでありますけれども、数字としてこのGDPをかさ上げする、そういうところに注力することをやつてしまいますが、あれ、計算でいくと、分母のところの就業者数とか労働時間の平均値である〇・九%の伸びから倍増させ年々向上させるとか、さらには二〇一八年度以降三%以上の賃上げをやるとか、そういうのを掲げているわけであります。

世耕大臣はこの法案の審議の中で、衆議院の方でありますけれども、いろいろな皆さんと質疑をやつしている中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つか作っておかないとい、この目標だけでやつていたのではちょっとなかなか途中のコントロールがしにくいなと思い始めております云々と答弁を熱弁をされまして、さらに、多くの指標設

かというふうに思いますが、京都のオムロンであります。ただ、この目標の数字も、どちらかと書いてあるわけであります、「できません」と云うな」の、これ伝記なんですが、「できません」と云うことについては一概に悪くはないわけでありますけれども、安倍政権で進めておりますKPI好きとかKPI乱造はちょっと余りに過ぎるといいかなるものかなというところがあるわけであります。

今日は資料も準備させていただいておりますけれども、資料の一の①に付けさせていただきまして、二〇一六年の成長戦略で、実は百三十四項目あつたわけであります。その中で、達成は六十項目、ちょっとまだだなというのがここの赤で囲つた五十四項目あるんですね。そういうことで、表題の成長戦略、目標四割が未達というふうになつていているわけでありますけれども、この項目自体も互いに運動されているものが結構あつたり確かに、指標をたくさん掲げて、達成した数が増えたから、ああ、これは良くなつたということで、アピールするには大変大きな要素かもしれませんけれども、それだけにとらわれていると大切な大きなものを見落としてしまうのではないかといつたところが危惧されるわけであります。

國も同じで、生産性向上、産業競争力強化の指標を産業政策として追求するのは当たり前でありますけれども、数字のために政策があるのでないといふふうに思つてゐるところであります。ここに至りを解決してイノベーション気風を次の世代につなげていくことが一番重要なのかなといふふうに思つてゐるところであります。ここに至る道しるべに違いないKPIの達成ばかり、視野狭窄に陥つて、達成ばかりもうやつていつてしまふとそういったところへ陥つてしましますので、産業政策にしつかり取り組んでおられる世耕大臣としてはこの辺についてどのようにお考えにならえていたか、御意見を賜ればと思います。

○國務大臣(世耕弘成君) 大変本質的な御指摘だと思います。私はこの辺についてどのようにお考えにならえていたか、御意見を賜ればと思います。

確かに、生産性の伸び率二%と言いつ放しではなくて、その二%を達成するためには細かくどういう部品の数字をしつかり達成していくなければいけないか、これをダッシュボードのように見ておいて、政策を進めていく上で、もうちょっとどこはアクセル踏んだ方がいいとか、そういう調整をしていくか、これが責任ある行政の在り方ではないかということです。今、どういう指標がいいかと、生産性上げる、二%上げるんだつたら、その部分指標としてどういうものがいいかと聞いて、政策を進めていく上で、もうちょっとどこはアクセル踏んだ方がいいとか、そういう調整をしていくか、これが責任ある行政の在り方ではないかと、それはこの辺についてどういうことか、御意見を賜ればと思います。

ただもう数字万能の立場には全く立ちません。あくまでも、国民が豊かさを実感できるということを大きな目標に掲げて、しつかりと取り組んでまいりたいと思っています。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

今、この指標の話にちょっと関連するんでありますけれども、日本には、元来、GDPや生産性には直結し難い、有名になりましたおもてなしとか、真面目にやることによつて高品質とか高性能なものができたり、さらには納期をしつかり守るとか、そういう数値にはなかなか表しづらい、お金では買えないとか、お金では計算できないような、そういう歐州流のGDPでは計測し難いような内容が多くあるわけであります。その大事な

価値という、その日本の大事な価値ですね、これについて世耕大臣はどんな感じでお考えになられます。

○國務大臣(世耕弘成君) 日本の産業には、今御指摘のようなサービス業におけるおもてなしの伝統ですか、あるいは製造業においてももう高品質ですとか納期を絶対に守るとか、いろいろと社會や慣習に根差した強みが特に現場力という形で私はあるんだろうというふうに思っています。こうした強みを生かしながら、一方で、世界のニーズに合わせた価値を提供をしていくということと、そして、そのことによつて日本の産業の稼ぎにつなげていくことも重要なんじゃないかなというふうに思つています。

今御指摘の旅館なんかは、非常に我々としてはおもてなしの心ですばらしいと言つているんだけど、海外の人から見たら若干ツーマッチに見えるところがあるかもしれない。あるいは、それだけ一生懸命おもてなしをやつているのに、それが價格に反映をされていないので、実際働いていらっしゃる方々の労働条件は極めて悪いというような状況もあるわけです。

そういう点もしっかりと我々は直視をしながら、いいところはしっかりと生かしながら、だけど、それでしつかり稼げて、働く人も豊かになつていつ日本全体の生産性が上がっていくということを考えていかなければいけないんではないかなというふうに思つています。

○石上俊雄君 ありがとうございました。

この二法案をしつかりと進めていくその背景には、A-TとかI-O-Tとかビッグデータ、ロボットをコアとする、あれにも書いてありましたけれども、第四次産業革命があるわけでありまして、その核心にはやっぱり、先ほどちょっと大臣からも言葉が出たかと思いますが、プラットフォーム、企業のグーグル、アップル、フェイスブック、アマゾンによるデータの支配といったところがあつ

て、そのデータが付加価値の源泉となつて人や投資マネーをより一層集める、一種の雪崩効果といいます。

○國務大臣(世耕弘成君) 日本の産業には、今御指摘のようなサービス業におけるおもてなしの伝統ですか、あるいは製造業においてももう高品質ですとか納期を絶対に守るとか、いろいろと社會や慣習に根差した強みが特に現場力という形で私はあるんだろうというふうに思つています。こうした強みを生かしながら、一方で、世界のニーズに合わせた価値を提供をしていくということと、そして、そのことによつて日本の産業の稼ぎにつなげていくことも重要なんじゃないかなというふうに思つています。

今御指摘の旅館なんかは、非常に我々としてはおもてなしの心ですばらしいと言つているんだけど、海外の人から見たら若干ツーマッチに見えるところがあるかもしれない。あるいは、それだけ一生懸命おもてなしをやつているのに、それが價格に反映をされていないので、実際働いていらっしゃる方々の労働条件は極めて悪いというような状況もあるわけです。

この拡大する格差の中で、我が国の企業価値、テクノロジー系ベンチャーへのMアンドAとか研究開発投資がちょっとずつかすんでおりまして、勝負を挑むとか競争力を強化するというだけではいかんともし難い状況になつてゐるような気もしないではないわけであります。実情ははるかに深刻でございまして、巨大IT企業の加速するデータ独占でデジタル時代の公正な競争環境が大きく損なわれる状態に何か陥るような状況になりつつあるわけありますけれども、そのことについて、海外の動向も含めて、公正取引委員会としてどのような対応をお考えになられてるか、教えていただけますでしょうか。

○政府特別補佐人(杉本和行君) 先生御指摘のように、我が国だけではなく、世界的な動きとして、経済のデジタル化が進展いたしまして、人々

のニーズに対応する商品やサービスが利用でき、メリットを享受するようになつてると考えております。他方、プラットフォーマーと呼ばれる一部の企業の寡占化が進み、また、支配的地位を占

めの傾向が指摘されていることも事実だと思っておりまして、私どももそのように承知しているわけでございます。

このような寡占化自体が独占禁止法上の問題となるとは考えておりませんが、これを背景に形成となり得ると考えております。例えば、欧州委員会においては、昨年六月、グーグルが検索エンジンでの市場支配力を濫用しまして、自社の比較

ショッピングサービスを違法に有利にしたとして、グーグルに対し二十四・二億ユーロの制裁金を科す等の決定が行われたところでございます。

公正取引委員会におきましても、公正かつ自由な競争を活発に行なうことができる環境を整えることによりイノベーションを推進することが競争政策の重要な役割と考えております。

公正取引委員会では、データと競争政策に関する検討会を開催いたしまして、昨年六月に報告書を公表したところでございます。同報告書におきましては、不当なデータ収集や、独占、寡占事業者によるデータの不当な扱い込み等について、独占禁止法上の考え方を明らかにしております。

また、昨年六月においては、アマゾンジャパン合同会社が価格等の同等性条件を定めていた件につきまして、同社から自発的な措置を速やかに講じるとの申出が出され、その内容を検討したところ、疑いを解消するものと認めたところから、審査を開始しておりますが、その審査を終了したところでございます。

公正取引委員会としては、今後とも、プラットフォーマーによる反競争的行為が行われないか、十分に注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○石上俊雄君 ありがとうございました。

続きまして、先ほどGAF-Aと言いましたが、あそこ級の大きなイノベーションを起こすとどういうふうに考えるところでありますけれども、こ

れからちょっと身近な話題を二つぐらい出させていただいて質問させていただければ、そういうふうに思つてますけれども、このGAF-Aみたいに手を出しやすい、そういうところにつながるのではないかなどというふうに思います。

そこで、一つ目なんですが、無線を利用して非接触で電子タグのデータを読み書きする自動認識技術でございまして、バーコードと比較して、書き込み量が多くて、商品一単位ごとの識別、複数タグの一括読み取りが可能でございまして、レジの効率化、在庫管理に大きく貢献できると言われていてるわけでございます。

既にタグ自体はユニクロさんとかで使つてゐるのかな、よく分かりませんが、結構高い、ちょっと高めになつてゐるので、今コストダウンするのが重要だというふうに言われてゐるんですけど、更にそれがどんどんどんどん広がつていてサプライ

イチエーン全体でI-O-T化ができる、流通の無駄を排除できたり、生産性向上やその隣接分野への波及効果も本当に大きいのではないかというふうに思つてゐるんですね。私も展示会場に行って見ましたら、結構、何ですかね、働き方改革にもつながるような使い方ができるようなものでございました。

経産省として、このRFID技術の現状、そして将来どのように対応していくとか支援をしていくとか、その辺についてお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(藤木俊光君) お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、RFIDに関しましては、店舗においてはレジの効率化あるいは在庫管理の最適化といったことを通じまして、サプライ

要な技術であると認識しております。こうしたプライチエーン全体の課題解決ということで、これまでもRFIDの普及に努めてきたところでございます。

現在、このRFID、いわゆる電子タグの普及に向けた課題といったしましては、一つは電子タグの単価の引下げ、それから貼付けの技術の開発、それから三つ目には関連のフォーマットの標準化といったような課題があるというふうに認識しております。

昨年四月にはコンビニ電子タグ一千億枚宣言といふのが出ておりますけれども、今年三月には、コンビニに続きまして、日本チャーンドラッグストア協会がドラッグストアスマート化宣言を策定するなど、業界が一団となつて課題解決に取り組む枠組みをつくております。また、先ほど申し上げました様々な技術的課題もござりますので、実証実験を通じまして、協調領域での標準化を進めることで、効率的かつ効果的にRFIDを導入できる環境整備を進めていきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、価格の話、技術開発の話、様々課題はあるわけござりますけれども、大変有望な技術でございますので、本取組に賛同いただけます多数の事業者の皆さんと一緒に課題解決に向けて様々な実証実験あるいは技術開発、さらには標準化といった取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○石上俊雄君 技術開発とか、できれば最終的にはバーコードみたいに印刷で全部できればいいのかなというふうなことも言っている方もおられたように思いますので、是非積極的な取組をお願いしたいと思います。

二つ目が、資料三の②に付けさせていただきましたが、昨年から企業系ホワイトカラーの間で急速にはやり始めているRPAというものなんですね。これ皆さん御存じでしょうか。これ、ロボティック・プロセス・オートメーションという事務用のロボットでございまして、デジタルレー

バーとも呼ばれております。何をやるかというと、伝票の整理やネット上のデータ収集など、パソコンを使う定型業務を自動化するソフトなんですね。ロボットといいながらソフトなんですね。そういうものであります。

この絵を見ていただくと分かると思うんですけども、自分がやつてある定型作業をパソコンに読み込みまして、それを何時から始めると言うと何かあたかもロボットが自動にやつているようになります。まだありますね。私が使ったことは、やっぱり人手不足とか働き方改革というのがありまして、従業員の皆さんにより付加価値の高い仕事をやつていただくというのが企業としての疑惑というところだというふうに思つております。

RPAは、データ入力、集計など社内業務だけではなくて、流通、小売販売のネット通販や金融の代理店システム連携、通信業のコンタクトセンターなど、様々な業種への展開が想定されている

といふうにお聞きしているわけであります。このものについて、経産省としては、RPA、どんな形でこれから進めてというか、支援をしていくとかというお考えがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(寺澤達也君) RPAにつきまして、今委員御指摘がありましたとおり、IT技術を使ってオフィスにおける定型業務の自動化を図ると、そうしたソフトなり情報サービスであるわ

等のために必要な措置があつた場合に、法律の要件を満たす場合には税制措置の対象になるというふうに思いますが、

法案の中では、IoTとかAIとか先端的なデジタル技術を活用して企業の生産性を高める、そうした取組を税制でバックアップしようという法案でございますけれども、その技術の中には、当然

法規の中では、RPAなどを活用した取組についても、例えデータ連携に必要なソフトとかハードの導入等のために必要な措置があつた場合には、法律の要件を満たす場合には税制措置の対象になるというふうに思いますが、

また、昨年度、平成二十九年度の補正予算において措置しましたサービス等生産性向上IT導入支援事業というのがあるわけでござりますけれども、この補助対象となるITツールとしてこのRPAを明示的に位置付けております。こうした明確な位置付けを通じて、こうしたRPA技術を中心としたIT導入してもらつて、業務の効率化、生産性の向上に向けて御活用いただくことでしつかりと応援していきたいと思います。

このように、RPAを含めて生産性を向上させるためのIT導入をしつかりと支援をしてまいります。

○石上俊雄君 是非、支援の方はお願いしたいと思います。

十四億円、二〇二〇年度には七十二億円のマーケット拡大を予測しているところであります。

具体的分野としては金融・保険業中心の拡大を予測しているところでございます。

まず初めは、規制緩和と、特に安全規制の見直しと産業政策のはざまについてちょっと質問をさせていただければと思います。

今回の法案で規制のサンドボックス制度が導入されるわけでありますけれども、現行の企業実証特例制度とかグレーバー解消制度とか各種の特区制度、さらに、そもそも論になりますけれども、内閣府の規制改革ホットラインなどのスキームがサンドボックスも入つてくるので様々立ち並んでしまうのかなというふうに思うわけであります。

しかし、一方で、事業者からは特色や違いが理解できないという声も大きく聞かれるわけでございます。実際、ある経済官庁の幹部に言わせますと、これは新聞に書いてあった内容でありますけれども、規制改革の仕組みだけ毎年のようにつくればデーティ連携に必要なソフトとかハードの導入等のために必要な措置があつた場合に、法律の要件を満たす場合には税制措置の対象になるというふうに思いました。

また、昨年度、平成二十九年度の補正予算において措置しましたサービス等生産性向上IT導入支援事業といふのがあるわけでござりますけれども、この補助対象となるITツールとしてこのRPAを明示的に位置付けております。こうした明確な位置付けを通じて、こうしたRPA技術を中心としたIT導入してもらつて、業務の効率化、生産性の向上に向けて御活用いただくことでしつかりと応援していきたいと思います。

このように、RPAを含めて生産性を向上させるためのIT導入をしつかりと支援をしてまいります。

まず一つ目に、事業者が単体でやるのか、あるいはもう一個、自治体と組むかというのが大きな一つ目の分かれ目だと思っています。もし自治体と組む場合でありますけれども、これは地域限定の特区制度が一番なじみます。その特区を使って法令の特例制度を使うと、特に、国家戦略特区と

うふうに思います。

いいますのは、対象となる地域を自治体を指定しまして、その地域ごとに区域会議を開催していく、その区域会議で特例制度を提案して改正していく、結構大掛かりな話になります。地域を絡ませて、大きには多分特区が一番などじむというふうに考えています。

他方、自治体と組まずに事業者単体でいく方法というのがあります。その中に更に二つやり方があります。事業者単体の場合でもなお法令の特例措置を目指す方法と、もう一つはそこまで目指さない方法。

前者の方が事業者特例制度でありまして、特例措置、それを打つたには、やっぱり規制の代替措置というのを打たなきゃいけない。代替措置が提案できれば、規制目的、安全性その他の規制目的をこれでもう大体それを達成できるということで、やはり時間が掛かります。

他方、グレーベン解消制度というのがあります。こちらは、法令改正は前提にしません。確認をして、これならば大丈夫ですということで、やります。そういう意味では、余り大きくはできませんけれども、早めにできるということです。

ただ、今回新しい制度を考えていますのは、実はこの二つもまだ限界がありまして、やっぱり両方とも、事業として永続的な、長いというのがありますので、やっぱり慎重になってしまふと。そこで、慎重になるというのを前提として、やはり実証を行っていこうということで今回考えていました。その実証のための制度が今回の規制のサンドボックスでありまして、実証という前提においては、限定を幾つかしますけれども、その限定の中で、これまでの規制に関しては少し特別的な扱いをしてそして進めていくということであります。

最後申し上げますけれども、今回、いろいろとこういうノウハウというのを提供するのにやはり一元的な対応が必要であろうということで、内閣

官房に窓口を置きました、受け付けいただけます。これはやはりこちらですね、この制度が使いますということをサジェストしていると思います。

○石上俊雄君 そうですね、窓口が一元化されるということであれば、そこでしっかりと優しい対応をしていただけて効果的な方向に導いていただければと、そういうふうに思つております。

○政府参考人(中石斎孝君) そういふうに思つております。

官房に窓口を置きました、受け付けいただけます。これはやはりこちらですね、この制度が使いますということをサジェストしていると思います。

この全国展開に至らなかつた、このことについて経産省、内容について御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(中石斎孝君) 十一件というのを確かに少なく思つております。これ、何とか増やしていくといふには思つておりますが、この内容、その原因はどういうことかということを考えますと、やはり一件というのがひとつ時間が掛かってしまった、手間が掛かってしまったと、そういう代物でございまして、現行制度がその目的としている安全性などの確保を現行制度とは異なる方法で担保をする、担保は可能だと、そういうふうな場合にその規制の特例措置を事業者単位で認める制度でございまして、四年前ですね、何度かこの件については質問をさせていただきましたけれども、四年前にスタートして、現在は新事業特例制度となつていて、なにかあります。

しかし、これまでに産業競争力強化法第八条に基づく申請は僅かに十一件でございまして、第十一条に基づく新事業活動計画の認定も二十二件と少ないわけございまして、実際、この二十二件から、六ヶ月を超えるプレミアム商品券の発行の十七件を除くと四年間で僅か五件でございまして、その実証すること自身が規制があつてできなかつた、こういったこともあります。なにかこういった検討が進まなかつたということを考えております。

先ほど申し上げましたように、その実証すらできないという状態を解消したいということで、今回、新事業等実証制度を導入したということでありまして、そこにおいてまずはエビデンスなりデータを集めてそして話を進めていこうということで、今までの新事業特例制度についても併せて更に円滑に早く進めることができるんじやないかというふうに考えております。

○石上俊雄君 なかなか、まずは数が本当に少ないなどいうことと、これ全国展開をしていくことがやっぱり肝だと思うんですね。ですから、やっぱりそこら辺はしっかりと今度はまた新しいものになるわけありますけれども、しっかりと対応いただければと、そういうふうに思いました。

特に、資料の四の①に示しておりますけれども、企業実証特例制度の半導体製造に用いるガス容器の先進的検査方法の導入のこの案件につきましては、昨年の五月三十日の経産委員会でも多少取り上げさせていただいて質問させていただきました。

このガス容器の内容なんですかね、これ、半導体製造に用いるものですから、不純物が極端に少なくななければいけないという代物でございます。しかし、検査方法で今法令で指示されているとか規定されているのは、要は、ガス容器ですかね、圧力が掛かるのでひびとか割れがあつちやいけないということで、水を入れて圧力を掛け、要は安全性を担保しなさいというような法令での義務付けになつていてるわけであります。これだと、安全確認の検査としては信頼性は抜群なわけです。先ほど申し上げましたように不純物があつてはいけないわけでありますから、徹底的にきれいにしないといけないです、時間もそういうふうなことを考えると掛かるし、コストも高くなつてしまつということがあります。

そこで、半導体の競争相手でござりますアメリカですとか韓国ですとか台湾では、短時間で低コストの、ガス容器に水を入れないで、要は超音波を使つたり音響検査を使つてているわけですね。何とアメリカでは三十年前から、韓国や台湾でも十年前から使つていてるわけでございます。

じゃ、何でというところになるわけであります。が、今回のこの半導体製造に用いるガス容器の先進的検査手法の導入の案件は、聞くところによると、中型、小型容器では目標達成で告示改正と伺つておるわけでありますけれども、一方で、大型のガス容器については、一番経済効果が大きいということで本命と言われていたわけでありますけれども、大型容器の検査で問題発生とお聞きしているわけでありますけれども、その内容についてお聞きしたいというけれども、その内容についに陥つた根源的な原因はどこにあるのかと、根源

どこにあるのかと考えられているかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思つております。

国際競争力のイコールフッティング、これはいろいろ質問立たせていたときには言わせていただいているわけでありますけれども、当初どおりの規制改革を目指して国は全面支援、改革断行に力を尽くすべきと考えているわけでありますけれども、そこも含めて経産省の御認識を賜りたいと思います。

○政府参考人(中石斎孝君) 委員御指摘の半導体製造に用いる超純度ガス容器につきましては、五年ごとの耐圧検査が義務付けられているのは御指摘のとおりです。この耐圧検査は大変コストの掛かるものでありますけれども、代替方法として超音波によるものが事業者から提案があり、これを新事業特例制度を活用して実証事業を行いました。これにつきましては、必要なデータが得られて、委員御指摘のとおり、今年の平成三十年三月に告示の改正を行つたわけであります。

ただしこれにつきましては、必要なデータが得られて、委員御指摘のとおり、今年の平成三十年三月に告示の改正を行つたわけであります。この超音波検査、中型、小型検査に有効でありまして、大型の容器にはなかなかうまくいきませんでした。といいますのは、大型容器につきましては、音響検査を組み合わせなきゃいけないということでありますと、そしてその音響検査をする際に、日本は海外と少し違う構造になっているようとして、容器をバンドで束ねるというような少し構造上の工夫といいますか、特殊といいますか、変わった方法を使つていまして、その関係でなかなかデータとして効率的なものが取れずには安全性が確認できなかつたということで、結果として一般化はできなかつたということでありまして、中型、小型においては有効なデータが取れましたけれども、大型については取れなかつたということであります。

そのことを踏まえて、私ども一つの考え方としては有識者の意見をあらかじめ聞いておけばもう少し状況は変わつたかもしません。今回につい

ては、結果的には日本のやり方は特殊なものですからなかなかできなかつたんですけども、たゞだいしているわけでありますけれども、当初どおりの規制改革を目指して国は全面支援、改革断行に力を尽くすべきと考えているわけでありますけれども、そこも含めて経産省の認識を賜りたいと思います。

○政府参考人(中石斎孝君) 委員御指摘の半導体

では、結果的には日本のやり方は特殊のものですからなかなかできなかつたんですけども、たゞだいしているわけでありますけれども、当初どおりの規制改革を目指して国は全面支援、改革断行に力を尽くすべきと考えているわけでありますけれども、そこも含めて経産省の認識を賜りたいと思います。

そこで、今回は、この新事業等実証制度におけるように、認定の判断においては専門家から構成される革新的事業活動評価委員会の意見を聴くとともに、認定スキームについての海外的な視点や技術的な専門的な知見を加えて適正な判断をしていただきたいというふうに改善を加えたところでございます。

○石上俊雄君 内容的には大体分かりました。

やはり問題は、これが、企業実証特例制度といふのは、企業側からの提案で、企業側で費用負担とが実験とかやって、それを見て審議会で判断していくだけとということでありますから、いかに国

としてのバックアップがしっかりと、最後

につけば、やつぱり駄目だよと言われたらこれ元も子もない

ですから、やつぱり支援の方を引き続き講じてい

ただかないといけないのかなというふうに思いま

す。

さらに、これ言わせていただきますと、こうし

た制度設計下で、先ほども申し上げましたよう

に、企業からこういうのはどうですかということ

でアイデアを出すわけありますね。さらに、先

ほども申し上げましたが、企業がコストを負担す

るわけでございまして、全国展開できますとこれ

はいいわけであります、一方で、規制緩和とい

うふうになりますと、ライバル企業もおるわけで

ありますから規制緩和内容によつては要はコス

ト削減になるわけですね。先進的な手法等を取り

入れるわけでございます。ということは、先駆者

的な取組をすると、要は単に勇敢な開拓者という

形で、それで、後から使う、全国展開してますね、後発の方々はぬれ手にアワということですべて規制所管官庁は必ずしも理解が十分じゃありませんし、お話をありました国際的イコールフッティングという海外の動向も必ずしも把握しているわけではありませんので、やはり専門家の意見

というのはとても重要であろうというふうに考えています。

そこで、今回は、この新事業等実証制度におきましては、主務大臣の計画認定の判断が適切にならぬかやうと思つて突っ込んでいくんですけれども、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのことを前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけますでしょうか。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつ

かくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競

争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこ

とが前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつ

かくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競

争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこ

とが前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつ

かくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競

争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこ

とが前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

形で、それで、後から使う、全国展開してますね、後発の方々はぬれ手にアワということですべて規制所管官庁は必ずしも理解が十分じゃありませんし、お話をありました国際的イコールフッティングといふ形になると、何がしか先行者のアドバンテージが制度的でないと持続可能な制度とは言えないのではないかというふうに思つてます。

○政府参考人(中石斎孝君) 新事業活動制度につきまして、規制の代替措置を実施する事業者につきましては、規制所管官庁は世耕さんといふのは、企業側からの提案で、企業側で費用負担とが実験とかやって、それを見て審議会で判断していくだけとということでありますから、いかに国

としてのバックアップがしっかりと、最後につけば、やつぱり駄目だよと言われたらこれ元も子もないですから、やつぱり支援の方を引き続き講じていただかないといけないのかなというふうに思つてます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつかくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこと

が前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつかくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこと

が前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

○政府参考人(中石斎孝君) 新事業活動制度につきましては、規制所管官庁は特例措置の実施による新事業活動を展開して、そこでノウハウを交換しながら、やつぱり駄目だよと言われたらこれ元も子もない

でありますので、他社に先駆けていち早く特例措置による新事業活動を展開して、そこでノウハウを交換といつたものを作り上げることができるように思つてます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつかくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこと

が前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつかくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこと

が前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

○政府参考人(中石斎孝君) 新事業活動制度につきましては、規制所管官庁は特例措置の実施による新事業活動を展開して、そこでノウハウを交換しながら、やつぱり駄目だよと言われたらこれ元も子もない

でありますので、他社に先駆けていち早く特例措置による新事業活動を展開して、そこでノウハウを交換といつたものを作り上げことができるように思つてます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつかくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこと

が前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

この辺、結構重要なことと思うんですけどね。せつかくこうやろうと思って突っ込んでいくんですけど、何か、あれ、これ自分たちで費用負担するけど、結局的に損しちゃうのかなと思うと、国際競争力のイコールフッティングの観点で全国展開しないといけないんだけれども、結局は何かそのこと

が前に進まなくて終わってしまうというところまでござりますけれども、経産省の認識をお聞かせいただけます。

のかなというのはかねがね思つてゐるところでござります。

先ほどの半導体製造のガスボンベの案件というのには、これ典型的な例なんですね。金属などの材料工学や超音波などの物理法則はアメリカでも韓国でも台湾でも地球上どこでも全く同じであるわけでありまして、グローバル競争を行う業種であるにもかかわらず、海外では三十年前から使つていいよと言われているわけでありまして、国内では特段理由もなく使えないというのはどう考えておかしいのではないかなどいうふうに思うわけであります。安全性といったところが確認できていないので使えないというのがその理由なんでしょうかけれども、それが特段に当たるかどうかはちょっと分かりませんが、ちょっとおかしいのではないかなどというふうに思つてゐます。

企業も責任があると思っていて、積極的に国に提案すべきだというふうに思ひますけれども、先ほど言つたように、やはり先に走ると、いやいや、自分たちだけが損するのではないかかといつてころがあると、どうしても走れないところもあるわけですから、やっぱり国自身も他の規制の調査ぐらいはしっかりといただいて進めるべきではないかななどいうふうに思つてゐけれども、その辺も含めて世耕大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(世耕弘成君) まず、今回の制度をまず最初、軸に御説明したいと思いますけれども、こういうサンドボックス制度という形では入つてきますが、最終的にはやはり全国一律の規制の見直しを行つていくかということが本来の目的だというふうに思つていています。ですから、サンドボックス制度といふと、どうしても事業者の活動にスピード感が当たるわけではありますけれども、一方で、国も主体的にそのテーマとなつてゐる規制についてどうするかということについてやはり不斷に見直していくかなければいけないという立場だというふうに思つております。

○石上俊雄君 ありがとうございます。是非お願ひしたいというふうに思ひます。

あと、全国展開というか横展なんですけど、普通の民間企業だと横展つて結構簡単かななどいう

が、高精度三次元地図データの研究開発、実証及びデータ提供のダイナミックマップ基盤株式会社をスタートさせたということでござります。

そして、今回のこのサンドボックス制度が認定されていく中で、規制所管の主務大臣がこの実証計画の認定を行つて、そして自ら規制を見直していく仕組みを法律上盛り込ませていただけれど

ところであります。また、規制の見直しその他必要な事業環境の整備を法案に定める計画実行期間の間に集中的に行うことの責務としてこれも法律上規定をさせていただいております。そして

さらに、このサンドボックスの総合的かつ効果的な推進を図るために政府が実施すべき施策などに關して基本方針を閣議決定することとなつておりますので、法案を提出した大臣として、政府全体

での制度活用を徹底的に促していきたいというふうに思つております。

また、後段御指摘の、もつと政府自ら規制緩和について国際的な状況を勉強すべきではないかと

いうのは全くおっしゃるとおりだと思いますし、政府自身が勉強する力が足りないのであれば、もう少し事業者が言つてきやすいような、そういう

環境をつくることも重要だらうというふうに思つております。

今、経産省では、例えばエネルギー政策なんかは、やはり海外の事例しつかり勉強をしていかないと、なかなか、日本だけで閉じてそして今までのルールの範囲の中では議論をしていたのではこの

新しいエネルギー政策の変動には対応できないと思つていて、これは積極的に海外のいろんな事例を勉強するようにという指示も出してお

ります。意欲的に勉強していきたい。そういうものではないかななど。さらには、インフラ型と言つ

のかどうか分かりませんが、一方で、そこではな

くて、要は、何というんですか、内閣府がやつてゐる官民ITS構想というんですかね、高精度地図や衛星の測位などのインフラを活用して、あた

かも目に見えない線路の上を自動車が、自動運転の車が走つていく、要は鉄道が走つていくという

ところから、海外の規制の状況、あるいは規制緩和の状況を先取りして勉強する姿勢を経済産業省もしつかり確立をしていきたいというふうに思つて

います。

○石上俊雄君 ありがとうございます。是非お願ひしたいといふうに思ひます。

そこで、昨年六月に、三菱電機やゼンリンさんなどの電機や地図、測量、自動車の各社計七社

が、高精度三次元地図データの研究開発、実証及びデータ提供のダイナミックマップ基盤株式会社をスタートさせたということでござります。

自治体独自で改善している内容をどうやつて横展するんだるうなというところもあると思うので、その辺についてもしっかりと検討していただければというふうに思います。

それでは次の、各論二つ目のテーマに入らせて

いただきますが、データ共有事業としての特定

トライズ重点取組五分野が設定されたと。その一

つが自動運転でございまして、また資料五に付け

させていただいておりますけれども、具体的に

は、自動運用の高精度三次元地図であるダイナ

ミックマップ関連が検討されておるということ

ございますので、その点について質問をさせてい

ただければと思います。

自動運転といつても、これはメディアの報道的

なところもありますので、イメージ的なものがあり

ますけれども、一方で、自分でやろうというこ

と、さらには、一方で、自分でやろうというこ

と、さらに、実際に我が国企業でも、パイ

オニアさんなんですねけれども、ヒア社と自動運転

時代に向けてグローバルな地図ソリューション実

現の基本契約を締結するなど、単純な国別対抗と

言われるだけではなくて、様々な合従連衡も展開

中と聞くところでございます。

国としての課題、テーマの仕分をどう考えて、

どういう役割を果たしていくべきかと考えられて

おられるのか、この二点について世耕大臣の御認

識をお聞かせいただけますでしょうか。

○國務大臣(世耕弘成君) 今御指摘のDMPです

ね、地図の会社であります。

日本企業というのは、やはりどうしても国内予

選が非常に厳しくて、国内予選で徹底的に一から

十まで全部競争して、そして、へとへとになつて

海外の本戦に出していくと各国からもう選ばれて出

てきた会社になかなか対抗できないで負けてしま

うというケースが多いのかななどいうふうに思つて

いまして、コネクテッドインダストリー、第四

次産業革命を考えいく中では、今、我々経産省

として企業の経営者、産業界側に呼びかけてい

るのは、やはり協調領域というのを考えてくれと。

競争をしないでもうみんなと一緒にやつた方が非

常に効率がいいと、で、別のところで競争をして

いこうじゃないかと。

だから、自動車であれば、やはり走行性能で競

争するのであって、地図のよくなどころはもう連

携した方が早いのではないかという発想の中から

出てきたのがまさにあのDMPの発想だらうとい

うふうに思つております。これは、この取組は歓迎したいと思いますし、このままほつておいたらヒアに全部世界の地図が制覇されるんじゃないのかとまで言われていたわけですが、このDMPの動きが出てきて、自動車メーカー、地図メーカーがみんな集まつて協調領域で始めたことによつて、日本の地図はこのDMPが押さえることによつて、ヒアと交換しながら対等に渡り合えるということを期待をしたいというふうに思つています。ただ、この協調領域をどこにするかというのには、これは国が決める話ではなくて、あくまでも産業界がしっかりと議論をして決めていくべきだというふうに思います。例えば、自動運転の分野でも、協調領域は一つというわけではない。地図だけではなくて、例えセンサーが集めるデータのフォーマットとか、そういうことも協調領域になり得ると思います。

また、今御指摘のように、じゃ、地図はもう決めたら一社だけなのかといったら、これも、産業界の考え方によつては、地図の分野でも複数のものが別に競い合つてもそれは構わないんだろう、あるいはヒアと連携をするという考え方があつてもいいし、独自でうちは地図を作るんだという企業があつたってそれは私は構わないんだろうといふうに考えております。

○石上俊雄君 この自動運転のところは本当にいろいろ複雑で、しかし、急速というか、すごいスピードで進んでいるんだろうなというふうに思いますが、そこで、引き続き取組をいただいてしつかり国益にかなうような形で持つていていただければ、そういうふうに思います。

そのデータ共有事業として、特定革新的データ産業活用で、先ほど申し上げましたけれども、コネクテッドインダストリーズ重点取組五分野であるわけであります、スマートライフとか、自動走行・モビリティーサービスとか、ものづくり・ロボティクス・バイオ・素材、プラント・インフラ保安が想定されているとお聞きするわけであります。

うふうに思つておりますけれども、これ以外の分野も排除されないといふことでよろしいんですねという確認をいたしました。地図のデータも同様に提供を促すような仕組みが必要と考えるわけありますけれども、今回の法改正に当たつてはどうお考えなのかということですね。

要は、何でかというと、グーグルが二年前に買収しましたアーバンエンジニアーズというところの会社があるわけあります。ここは、物のインターネットというのではなくて、動くもののインターネット、インターネット・オブ・ムービング・シングルズと言われているらしいんですが、具体的には、要是地図の上で、この路線は混んでいますというか、こっちの方がすいていますといふ表示を出していく、そういう仕組みのものなん

だそうです。ですから、今ここは混んでいるからこっちの方を先にやつた方がいいよというのが分かるような、そういうものなんだそうですね。そういうふうに思つています。

この法改正でございまして、地方公共団体に対する御質問がございました。

この法案にございますデータ提供要請制度といふことは、その対象は国や独立行政法人等の政府機関としているわけでございまして、地方公共団体に対する御質問がございました。

この背景でございますけれども、行政機関個人情報保護法等や情報公開法というのは、あくまでも国の機関や独立行政法人等を対象とした規律であります。それに対して、地方公共団体につきましては個別に条例での規律に委ねられているといふことでござりますので、この法律において国と規律を別とする地方公共団体に対して同じ枠組みの下で一律にデータ提供要請ができるとするといふのは必ずしも適切ではない、適切ではないといふことなどの考え方により、今般のデータ提供要請制度の対象からは地方公共団体等は除外されてしまうことではござります。

この十年ぐらいであつたといふことあります。

○政府参考人(寺澤達也君) お答えします。

委員御案内とのおり、コネクテッドインダストリーズというのは、機械とか人と技術とか、これまでつながつてこなかつた様々なものがデータを介してつながることによつて付加価値を生み出していくという構想でございまして、何か特定の業種を排除しているとか特定の業種に限定していない場合の多くは中央省庁の施策に関係のあるデータ

ありますけれども、これ以外の分野も排除されないといふことで、日本の強みとか具体的な課題のニーズを考慮しながら、例えば自動走行・モビリティーサービスとか、ものづくり・ロボティクスといった委員会が必要と考えるわけありますけれども、今回の法改正に当たつてはどうお考えなのかということですね。

その意味では、このデータ共有事業につきましては、その重点五分野についてしっかりと支援をしていくことを考えしていくところではございますけれども、同時に、これら五分野以外の分野においても、データ共有、連携について具体的なニーズがあつて法律の要件を満たすということであれば、この法律に従つて支援をしていきたいといふふうに思つています。

この法改正でございまして、データ提供要請制度についての御質問がございました。

この法案にございますデータ提供要請制度といふことは、その対象は国や独立行政法人等の政府機関としているわけでございまして、地方公共団体に対する御質問がございました。

この背景でございますけれども、行政機関個人情報保護法等や情報公開法というのは、あくまでも国の機関や独立行政法人等を対象とした規律であります。それに対して、地方公共団体につきましては個別に条例での規律に委ねられているといふことでござりますので、この法律において国と規律を別とする地方公共団体に対して同じ枠組みの下で一律にデータ提供要請ができるとするといふのは必ずしも適切ではない、適切ではないといふことなどの考え方により、今般のデータ提供要請制度の対象からは地方公共団体等は除外されてしまうことではござります。

他方、委員御指摘のとおり、いろんなデータ共有、連携を進めいく上で、地方公共団体が保有するデータに対する提供ニーズもそれは当然あります。すると考えておられるところではございます。そこで質問させていただきたいと思いますが、

二〇一六年の二月にシャープが鴻海の傘下を決めてからもう一年になるわけでございます。現在は中期経営計画、人に寄り添うI.O.T、これは人工知能、A.IとI.O.TをプラスしてA.I.O.Tと言つておられるらしいのでありますけれども、あとは8Kのエコシステムなどを基本に掲げて、企業、株式がV字回復しているというところでございます。しかし、それまでは産業革新機構が再建築を主導しておりますとして、最後の最後に鴻海案が逆転したのは皆さんも記憶に新しいところだというふうに思つておられるところでございます。

そのものを資料の六の①にちょっとと付けさせていただきました。機構と鴻海案の提案を比較させていただいたものでございますけれども、これは報道のものから持つてきまして、それを評価されて出資規模三千億円に対して、鴻海は七千億円、銀行出資に債権放棄を求める。また、経営側、社員雇用に関しては、機構案は経営陣の退陣、雇用は事業再編の状況によるとした一方で、鴻海案は経営陣の維持、雇用は現行を維持するというこどりありますから、内容的には鴻海案の方が経済的な合理性は大きかったと一般的には評価されているというふうに思つておるところでございます。

このことに対しまして、世耕大臣として、今振り返つてみられて、また当時、この一件をどのように見直され分析されておられたか、率直な感想をお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) これは各社のそれぞれ

経営判断だというふうに思つていて、シャープは、再編などを通じて、これ産業機構というのを単なる事業救済はできませんので、あくまでもオープンイノベーションということが前提になりますので、オープンイノベーションを促進していくことを目的として出資などの提案を行つてきたというふうに承知をしております。しかしながら、

シャープとして様々な条件を検討した上で鴻海による提案の受け入れを自ら判断をされたというふうに認識をしています。

結果としては、今V字回復と言つていただきました。また、雇用が確保をされ、あるいは取引先も確保されという結果になつておるということはいいことだというふうに思つておりますし、このシャープのV字、シャープは今もう家電メーカーとしては生まれ変わろうとしていまして、そのことがまた日本の家電メーカーにもっとと刺激も是非与えてほしい。このI.O.Tの時代において日本の家電メーカーもこのまま待つていては勝ち残れないとわかりますから、シャープの状況も見ながら、日本の家電メーカーもビジネスモデルを新たに組み立てていつてほしいなというふうに思いました。

これ、金額の多寡とかいろいろ言わわれていますが、結果はやっぱり経営者だと思いますね。これまで、経営陣、現状維持となつてますが、シャープには戴さんという鴻海から送り込まれた強烈な個性の人が経営に当たつて、やっぱりそれでは変わったというところが多いと思います。

これからも産業機構は、いろんな形で、オープンイノベーションを前提にしながら、事業再生といふことも、またそこにお金を出すということもあると思いますが、やはり単にお金を出すだけではなく、単に事業再編のスキームを編み出すだけではなくて、やっぱりどういう経営者を連れてくるか、どういう経営者にリーダーシップを取つてもらおうかというところが非常に重要な点だというものが今回のシャープの件から私が感じているところでございます。

○石上俊雄君 ありがとうございました。

このシャープの案件を見ていくと、鴻海は本体に出資して全体として再生とか成長を狙つておる一方、機構案の方は事業に着目をして、他社の事業との再結合とかその辺も考えながら進められてきたというところなので、そもそもちょっと視点的に違つておるのかなといったところもあつて、こ

の辺はしつかり大事にしていかないといけないかなと思います。

そこで、資料七に示させていただきましたが、産業革新機構の志賀俊之CEOは、当時、日経新聞のインタビューに応じておりまして、日本企業は事業を抱え込み過ぎて、それを解き放ち、常にリフレッシュされた状態にする、シャープで目指しているのもそれだと話されておりまして、さらに、記者に、もう一つの論点は液晶は日本が守るべき技術かという点について問わされたところ、国が守るという発想はしてない、また、経産省が流出を恐れてやらせているということではないんです、ジャパンディスプレイといふには戴さんという鴻海から送り込まれた強烈な個性の人が経営に当たつて、やっぱりそれでは変わったというところが多いと思います。

これ、金額の多寡とかいろいろ言わわれていますが、結果はやっぱり経営者だと思いますね。これまで、経営陣、現状維持となつていますが、シャープには戴さんという鴻海から送り込まれた強烈な個性の人が経営に当たつて、やっぱりそれでは変わったというところが多いと思います。

これからも産業機構は、いろんな形で、オープンイノベーションを前提にしながら、事業再生といふことも、またそこにお金を出すということもあると思いますが、やはり単にお金を出すだけではなく、単に事業再編のスキームを編み出すだけではなくて、やっぱりどういう経営者を連れてくるか、どういう経営者にリーダーシップを取つてもらおうかというところが非常に重要な点だというものが今回のシャープの件から私が感じているところでございます。

○石上俊雄君 ありがとうございました。

このシャープの案件を見ていくと、鴻海は本体に出資して全体として再生とか成長を狙つておる一方、機構案の方は事業に着目をして、他社の事業との再結合とかその辺も考えながら進められてきたというところなので、そもそもちょっと視点的に違つておるのかなといったところもあつて、こ

メリカ、欧州、アジア、いわゆるコングロマリット、多くの事業体を持ちますグローバル企業の部門ごとの収益性の比較というのを行いました。その結果、日本企業では、売上高利益率が10%に満たない、いわゆるそんなに収益性の高くない事業部門の割合が全体の九割ということです。それに比べまして、同じ数字が、米国企業では約三割、アジア、欧州でも約六割と、こういう状況でございまして、やはり比較をしてしまいます。それに比べまして、同じ数字が、米国企業では約三割、アジア、欧州でも約六割と、こういう状況でございまして、やはり比較をしてしまいます。それに比べまして、同じ数字が、米国企業では約三割、アジア、欧州でも約六割と、こういう状況でございまして、やはり比較をしてしまいます。それに比べまして、同じ数字が、米国企業では約三割、アジア、欧州でも約六割と、こういう状況でございまして、やはり比較をしてしまいます。それに比べまして、同じ数字が、米国企業では約三割、アジア、欧州でも約六割と、こういった傾向というのは認められるんだろうと、こんなように考えてございます。

このため、我が国経済全体の活性化の観点から、グローバルな競争を永続的に勝ち抜けるよう、液晶会社に投資し、そこにシャープが合流した方がシナジーが生まれると考えたと答えられておるわけでございます。

そこで、ちょっと質問をさせていただければと思うのですが、この日本企業の事業を抱え込み過ぎる点や、液晶技術流出を国が守るべきか否かという点など、経産省として、当時、現在までのような認識を持つておられるのかというところと、さらには、シャープの液晶が革新機構の出資するジャパンディスプレイに合流しなかつた結果、当初の狙いだったシナジーも生まれないわけではありません。今の現在のジャパンディスプレイのビジネス環境、さらには今後の展開等についてどのようにお考えになられているか、併せて経産省のお考えをお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(吉本豊君) お答え申し上げます。

産業革新機構の会長である志賀CEOの二年ほど前の発言、その詳細につきましては正確には把握しておりませんので個々に論評するということは差し控えさせていただきますが、一つだけ申し上げますと、総じて言えば、日本企業は、歐米等他の地域の企業と比較いたしまして、低収益性の事業を抱え続け、その結果として全体の収益性を引き下げている、こういった面はあるんだろうというふうに認識しております。

この尋ねのジャパンディスプレイでございます。御指摘のような経緯もございましたけれども、現在、昨年八月に公表いたしました中期経営計画、これに基づきまして、新型液晶ディスプレーによる収益力の強化、有機EL分野における技術革新、車載事業など新たなビジネスの創出などを柱とする企業価値の向上に努めておるということでございまして、足下でも、固定費の削減あるいはキャッシュフローの改善といった相応の成果も出つつあるというふうに認識しております。さらに、こうした中、最近では、今後の需要の増加が見込まれます新型液晶ディスプレーによる収益力強化を目指しまして外部資金調達に成功されると、いったようなこともございます。引き続き全力で企業価値向上のための努力をしておられると、こ

○石上俊雄君 ありがとうございました。もう時間的に、ちょっともう残り少ないので。
この革新機構は、以前から度々ありますけれども、国内電機業界の大型再編を念頭に置いていられると言われてきたわけでありますけれども、働く者の立場に立つ労働組合の立場で、まあ出身などで言わせていただきますと、従業員の後ろには家族もいて、雇用の大切さというのは最後まで忘れてはいけないということを強調したいといふうに思つてゐるところでございます。

今回の法案でも、スピノフの円滑化が規定されております。企業価値向上が目的であるうと思ひますけれども、スピノフの実施で分割される会社の従業員の皆様には、いい方向に影響が与えあるところもあると思いますけれども、悪いところの影響も起つてゐるわけでございまして、やはり雇用と事業再編の関係について世耕大臣としてどのようにお考えになられてるかというところをひとつお聞きしたいといふうに思つております。

○国務大臣(世耕弘成君) 今回の産業競争力強化法改正案で導入するスピノフに関する会社特例の適用に当たつては、従業員の地位を不当に害するものでないことを法律上の要件としております。具体的には、労働組合などとの協議による十分な話し合いを行うとともに、雇用の安定に十分な配慮を行うことなどを求めることとしておりました。また、計画の認定を受けた事業者の責務として、労働者の理解と協力を得ることや雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを定めています。事業再編による企業価値を向上させようと思つたら、最終的には、これ株主とか経営者だけの話ではなくて、実際に現場で事業に携つてゐる従業員の方々の理解と協力がなければ実現できれないというふうに考えております。今私が申し上げたような措置によつて、スピノフをされる会社の従業員に不当な影響が及ぶことがないよう、そいつた方々の士気が落ちることがないよう適

切に実施することが重要だと思っております。

また、労働組合や従業員による会社の経営に対するチェック機能が重要なふうに思つています。これ、コーポレートガバナンス・コードの中でも、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、従業員等を中心とするステークホルダーとの適切な協働に努めるべきという基本原則があるわけでありまして、コーポレートガバナンス改革をこういう視点で進展させていくことも重要だといふうに考えております。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

資料八に最後付けてあるんですけれども、産業革新機構が対応いたいで、このルネサスエレクトロニクスというところは、今、産業革新機構が持つてた株式を売却して、最終的に復活というところに至つたわけであります。

このことについては、昨年の経産委員会で世耕大臣にもちょっとお聞きして、四万人という従業員が一万何千人になつたといふところがあつたり、いろいろ事業所を閉鎖したりといふ様々な苦労があつたわけですが、結果的には産業革新機構の力を借りて復活したといふところであるわけであります。そのときに大臣から、そういうところに對して基本的に考えておかないといけないところはどうですかと言つたら、やっぱりできるだけ調子がいいときに早く手を打つことが必要ではないかといふうなお答えをいただいたわけであります。

そういうアルネサスエレクトロニクスでありますけれども、その荒井委員長という方がおられます。そして、ルネサスのグループの労働組合の委員長でありますけれども、資料八の②にちょっと付けてござりますけれども、「苦難十四年」リストラの教訓と展望」と題しまして、雑誌のインタビューでお答えになられてるわけであります。企業危機に陥る前、労働組合によるチェック機能は働かなかつたのでしようかと記者に聞かれまして、五ページにわたつてインタビューに答えてるんですね。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

○真山勇一君 立憲民主党・民友会の真山勇一です。どうぞよろしくお願ひします。

この場では、生産性向上特別措置法案、それか

しかし、ちょっとここでは抜粋をして御紹介す

ると、会社がいかなる状況にあるか知らなかつた、知らされていなかつた、知らうという努力が不足してたといふことがあります。競争環境が変わつてることを敏感に察知し、対応しなければ、事が表面化したときはや何もできないといふことです。さらに、あそこはいろいろなところが一緒になりましたので、日立、三菱、NECの時代には、半導体部門が赤字でも本体のどこかにお金がある、出るだろうと思つてたと痛烈な反省と記しているわけであります。

確かに、この言葉を聞くと、私も労働組合の出身の一人でござりますので、従業員は経営陣の下で働くという役回りでありますが、労働組合が經營をチェックするとしても限界があるんだというふうに思ひます。しかし、それでも不斷に危機察知能力を磨く必要があるのではないかと今述懐しております。自分で、先ほども申し上げましたが、組合役員の一員であつたので、この言葉を聞いて胸に突き刺さる思いだといふうに感じてゐるところでございます。

やはり、雇用環境がしっかりとしいる、このことを実現するために取り組んでいくことがやつぱり一番なのかなといふうに思ひますので、是非、世耕大臣におかれましても、日本の産業政策をしっかりとリードいたいで、日本の産業を活性化させる、そういう取組を引き続き進めていただきたいと思いますが、最後に一言大臣からお言葉をいただき、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 先ほども申し上げたように、従業員も重要なステークホルダーの一人であります、一つでありますので、しっかりと経営に関して意識を持つていただくということは非常に重要だといふうに今の教訓も含めて考えておるところであります。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

○真山勇一君 立憲民主党・民友会の真山勇一です。どうぞよろしくお願ひします。

この場では、生産性向上特別措置法案、それか

ら産業競争力強化法改正案の審議ということで、まず、前回の委員会のときには質問が残つてしまつて途中になつてしまつたサンドボックスについて

質問を始めたいといふうに思います。このサンドボックスについては、石上委員の方からも割と多角的に様々質問もしていただきましたので、多少ダブつたり重複したりするところもあるかも知れませんけれども、それはお許しをいただきました。いと、いふうに思つております。

まず、前回からの続きでいいますと、このサンドボックスですけれども、これは、今回、この特別措置法案の目玉ということで、プロジェクト型戦略特区の方の制度にもやはり同じサンドボックス、規制のサンドボックスというのがありますね。

今回、やっぱりこの新たな法案の中での新設ということ、それだけ期待度も大きいのではないかと、かと、いうふうに思ひます。調べてみたら、国家戦略特区の方の制度にもやはり同じサンドボックス、規制のサンドボックスというのがありますね。

ということで、それだけ期待度も大きいのではないかと、かと、いうふうに思ひます。調べてみたら、国家戦略特区の方の制度にもやはり同じサンドボックス、規制のサンドボックスというのがありますね。

○国務大臣(世耕弘成君) 御指摘の今国会に提出をされております国家戦略特区法の改正案で措置することになつてゐる地域限定型のサンドボックスは、もちろんそれぞれ狙いがあると思うんですけども、どんなふうな違いがあるのか、この辺からまづお伺いしたいと思います。

環境の下でスピーディーな社会実証を可能とするものであります。先ほど申し上げた国家戦略特区の地域限定型と比べますと、特区に指定された地域以外でも活用が可能だということ、そして自治体による提案が要らないということ、そして実証のために法改正は要しないといった点が特徴であります。

自治体の提案に基づいて地域社会と一体となつて協力をもつて実証を進めたいという場合は先ほど申し上げた国家戦略特区の地域限定型を活用していただい、逆に、地域は限定できない、例えばITのサービスなんかはなかなか地域限定できなきものがありますから、地域を限定しないでスピーディーに実証を行いたいというのはこの法案の新技术等実証制度を活用いただくといふように、実証のニーズによってうまくこの両制度を使い分けていただきことが重要ではないかなというふうに考えております。

○真山勇一君 今のお話を伺つてみると、二つが

両輪になつてうまく新しい事業を起こしていくことではないかというふうに思います。

その中でも、特に今回のプロジェクト型というのは、今お話を伺つてみると、やっぱり非常に柔軟性がある。それからスピーディーにやつていかなければいけないと。やつぱり時間が掛かつてしまつたら、多分、恐らくこういうものというのをアイデア勝負というところがあると思うんですね。ですから、やつぱりどれだけ早くスピーディーにやれるかということだと思うんです。

そうすると、やっぱり国家戦略特区の方は、国や地方自治体ぐるみということもあって、比較的、例えば、今一番大きなプロジェクトだと思いまますが、自動走行なんというものもありますし、ドローンなんかも今は使い道が非常に広がってきている。そういうことがあるので、そういうものに対し、このプロジェクト型の方は本当に小回りが利く、それで柔軟的にやれるということで、それだけ期待度が大きいと思うんですが、そうすると、じや、こういうものがでけてほしいとい

う、あつたと思うんですね、期待度が。そうするもと、どうでしよう、今のところ例えばどんなものが出てきているのか、どんなものが実現性の可能性があるのかということを伺いたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) そういうアイデアがどんどん浮かぶようでしたら、私は今頃ベンチャー経営者になつてているのかも知れないわけでありますけれども。

今いろいろと対話をしている中で出てきているのが、例えばフリーランスの人仕事のマッチングをしている会社があります。フリーランスの人で、例えば、分かりやすく言つて、ウエブデザイナーの仕事がやれる人で、ただし、少し介護教育があつて何年間か仕事の現場から離れていたんだけれども、そのウエブデザインのスキルを使って、個人として、フリーランスとしてビジネスを受注したい。そういうのをマッチングしているサービスが今たくさんあるわけですが、そのマッチング会社が、このフリーランスの人が、

じゃ、新たに働き始めるとなつたときに、三年休んでいると、例えばソフトウエアもパソコンもどんどん新しくなつてますから新たに買わなきゃいけない、じゃ、そのため融資をしなきゃいけないというときに、今のこの融資、個人に対する融資の限度額というのはあくまでも前の年の年収をベースに考えなきゃいけないといふルールになつていますから、そうすると、その人は、お金、休業中ですから前の年の年収がありませんので、貸せないということになつてしまふんだけど、ここを少し柔軟にしてもらえないだろうかといふような要望が出てきています。

あるいは、宅配便に関して、やはり今ネット通販などで宅配の需要が非常に増えている中で、ラストワンマイル、いわゆる宅配会社の各地域にある拠点から最後その自宅までのところを誰か別の人へ委託をするというようなルールの見直しができない、それが実証をやって問題がないといふことを検証できないだろうか。この辺のニーズが今このところ出てきているところでございます。

○真山勇一君 今伺つてみると、本当にいろんなことが考えられるような気がするんですね。その辺の知恵を絞るのが大変なことだというふうに思つてますけれども、やっぱりそれがベンチャーやベンチャーたるゆえんのところだと思うんです。

○真山勇一君 今伺つてみると、本当にいろんなことが考えられる大事なことなんですかね。その一方で、今回のこの規制のサンドボックスの適用に当たつて、この委員会でも度々取り上げられているのが、例えば命に関わる、安全に関することとか、それから、私、それに加えて、やっぱり環境の問題とか、それから、これまでにある既存の産業、しっかりととした基盤を築いていく産業を脅かすようななことになる、あるいは痛みを強いかねないようななことになるという、そういう事業についてはなかなか承認が難しいではないかとか、あるいはそういう問題をどうするかといふふうなことがありますけれども、例えば、やっぱりこういうものについて慎重に、承認の際にして慎重になるとか、ベンチャードからいろいろやりたいけれども、その中にも、やっぱりそつ簡単にはやることができないなといふような、そういうことという考え方というのはあるんでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) 今回、このサンドボックス制度というのは、今の規制、規制というのは必ず目的があるわけですよね。国民の生活の安全を守るとかいろんな目的があるわけですが、今の時代の変化に応じ切れていないんじゃないかな、安全を守るには別な方法もあるんじゃないかな、それを実証してみたいといふのが今回のサンドボックス制度だといふふうに思つてまして、何でもかんでも規制を緩めるとか、そういう形ではなくて、その規制の目的を別の方法で達成できるのではないか、そのための実証をやるというの私が思つてます。今回のサンドボックス制度の本質だといふふうに思つてまして、ですから、当然のこととして、実証に当たつては生命や身体の安全が第一であ

る、第一に重要なことは、これはもう言うまでもないことであります。サンドボックス制度では、事業者に対しても、期間、場所、方法を限定して参加者の同意を得ること、実証実験の管理監督をしっかりと行うこと、また、この間の質疑の中でも、モニタリングもしっかりと行うこと、実証を適切に措置するために必要となる措置を講ずるということを参加する事業者に對して求めているわけであります。

そして、規制を主管する主務大臣は、こうした措置が適切に講じられていることなどによつてこの規制法令が保護しようとしている本来の目的である権利とか利益が損なわれないことを確認をして、そして革新的事業活動評価委員会の意見を聽いた上で計画を認定するかどうかを判断をすると、いうことでありますので、安全性とかそういうことに関することは万が一にも問題が起こらないような体制になつていてるといふふうに考えております。

○真山勇一君 規制のサンドボックスのこの質疑、審議の過程で、やはりライドシェアが、何かそれだけが非常にクローズアップされてしまつていることがちょっと私は気になつて、やっぱり駄目なものは駄目、でも、やれるものはやろうよ、できるものはやつてみよう、そういうことです。その辺をしっかりとこの制度でやつていてね。その辺をしっかりとこの制度でやつていてただけるということを確認をしたかったのでまた改めて伺つたということです。そういう何でもかんでもというところではなくて、やはり生命とか命に關わる問題もありますから、規制緩和といふことで、是非きちっとした基準でやつていただきたいといふふうに思つております。

ここからちょっと具体的にお伺いしたいんですが、前回ちよつと途中で終わつてしまつたので、お手元のお配りした資料を見ていただきたいんですけど、これは経産省の方からいただいた資料の中

からの一票のコピーでござりますけれども、このプロジェクト型規制のサンドボックスの仕組みというかシステムですね。

前回のところどちらとお伺いしたのは、この左側の事業者と、右側に評価委員会というのがありますけれども、事業者がいろいろなアイデアを出すと、その一元的窓口、これが内閣官房に設置されるということで、ここでどこの官庁が扱うかということを決めてそこへ振り分けますという説明を伺いました。真ん中のその主務大臣といふところですね、事業を所管するところへこの窓口から振り分ける。確かに、どこへ持つていっていか分からぬといふのをこうやって一元的窓口で振り分けていただくといふことは、非常に事務の効率化にはなるといふふうに思つております。

ただ、この流れ、左から右へ申請という形で流れしていく、そして今度は右から左へと認定という形で流れていく中を見て、何点かやっぱり気になることがあるので、この辺をちょっと確認をさせていただきたいといふふうに思つております。この評価委員会といふのは右側にあります。この評価委員会といふのはどういうものなかといふことについて伺いたいと思います。

内閣総理大臣が任命ということなんですが、人選は、任命ということは、これは任命だけという意味なんでしょうか。人選はどんなふうに誰がやるのか、それからどんな基準があるんでしょうか。その辺りからます伺いたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) まず、この評価委員会ですけれども、新技術等実証が経済全般に及ぼす効果について、各省庁の所掌範囲を超えた大局的な見地から主務大臣に対して専門かつ客観的な意見を述べていただくというのがこの評価委員会の機能であります。あくまでも最終判断は評価委員会の意見を聽いた上で主務大臣が行うことになります。その上で、評価委員会の委員というのは、幅広い分野、領域に及ぶ内外の社会経済情勢及び革新

的事業活動の動向に関して優れた識見を有する者を任命することとなつておりまして、委員会が置かれるのは内閣府ということになる、これ、各省にまたがることですから内閣府に置くことになるわけであります。そして、その内閣府の長は内閣総理大臣でありますので、これは、形式的と言ふとあれでけれども、内閣総理大臣が任命するという形になります。委員の人選に当たつては、委員によつて代表される意見、学識、経験などが公正かつ均衡の取れた構成になるよう留意することとしておりまして、構成や分野のバランスについて対外的にきちっと説明できるようしなければいけないといふふうに思つています。

評価委員会が公正公平である、評価委員の人選も含めて公正公平であるということを国民の御理解が得られるようにつき努力していかなければいけない。これだけいろんなことが問題になつてゐる状況の中でありますから、きちんと説明責任が果たせる人選はしっかりとやつていく必要があるといふふうに思つています。

○真山勇一君 それから、この評価委員会のことでも更に伺いたいのは、この評価委員会といふのは、このプロジェクト型サンドボックスで固定されたメンバーで常設ということになるのか、あるいは、出てくるプロジェクトごとに多分専門性がかなり違うと思うんですね、そういう場合に、逆に言えば、そういうときにはまたそういう委員を選ぶのかどうか、そこはどうなつてているんでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) 基本的には、この評価委員会は常設であります。ただ、今委員御指摘のように、テーマによつては、少し専門性、深く掘り下げるときやいけないといふふうなときがあるわけであります。その技術が、イノベーションが社会実装されることによってどんなインパクトが世の中に与えるかなどはまた個別の人から聞かなければいけないときもあると思いますので、必要な調査をしなければいけないということになつて思つています。

○真山勇一君 先ほど大臣がおつしやつた中立性とか公平性という面で見ると、そのプロジェクト型が公私とか推進する方の人だけではなくて、やっぱり慎重な意見を持つている人あるいは反対の意見を持つてゐる人の言い分というのも聞いていかな

いは専門的なその分野に深掘りして詳しい学識経験者などから意見を聞くといふこともあり得ると思いますし、場合によつては海外の事情をいろいろと聴取をすることもありますので、それはないかといふふうに思つております。

○真山勇一君 それから、やっぱり新しい事業、まあベンチャーと言われるものですから、新しい革新的なそしたアイデアを含んだ事業といふことなので、賛成という人はもちろんいいと思うんですね。だけど、賛成じゃなくて、いやいやそれはちょっと待ってくれとか、あるいはちょっと問題があるんじゃないかという反対の立場の人もいると思うんですが、この評価委員会の中でその反対の意見というのは例えばどんなふうにして取り入れられることになりますか。

○国務大臣(世耕弘成君) その評価委員会が、まだ選もやつていない中で、この人は反対派の人だというようなことはちょっとならないんだろうというふうに思います。やはり、規制改革とかこういったイノベーション全般に関して知見のある方を基本的には評価委員会に入つてもらう。それぞの案件については、やはり必要があれば、外部の専門家も呼んで意見を聞いた上で評価委員会としていろんな御意見をいただくということになるんだろうと思います。

当然、業界団体とかそういったところからは、案件によつては反対の声が出るかもしれません。そういうことについては、最終的には主務大臣が取りまとめるということになるんだろうといふふうに、主務大臣が判断するときに、そういうふうな意見とかそういうところを聞くというふうに、違う、あつ、主務大臣に対して評価委員会が意見を言うということになります。

○国務大臣(世耕弘成君) 基本的には、評価委員会が主務大臣から意見を聞くと、主務大臣としての言い分というか、そういうところを聞くというのがこの意見を聞くといつところだというふうに、違う、あつ、主務大臣に対して評価委員会が意見を言うということになります。

最終的に、これ個別のケースに応じて様々な場面が想定されるわけですから、例えば、主務大臣がサンドボックスに関する、規制の特例措置や新技術等実証計画の認定の判断に際して、例えば革新的な事業活動評価委員会の意見を踏まえての検討とか判断を全く、例えば、サポーターとして行っていいないという場合には、これはもう意見ではなくて勧告という形になるんだろうと

いとなかなか分からぬと思うんですね。その辺の広く意見を聞くといふことは、この専門委員会にそういうふうな役割を持たせているということによるしゅうござりますか。

○国務大臣(世耕弘成君) ともかく、この評価委員会には、予断なくしっかりと、その提案のあったイノベーションを社会実装するに当たつての実証実験に関してやつていいか悪いかの御判断は、御判断というか御意見をしつかりいただきたいと、それからもう一つは、意見を聞くといふのがあります。

○真山勇一君 それから、この図で見ると、上に内閣総理大臣を通じて勧告というのがありますね。それからもう一つは、意見を聞くといふのがあります。

今、お答えですと、評価委員会の評価を受けてそして最終的に結論を決めるのは主務大臣になるというふうにおっしゃいましたけれども、ここにある勧告というのと意見といふのはどういう違ひがあるんでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) 基本的には、評価委員会が主務大臣から意見を聞くと、主務大臣としての言い分というか、そういうところを聞くというのがこの意見を聞くといつところだというふうに、違う、あつ、主務大臣に対して評価委員会が意見を言うということになります。

最終的に、これ個別のケースに応じて様々な場面が想定されるわけですから、例えば、主務大臣がサンドボックスに関する、規制の特例措置や新技術等実証計画の認定の判断に際して、例えば革新的な事業活動評価委員会の意見を踏まえての検討とか判断を全く、例えば、サポーターとして行っていいないという場合には、これはもう意見ではなくて勧告という形になるんだろうと

そうすると、内閣府の長はあくまでも内閣総理大臣なんです。だから、内閣総理大臣としてというよりは、内閣府の長としてこの評価委員会の勧告を総理大臣が伝達をする役割をしているというふうに御理解いただければというふうに考えています。

○真山勇一君 こんなふうに私は思うんですけど、意見の方は、評価委員会が主務大臣に対する意見というのは、これは通常ルートであると。だけれども、やはりプロジェクト自体がいろんな省庁にまたがっている、なかなかその辺が意見が一致しないし、まとめるのが難しいというときは、つまり評価委員会がまとめたものを総理大臣という名前で勧告をするというふうに取つてよろしいんですか。特別なルートになるということによろしいんですか。

○国務大臣(世耕弘成君) 全くそのとおりであります。内閣府の長としての内閣総理大臣の機能で伝えているということになるんだというふうに、あくまでも主体は評価委員会というふうに思つていただければと思います。

○真山勇一君 それから、やっぱり気になるのは、評価委員会というのは、いろんな専門家など広く範囲を広げるということだったんですが、任命するのがやっぱり総理大臣ですね。そうすると、総理大臣が任命するということになると、やはり総理の意向とかそういうものが多少出てくるという懸念とか心配というのはないんでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) これも、総理が名簿に丸打つて決めるとかいうことではなくて、あくまでも内閣府の長として総理大臣が任命行為をやることであります。これは基本的に内閣府を中心に行われるんだろうというふうに考えております。

○真山勇一君 それから、出てきた事業、その計画、実証、これは非やりたいということになつてきて、当然、主務大臣が評価委員会にいろいろ相談をする、意見を聞く体制をつくるということに

なりますと、評価委員会の方が意見が同じで、うん、これは推進していこうという結論になればいいんですけど、例えば、主務大臣の方はこれはいけるんじゃないかというようなことで専門委員会に例えば相談をする意見を聞くと、そうすると、専門委員会の方では、いや、これはちょっと無理だらうみたいな話で違つてしまつ。つまり、主務大臣の方と評価委員会の方で評価が違つてしまつた場合というのはどうなんでしょう。

○国務大臣(世耕弘成君) この実証計画の認定については、基本的には評価委員会の意見を聴いた上で、最終判断はあくまでも主務大臣というところにならうかと思います。決して一回きりで、もし意見が対立したような場合は一回きりで終わることはないというふうに思いますが、そこはよく主務大臣と評価委員会がコミュニケーションを取りつけてよく調整をすることだというふうに思つています。

これは、何度も申し上げている、いきなり規制を外すわけではなくて、規制の目的をほかの方法で達成できないかどうかを実証するという意味でありますので、そういう意味では、何かマルカバソカの対立構造ではなくて、一定の歩み寄りといふこともしっかりとできるんではないかというふうに考えております。

○真山勇一君 その辺りで、このプロジェクト型の規制のサンドボックスというのは、新しい、新設される制度ですし、期待感もそれだけあると思うんですけども、やっぱり感じるのは、そうしたちょっと懸念の部分があつて、私、二つぐらいその懸念をちょっと伺いたいんですけど、一つは、今申し上げたような評価委員会のその勧告とか、それから主務大臣がそれを認定する間のそのプロセスですね、そういうものに透明性とか公平性とか客観性、これがないとやはり恣意的に何か物事が考えられるんじゃないかと。

○国務大臣(世耕弘成君) 先ほど大臣もちらつとおつしやいましたけど、今はやっぱりそういうところもあると思うんです、今問題になつてある加計学園問題なんかというの

特に国家戦略特区ということで。この仕組みを見ていると、やっぱりそうした懸念を持つてしまうんですね。今伺つた話では、そういう公平性とか透明性は確保しますよというふうに言われても、これまで、書類がないと言われたり、出てきたらちょっと書き換えられたりということになる

とやつぱり困る。ですから、この少なくともプロセスの、何といふのか、透明性とか公平性、客観性というのは担保されなくてはいけないと思つんですが、その辺の透明性、公平性を担保することと、それから、事後に、これ確かにそのとおりきちんと意見を聴いてそして認定がされたよということを証明されるよう、その検証可能とするためにはどういったことが必要だと思われるか、どういったことは最低やらなくちゃいけないというふうに大臣として考えておられますか。

○国務大臣(世耕弘成君) いろんな形で担保はされていると思うんですけど、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

まず、この評価委員会が勧告を出す場合は、これは先ほど申し上げたように総理大臣の名前で出されますが、それでも、主務大臣はその勧告に基づいて講じた措置を委員会に通知をすることになつてます。また、評価委員会は、勧告を出した場合はその内容を遅滞なく公表しなければならないということになつてますので、ここでもう一度勧告に関する透明性は確保されているというふうに考えております。

また、実証計画の認定のプロセスについては、この評価委員会においては、ある委員に直接の利害関係があるような議題が上がる場合は、その委員はその審議には参加しないことにす

ます。主務大臣は、計画を認定した場合には、その内容を直ちに公表することになります。それとともに、評価委員会から勧告があつた場合に講じた措置を評価委員会に通知をすることを通じて、その判断について説明責任を果たすことになつているわけであります。

加えて、実証計画の認定プロセスにおいて作成された文書のうち、公文書管理に関する法律上行政文書に該当するものは適正に管理する、これはもう当然のことになりますし、営業上の秘密を除いて会議又は議事録を速やかに公開することにしております。こういったことによつて議事の透明性ということも担保されるというふうに考えております。

こういった仕組みを活用して、評価委員会による勧告ですとか実証計画の認定における公平性、透明性をしっかりと担保してまいりたいというふうに考えております。

○真山勇一君 いろいろおっしゃつてくれて、確かにそれが機能すれば大丈夫という気もするんですけども、何か、それを保証するというか、例えば明文化してある、法律以外のところですね、法案の中以外のところでこうしたことがきちっと明文化されているとか、そういうことと云うのはあるんですか。

○国務大臣(世耕弘成君) まず、今申し上げたところでおむねこれ法律の中で規定をされていることではありますし、今後、いろんな運用をしていくに当たつていろんなルールとかガイドラインを定めていくわけでありますから、その辺はまた改めて国会にもしつかり御説明をしていかなければいけない。

いずれにしても、透明性、公平性、これ特例を認めるわけでありますから、透明性、公平性については格段の留意をしながら進めてまいりたいと

いふうに思つております。

また、主務大臣は評価委員会による専門的かつ客観的な観点からの意見を聴くことを求められておりまして、個別の計画を認定するか否かなどの

り変な疑いは掛けられないし、恣意的な運用というのもそれによって避けられるということがありますので、それは是非、これ今後この法案が成立した後の整備ということで、是非しっかりとやつていただきたいと思います。

やっぱり、制度をつくる、こうした新しい制度をつくって期待もされているということでしたらば、それがうまく運用される、その制度が利用されるということが大事だと思いますので、是非それはお願いしたい、重ね重ねお願いしておきたいというふうに思います。

次は、中小企業の話を少しさせていただきたいと思います。

設備投資政策が、今回、産業競争力強化法改正の中に盛り込まれています。特に、特例措置として、固定資産税、この固定資産税についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

中小企業における生産性向上のため、その先端的な設備に対する投資、これを促進する特例措置ということで、企業が自治体に対して、区市町村ですね、払っている固定資産税、これを軽減する措置が盛り込まれています。

この仕組み、これ、固定資産税、多分自治体にとっては大事な財源なので、これによって税収が減つてしまつてはいけないので補填される仕組みはあるというようなことを伺つてているんですが、その辺の仕組みを改めて伺いたいのと、これに対する自治体、どうなんでしょうか、期待度というのは大きいんですか。その反応はどういうことなかつてはいけないので、補填される仕組み

○国務大臣(世耕弘成君) 今回は、あくまでも自治体の判断ということを重視していまして、自治体の判断によって新規に企業が投資した分の固定資産税をゼロにすることができるということになっています。

最終的に、当然、減収は幾ばくか出ます。そんな大きな減収にはならないと思います。新規投資分に係る固定資産税のところですから、しかもそれが三年間ということでありますので、何か、そ

の固定資産税収人ががくんと落ちるということにはならないと思つていてますが、今回のこの特例措置による減収については、地方交付税の基準財政収入額の算定にしつかりと含めるということになりましたして、それぞれの市町村が条例で定められたおりまして、その特例率をしつかり用いますので、結果としては、地方交付税の交付を受けている自治体の場合は、この特例率の適用、要するに固定資産税を減らしたことによって減少した基準財政収入額は地方交付税で補填されることになるわけであります。

また、これ、自治体の今受け止めですけれども、おおむね全自治体の八六%となる千四百九十二の自治体がこの趣旨に賛同して固定資産税をゼロにするという回答をいたいでいます。私の地元でも、北山村という人口四百人の村も固定資産税をゼロにするという判断をしていたいでいるところであります。

この心は、やはり自治体も、それは固定資産税が少し減るかも分からぬでけれども、長い目で見れば、自分のところに立地する中小企業が新たな設備投資を行うことによって生産性が向上する、販路の開拓につながつて最終的には地方の税収の増につながつていくという点を御期待をいたいでいるのではないかというふうに思つてます。

まだゼロを宣言されていない自治体に対してもしつかりとこの制度の趣旨とか効果について引き続き説明を続けていきたいというふうに思いますが、ちゃんと出してもらわなければいけませんから、この計画内容の記載例などをしつかりと提示をします。

○真山勇一君 今お話を伺つてみると、大体自治体を引き続き行つてまいりたいというふうに思つてます。

すけれども、今おつしやつたような小さな自治体ほどやつぱりこれうまく運用できるといつていうふうに思つてます。

やつぱりどうしても今大都市中心になつて地方が疲弊しているということもありますし、それか

ら、そういうことによつて格差が今自治体の中で出てきてしまう。これが余り大きくなつてはいけないということがありますので、やはりそうしたことには注意しながらこれやつていかなくちゃいけないというふうに思ひますし、それから、固定資産税を補填してくれるということで、自治体としては安心してある意味できるんじやないかなといふうに思つております。

ただ、一方、じや設備投資するかどうかとということで、企業側の方から見ると、これも平成二十八年度から中小企業の設備投資に係る固定資産税を半減でけるこの特例措置がありますよね。これで制度が十分に生かされてきたのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) まさに、この二分の一に減免でけるこの今御指摘の制度が非常に効果があつたから今回ゼロにしようという判断をしたわけであります。更にもう一段踏み込んでゼロにでけであります。まさにすればもっと効果が出るんじやないかと。このことでもうやらせていただきました。

既に、平成三十年三月末時点において、この二分の一の制度を利用して新規の設備投資を行つた事業者が三万七千者に上つております。対象となつた設備投資は、推定ですけれども、一・九兆円ぐらゐに上るのはないかというふうに思つてます。

我々、ただ単に金額とか件数を計算していながらもいろいろ話を聞いています。例えば、今まで使つた設備投資は、推定ですけれども、一・九兆円ぐらゐに上るのはないかというふうに思つてます。

○真山勇一君 今お話を伺つてみると、大体自治体を引き続き行つてまいりたいというふうに思つてます。

を入れたと、その結果、非常に効率が良くなつて、納期に間に合わせるために今まで土日も社員を働かせていたんだけど、ちゃんと週休二日休みられたことによつて今まで製造ラインに張り付けていた社員を営業に回すことによつて販路を開拓できたとか、そういう非常にいい反応があつたのですから、それを更に深掘りしようというこ

とで今回ゼロということを思い切つてやらせていただいた。

財政当局も理解をしてくれた、総務省も理解をしてくれたのは、やはりこの二分の一の効果があつたということを評価してくれているということとの証左だといふうに考えております。

○真山勇一君 やつぱり、よく日本にある企業の九九・七%が中小企業、中小零細企業と言われてゐるわけですね。そうすると、やはり今そうした中大零細というのは、大変経営も厳しいし、赤字を抱えているところもたくさんあるし、そうすると、これまでやつぱり設備投資を渋つていた、なかなかそれをやろうという気持ちが起きなかつたというのは、何といふんですか。設備投資をやつたところで、じや本当に企業はそれでうまく再生できるかとか活力が取り戻せるかということがあつたと思うんですね。

そのインセンティブというか、それに、今大臣のお話を聞くと、二分の一でもなつたというふうなお話を伺つたんですけども、やつぱり固定資産税自体がその企業の中のこれどのぐらいになるのかということですね。例えば、これは設備投資にだけ固定資産税が特例措置をとるというふうに伺つてあるわけですね。土地とか建物は関係ないと。そうすると、金額的にそんなに大きい金額になるのかなというのが一つ。

例えば、じや、五百万円ぐらゐの設備投資に必要な資金が必要だということになつたとき、その固定資産税を、例えばゼロになるにしてもどのくらいになるのかなということと、それから、どちらもいよいよ話を聞いています。例えば、今まで払つた効率よく作れるということは分かっていないだけれどやれなかつた、だけど二分の一になつたことによつてようやく決断がでてきて新しい機械

<p>ころ、つまり体力の強いところはもう大分やつちやつたんじゃないか、逆に言えばね。そうすると、これから、じゃ今度は二分の一じゃなくてゼロにするよと、そういうもう少し優遇措置ができるわけですけれども、もうほとんどの中小零細が今までの制度でやつてしまつたということはないんでしようか。</p> <p>○国務大臣(世耕弘成君) 固定資産税というのは大体簿価の一・四ですから、今御指摘のように、五百円だと七万円ぐらい。ただ、赤字中小企業で七万円の負担というのはやっぱりこれはなかなか大きいものだというふうに思つてますので、まだだ、これゼロになることによつて、だつたらといふところはこれから出てくる可能性があると思ってます。また、固定資産税だけが設備投資の判断を鈍らせていたわけではなくて、そもそも投資するお金がないという部分もありますから、これはまさにものづくり補助金、IT補助金でしっかりと支援をしていく。</p> <p>あるいは、それ以外のもう一つのファクターは、何に投資していいか分からぬといふところもあると思いますから、これはまさに今、サービス産業の生産性向上ということで、IT化をやるとこれだけの効率が上がりますよということを百万者に水平展開やっていこうということの政策も今進めておりまして、こういういろんな複数の政策を組み合わせる中でやっぱり固定資産がゼロになると、いうことも価値を持つてくるんだろうといふふうに思つております。</p> <p>○真山勇一君 固定資産税だけじゃなく、今までいろいろな制度、それも、何といふんですかね、組み合わせて利用ができるということですね。</p> <p>そういう固定資産税だけだと、やっぱり、七万円ですか、五百万円だと七万円。七万円もとう考え方もあるかもしれませんけど、いや、やっぱり五百万のお金投資して七万円だけだとなどいふう気持ちも逆に言うと経営者にはあるんじやない</p>
<p>か。そこまでしてリスクやつぱり冒せないよな」と。今これだけ人手不足で、それから新しい設備を入れたところで、じゃどれだけそのマーケットが増えるかどうかも不安だということになると、なかなかそういうところはないと思うんですよね。</p> <p>もう一つ、その特例措置の条件として、三年間で、労働生産性年平均3%、それで三年間で合計九%向上させるということ。そうすると、この条件って、つまり、どこからその3%、年3%といふのは出ているかということ、ちょっととこういふ、単純にこの数字で目標を課せられるというのはちょっとつらいんじやないか、厳しいんじやないかと思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>○国務大臣(世耕弘成君) 中小企業の現場では非常に急激な人手不足や少子高齢化などの厳しい環境に直面していまして、これを乗り越えるために重要な課題、方向性になるというふうに思つています。</p> <p>今回のこの特措法では、新しい経済政策パッケージにおいて政府として掲げた二〇二〇年までの三年間の生産性革命集中投資期間に合わせて、特に短期で取り組むことが必要な施策を講じるため時限の特別措置法として制定するものであります。</p> <p>生産性についての目標値は、革新的な物づくり、サービス開発を行うためのものづくり補助金の目標の参考としております経営革新計画では年平均3%の付加価値額の向上を目指しております。二十九年度末までに全国で延べ七万者の計画承認がなされているところであります。今回の目標もそれと同様の三年間で年平均3%、合計9%の労働生産性向上を設定したいというふうに考えておりまして、生産性向上に取り組む幅広い中小企業に活用をいただきたいというふうに思つています。</p> <p>ただ、この労働生産性年率3%の達成見込みを</p>
<p>我々は確認をさせていただきますけれども、それをしやすく定規にその後運用をしていくつもりはなくて、例えば、計画期間中に、雇用、ちょっと人をたくさん雇つて対応しようと思ったと、人を雇うと一瞬労働生産性は下がりますので、その結果として労働生産性が下がつてしまつた、このように思つて直ちに計画の認定を取り消して固定資産税を元へ戻しますなんということはないように柔軟に運用をしていきたいとおもふうに思つています。</p> <p>○真山勇一君 その柔軟な運用というのはとても大事じゃないかなというふうに思つてます。</p> <p>お金を借りて、そして固定資産税の特例措置受けて、事業がうまくいくればいいと思うんですけれども、やっぱりなかなか難しい面もあるんじやないかというふうに思つます。</p> <p>これ、例えば失敗してしまつた場合というのは、何か救済措置とかあるいは対応というのは考えておられますか。</p> <p>○国務大臣(世耕弘成君) この制度において失敗した場合の救済措置というのはありませんが、当然、中小企業、セーフティーネットはこれ一般的な仕組みとしていろいろあるわけですから、事業が行き詰まつた場合にはまた別途セーフティーネットにおいて対応をしていくことが必要だとうふうに思つていて、この制度の中で何かセーフティーネットを担保しているということはございません。</p> <p>○真山勇一君 分かりました。</p> <p>中小企業がやはり何か新しいことをやるときに一番気になるのは、万が一失敗してしまつたらということです、そういうモチベーションというのがなくなつてしまつて、どうしても攻めの姿勢よりも守りの姿勢になつてしまつということがあるんじゃないかと思うんです。</p> <p>特にやっぱり私が感じるのは、中小企業というのは九九・七%も日本の企業の中であるわけだし、それを見ていると、やはりいろんな中小企業対策というのをこれまで打つてきました。</p>
<p>のですね、融資から始まつていろんなことを、今セーフティーネットあるというふうにおっしゃつていたんですけど、それでもやっぱり中小企業といふのは今やはり苦しいし、倒産してしまつたり、事業自体をやめるというところが多くなつているわけですね。</p> <p>そういうところから見ると、やはり根源的な問題として、高齢化とか、それから、事業を引き継ぐ、つまり、自分の実際にお子さんがいらっしゃつても、おやじ、俺はその仕事やらないよみたいな話で、そういうことで結局閉めなくちゃいけなくなるということが、やっぱりそういうこと非常多に多いと思うんですね。</p> <p>ですから、こうした面もやはりひとつ対応策を立てていかなくてはいけないと思つて、今回の法案の中にもそれが入つておりますけれども、この辺り、やっぱり中小企業をこれから元気にしておられるために、こうした例えは高齢化とか、どうやってその後継ぎ、この企業をつなげていくかということに対しての大臣の基本的な考え方、ちょっと伺いたいと思います。</p> <p>○国務大臣(世耕弘成君) 今回、この法案、そして昨年度の補正予算、今年度の当初予算、さらに税制含めて、中小企業に対するかなり抜本的な、久々に大型のパッケージでの中小企業の支援策というのが行えて、いるんじゃないかというふうに思つております。</p> <p>今御審議いただいている法案では、まさに固定資産税ゼロということも決めさせていただきました。そして、昨年度の補正予算、現在執行中ですけれども、これが、ものづくり補助金一千億円、IT補助金五百億円を、これも過去にない非常に大きな規模を積ませていただいております。さらに、事業承継という観点では、事業承継税制、これなり今回財務省にも御理解をいただき、かなり踏み込ませていただきました。過去にない抜本的な拡充を行なうことができました。また、親族外の承継に対しても、一定規模の優遇措置も入れさせていただきました。</p>

そういう意味では、こういったことを総合的に措置することによって、中小企業の活性化にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っていますし、特に今回は、昨年度の補正から今年度当初、そして今御審議いただいている法案と、かなり大きなパッケージになっていますので、この運用をしっかりとやることによって、中小企業の活性化、しっかりと行つていきたいと思っております。

○真山勇一君 やっぱり私、気になるのは、社会の形が大きく今変わつていて、そういう中で、やはり従来どおりのものを繰り返し繰り返しやつていただけじゃなかなか前へ進まないという面があるんじやないかと思います。そういう意味で、新しい制度つくつて、そしてその仕組みをうまく活用していくということはすごく大事だと思いまして、今の大臣の、これまでとは違う制度を今回設計したということを伺つて、やはりまさにそういうことで、私たちの社会それから企業を元気にしていかなくちゃいけないというふうに思つております。

〔委員長退席、理事大野元裕君着席〕

○岩渕友君 日本共産党の岩渕友です。

前回に統いて、生産性向上特別措置法案のデー

タに関する問題について質問をします。

資料の一から三を御覧ください。これ、前回も示した資料です。前回の委員会の中で、内閣官房情報通信技術総合戦略室が行つた第一回目の官民ラウンドテーブルにおいて、ウイングアーク1sという企業が、国からのデータの提供を受けた。そのオープンデータとツイッターなどのソーシャルデータ、そしてリアルデータを組み合わせて訪日外国人の観光行動を分析したいという提案を行つてあるんだということを紹介いたしました。

国が提供をするデータは非識別加工をされてい

るといつても、名前であるとか顔が明らかになつてあるソーシャルデータなどと組み合わせることで個人が特定をされてプライバシーが侵害される

ようなことが起きたのではない、その場合は一

体誰が責任を取るのか、こういうふうに質問をしました。大臣からは、あくまで我々は公的データを非識別加工していくことが極めて重要だという

答弁があつたわけなんですか、この答弁をきいて、公的データには責任を持つんだけれども、組み合わせた情報には責任がないということ

なのかなというふうに聞きました。私が前回大臣に質問したのは、公的なデータ提供に当たつて夕などを組み合わせた場合のことなんですね。

改めて大臣にお聞きします。国が提供した非識別加工情報とそのほかのデータが組み合わされて個人が特定をされる、プライバシーが侵害をされるということがあつたときに誰が責任を取るので

しようか。

○国務大臣(世耕弘成君) 今回の生産性向上特措法における公的データの提供に当たつては、そのデータの提供が既存の法令に違反しないことが法律上当然のこととして求められているわけであります。このため、行政機関などが保有する個人情報に関しては、行政機関等個人情報保護法に基づいて個人の権利利益を保護するための規律に服することとなります。

具体的には、もう今御指摘いただいています

が、行政機関などが保有する個人情報について

は、特定の個人が識別することができないよう

名加工を行う非識別加工情報制度が設けられてお

りまして、その加工は、個人情報保護委員会規則

が定める個人識別符号の削除や特異な記述の削除などの基準に従うこととなっています。そして、

非識別加工情報の提供を受けた事業者が他の情報

と組み合わせ個人を特定する識別行為が禁止をさ

れるなど、個人情報の保護のための十分な規律が

設けられているというふうに理解をしています。

今回の法案においても、こうした措置は個人情

報保護法及び行政機関個人情報保護法に基づいて

確保されるため、個人を特定する行為については個人情報保護委員会が監督をされるものと承知をしております。

○岩渕友君 今回の答弁でも、組み合わせた情報に

ついて一体何があつたときにどうするのかと、ことについては答弁なかつたというふうに思つん

ですけれども、では、個人情報保護委員会が責任を持つことになるのか、保護委員会、答えてくだ

さい。

〔理事大野元裕君退席、委員長着席〕

これ、一般人及び一般的な事業者の能力が基準といふことになると非常に心配だなという思いも

あるんですけれども、結局、匿名加工情報を扱う事業者が本人を特定する目的ではなく組み合わせた結果、本人が特定されることになる可能性があるんじゃないのかと。だからこそ、万が一情報が漏れたときの結果責任が重要なのではないのかと

いうふうに思うんですけれども、改めて大臣、どうですか。

○国務大臣(世耕弘成君) あくまでも、これは、基本的にはそういう、ほかのデータと組み合わせた特定行為というのは禁止をされているわけでありますから、これは個人情報保護委員会の監督。そして、個人情報保護委員会から例えばこの事業者が違反していますよということになれば、これ

は私も、私の管轄する範囲であれば主務大臣としてきちつと対応をしていく、それによって責任を果たすということだと思います。

○岩渕友君 先ほど紹介した個人情報保護委員会のガイドラインによれば、識別行為の禁止というところで、個人情報に係る本人を識別するためには、うふうに書いてあるんですよ。だから、取扱事業者が本人を特定する目的でという場合ですよね。

先ほど紹介した、前回から紹介しているウイングアーク1stは、別に本人を特定する目的でほ

かの情報と組み合わせるわけではありませんですよ

ね。その結果、組み合わせた結果できたもので本

人が特定されるような可能性があつたときにどう

するのかと。要するに、組み合わせた結果できた

情報で個人が特定され、情報が漏えいしていくよ

うなことがあつたときが心配だと。要するに、結

果責任がだから重要なんじゃないですかという

○岩渕友君 個人情報保護委員会が作つてあるガ

イドラインを見ると、再識別行為について、本人を識別する目的でのみ禁止をしています。更に言

うと、非識別加工については、あらゆる手法によつて個人が特定することができないよう技術的

ふうに聞いているんですけど、改めて大臣、どうです。

○政府参考人(寺澤達也君) ちょっと私なりに答えさせていただきたいと思うんですけれども、委員御指摘のことは、本人を識別する目的がなかったとしても、そこで組み合わせた情報を誰かが利用して本人が特定されてしまうということを御懸念されているんだと思うんですけど……(発言する者あり)いや、ただ、行つちゃったところで、じゃ、その情報を得た者が匿名加工情報取扱事業者に該当する場合は、その該当匿名加工情報取扱事業者は、個人情報保護法に基づいて、その事業者が、行つちやつた先の人が情報を組み合わせて本人を識別するということをやつちやいけないと。そこで、個人情報保護法の規制が、行つた先でもその人が匿名加工情報取扱事業者になれば、そこで規律が及ぶという構造になっていると理解をしております。

○岩瀬友君 組み合わせて別な情報ができるいろいろ出ていく可能性があると。そのウイングアーク1stの場合は、SNSの情報で顔や名前が出ているものとの組合せということが提案されていよいよ出でていただきたいんですけど、大臣は、公的データの中にはフェイスブックやツイッターの情報は入っていないというふうにおっしゃっていました。それはそのおりなんすけれども、ウイングアーク1stが官民ラウンドテーブルで提案をしているものの中にはこういった資料四のようなものがあつて、観光庁が行っている訪日外国人消費動向調査の調査票の変更希望というものもあるんですね。SNSが選択肢に入っているんですけども、さらに、どんなSNSを使っているのか、フェイスブックなのかツイッターなのかインスタグラムなのか、SNSの種類を選択させる項目をこの観光

府の調査票に加えてほしいという要望が出されています。

これが実現するということになると、観光庁が事業者に提供したデータによって訪日外国人が具体的にどのSNSを利用しているのかが分かる、

事業者はそのSNSと公的データを含めてデータの組合せを行つて訪日外国人の観光動向が分析ができるということになるということなんですね。

非識別加工しているからとか、識別行為が禁止されないかと思います。

前回紹介をしたように、内閣官房IT総合戦略室は、個人に係らないデータであつてもほかのデータと組み合わせることによって個人の特定につながる可能性があることに留意をしてくれ、こいつを書いてあります。一度データが漏れてしまえば取り返しが付かないし、どこまでも広がる危険があります。そもそも、公的に集めた個人情報をビジネスに活用させるというのは明らかに目的外の利用だということになりますし、匿名化加工するから、非識別加工するからいんだといふことにはならないと思います。

EUでは、世界でも最も厳格とされる一般データ保護規則が五月二十五日に施行されます。EUの域内で事業活動を行う企業、域外からEUの顧客に商品やサービスを提供する企業も規則に基づいた対応が求められます。また、域外へデータを持ち出すのは原則禁止となつていて、持ち出すことができるのは、EUが十分な保護体制にあると認めた、認定をした国・地域に持ち出す場合などに限られています。

○岩瀬友君 今、同様の趣旨に沿つたそれぞれの規定があるということで言つていただいたんですけど、事業者には、個人情報の取得時に利用目的の通知、公表義務が義務付けられておりまして、利用目的違反や不正取得の場合には、当該事業者に義務があります。

また、いわゆるデータポーティィーについて

では、事業者に対して本人が自分のデータについて開示請求を行う権利が認められております。また、いわゆるプロファイリングの関連でいえば、事業者には、個人情報の取得時に利用目的の通知、公表義務が義務付けられておりまして、データが不要になつた場合に消去するよう努める義務があります。

また、いわゆるデータポーティィーについては、事業者に対して本人が自分のデータについて開示請求を行う権利が認められております。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

○政府参考人(吾郷進平君) お答えします。

○辰巳孝太郎君 二倍以上の差があるわけですね。先ほどの提案理由の中にも、近年更に格差が拡大する傾向があるということも指摘をされております。

○辰巳孝太郎君 二倍以上の差があるわけですね。

のかと、こういうことになるわけなんですが、しかし人手不足に悩む中小企業はこれ以上人員を減らすことはできないと。それは、今提案されている政策の狙いとも違うと私は思うんですね。

未来投資戦略二〇一七の三、1の中堅企業、中小企業、小規模事業者についての項にも、付加価値を高めて生産性を向上することが重要だと、こうされております。そのためにどうするかということ、IT化とかロボットとかデータ利活用などがまず最初に一項目めに出てくるわけなんですが、それでも、私は、その前段階でもっと重要なことをしなきやならないのではないかといふうに思っていますね。

大臣は、いわゆる世耕プランというのを作り、取り組まれておられます。この大企業と中小企業との間の取引、下請関係での取引が最も顕著に現れていると私は思うんですね。つまり、中小企業の生産性向上の阻害要因として、不公正な取引、大企業と中小零細企業、この間の不公正な取引があるんだという問題意識は大臣お持ちかどうか伺います。

○国務大臣(世耕弘成君) 当然、中小企業の生産性を上げるために中小企業の手取りを増やすしていかなければいけないわけありますから、そういう意味では、不公正な下請取引があるとしたら、それは当然、中小企業の生産性向上の阻害要因になつていると考えておりまして、そういう意味でも、下請取引の改善、世耕プランに今熱心に取り組んでいるところであります。

○辰巳孝太郎君 あるとすればという話がありますけれども、私は非常に顕著ではないかなとうふうに思うんですね。

中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係府省等連絡会議というのも立ち上がりまして、三つのワーキンググループで、下請問題、最質上げ、働き方や生産性向上を取り扱つています。そのうちの下請問題のワーキンググループの資料に、昨年、下請Gメンが行つた下請企業ヒアリングの概要があります。そのうちの「業況等に

ついて」を紹介してもらえますでしょうか。

○政府参考人(吾郷進平君) 昨年四月から全国に下請Gメン八十名規模で配置をいたしまして、今年の三月末まで累計で三千件の下請中小企業ヒアリングを実施しております。その中で、売上量、売上単価や原材料価格、エネルギー価格、人件費などのコストの上昇の状況についても取引状況と併せて調査をしたところでございます。

具体的な回答があつた企業のうち、売上量につきましては増加しているという回答が多くございまして、四八・二%でございますが、売上単価につきましては横ばいであると回答した企業が六二・七%と多くなっております。また、コスト面につきましては、増加していると回答した企業が、原材料価格につきましては六六・〇%、エネルギー価格につきましては四四・八%、また人件費では八二・二%と、いずれにつけても増加していると回答した企業が多くなっております。

○辰巳孝太郎君 売上量は増えているんだと、だけれども、エネルギーコストとか材料価格とか、あるいは人件費というのは上昇をしている、しかし売上単価というのは横ばいだと、こういう話なんですね。

大臣、つまりこれ、製品を作るためにはお金が掛かるようにはなつていい、ところが売値が上がつていなければいけなんですね。つまりこれ、利益幅が圧縮をされているわけなんです。ですから、材料の価格とかエネルギーコストの上昇分がきちんと転嫁をされていれば下請企業の生産性は計算

な過去最高の上昇幅をやつているわけがありますから、そういう意味では賃金も上がつていい。こいつたことをしっかりと下請取引の価格に転嫁をしていくことが中小企業の生産性高める上でも極めて重要だというふうに認識をしていま

す。

○辰巳孝太郎君 ということになりますと、コストが上がつてあるんだと、これは中小企業の皆さんの努力ではどうすることにもできないわけですよね。中小企業の生産性がそこで下げられていると。下請関係だけではなくて、大規模小売業者との、納入業者との取引でも、返品の押し付けとか協賛金の負担とか、様々な方法で取引先に利益を削られ、取られてしまふ、そういう実態があると、いうことがここでも報告をされているわけなんですね。

働き方や生産性向上のワーキンググループ、これ二〇一七年の十一月の二十二日のものでけれども、ここで示された働き方改革関係ヒアリング等概要といふものもあるんですが、ここでは、中小企業支援をしている有識者や中小企業経営者にヒアリングをしてまとめられています。大きく分けて、事業者内の問題、発注者側、調達側の問題、その他の関係となつていてるんですが、このうち、発注者側、調達側の問題、特に民間の取引で出た意見といふのを紹介していただけませんか。

○政府参考人(吾郷進平君) この一月十一日に関係省庁連絡会議で御報告いたしました中小企業・小規模事業者の働き方改革をめぐる取引に関する不安や問題点といったしましては、一つは、大企業の働き方改革の影響によって短納期発注などのしわ寄せが来るのではないか、あるいは、人手不足の中、せつかく自分たちが生産性向上、コストダウンの努力をしてもその果実を大企業や親事業者に吸い上げられてしまうのではないか、そういう点が挙げられております。

○辰巳孝太郎君 だから、深刻ですよね。これ、まさに振れていますから、輸入している材料代も上昇しています。あるいは、今、賃上げを我々一生

い上げられてしまう、コストの上昇分を転嫁できない、大企業がやりたがらない仕事を回されるとか、そういうこともあるんですよ。まさにここに端的に示されていると思うんです。

今日は、資料にも付けましたけれども、私の地元の大阪の現状、これが本当に深刻なんですね。これ、大阪シティ信用金庫さんが御自身の取引先の中、中小企業に聞き取り調査をしたものなんですが、それを紹介したいというふうに思います。

コストの状況はということについては、七割が上昇しているんだと。それを売上げに転嫁できているかというと聞きますと、余り転嫁できていないが六八・三%、全く転嫁できていない九・七%で、これ九割の近くの企業ができていたんだと。近々できそうになるか、見通しはどうかと聞きますと、転嫁できそうだと答えた人は五・一%にすぎないわけなんです。値下げ圧力を感じている企業、これは七七%というふうになつてます。これ、毎年聞いているようなんですね。これ通年で見ましても、どんどんどんどん値下げ圧力感じている人が増えているんですね。むしろここ一年間増えていると。この圧力の中で何とか価格を据置きで耐えているというのがこのアンケート調査からも分かります。デフレの実感ということもありまして、デフレが続いていると答えた人は九七%、デフレを感じなくなつた企業が三%ということですから、大阪ではこんな状況になつていてるんですね。

先ほどのワーキンググループのヒアリング結果とやっぱり同じなんですよ。上昇したコスト分も販売価格を上げられない、これ利益が圧縮をされている。その状況を改善できないんですね。これ解決できない状況で中小企業は大企業よりも生産性が低いんだということは、私は、これ決して論じられない、論じるべきじゃないんじゃないかなというふうに思ふんですね。

大体、経産省にもちょっとと言つておかなきやならぬのですが、未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合の第一回の議事

要旨の中で、中小企業庁の次長はこう言っているんですよ。私どもも、中小企業について、廃業される方々について、廃業された方が中小企業全体の生産性向上に資するケースがあると、こういう発言があるんですね。これ、僕、とんでもないと思うんですね。これは、小規模企業振興基本法に反するわけですよ、こういう発言は。つまり、この基本法は、中小零細企業に対して事業の持続的な発展を原則として初めて位置付けたわけなんですね。つまり、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を政府が、国が支援することが基本原則なんだと。多国籍化とか空洞化などで厳しい中小零細企業でも、事業を維持していることそのもの意義があるんだ、それを応援するんだというのがこの基本法の基本原則なんですよ。ですから、中小企業白書でも、この基本原則の追加をパラダイムシフトと記していたわけなんですね。

経産省、確認しますけれども、こういう今の中零細企業の状態を改善するためには、あるいは生産性向上というのであれば、こういう現状を正確に把握をして、本当にそれが現場で実行されているのかということを確認する、あるいは取引環境がこれだけ劣悪になっているわけですから、それを正していく必要があると思うんですね。今、いろいろ取組もしていると思うんですけども、この立入検査の権限のある下請検査官というのは何人おられるんですか、あるいは増えているんですか。

○政府参考人(吾郷進平君) 下請代金検査官の数についてでございます。経済産業省中小企業庁は

平成三十年五月一日現在で五十七名、公正取引委員会は平成三十年四月一日現在で百七名となつております。当省においては、大体、近年ほぼ同数で推移しておりますとこざいます。

下請代金検査官に加えまして、下請Gメンあるいは転嫁Gメン、こういったものも含めて全体として必要な体制を確保するよう努めてきているところでござります。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、変わつていいな

といんですよ。

大臣、お聞きしたいんですけども、中小企業

の数は二〇一四年で三百八十万者程度ということになつてているんですけども、もちろん全部が下請関係で仕事をしているわけじゃないんですけども、今紹介していただいた数ではちょっと桁が違つ過ぎると、余りにも不十分だというふうに言わざるを得ないんですね。

大臣、検査官、思い切つて増員していただきたい

い、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) 増員しますと答えたいところなんですが、非常に国家公務員全体の定員が厳しい中で、下請代金検査官の専任者の数といふのはなかなか増やせない。何とか昨年度と同数の職員を配置するというところで頑張っているところであります。

その代わりと言つたら何なんですが、先ほどもお話をありましたように、下請Gメン、取引調査員ですね、これの体制を八十名から今百二十名規模に増強をいたしました。

○

大臣、検査官、思い切つて増員していただきたい

い、いかがでしょうか。

○

し、あるいは二十四時間に対して補助金のようないものを本部から出しているようなフランチャイズもあるというふうに聞いております。また、今も、一部のコンビニエンスストアチェーンにおいてはもう二十四時間を前提としないチェーンも出てきましたし、あるいは、二十四時間を前提としているチェーンにおいても、いろいろな観点から、人手不足、生産性といった観点から営業時間を見直す検討が行われているというふうに承知をしていますし、例えば、夜間無人で運営をするというような実験も行われてきていたというふうに考えております。

営業時間の在り方については、コンビニエンスストア各社が地域社会のニーズや社会環境などを踏まえて総合的に判断すべきものではないかと考えております。

○辰巳孝太郎君 実態としては、もちろん開示もしているし、契約のときには双方が合意という話なんですかとも、ただし、基本的には、二十四時間じゃないと契約をしてくれないと、契約更新もしてくれません。

これは、私、昨年も、コンビニ会計というのを使つてさせていただいたわけなんですねけれども、コンビニ本部は、基本的に、各店舗の売上げさえ上がれば、これロイヤリティ、ロイヤリティの商売ですから増えるんですよ、そういう仕組みなんですね。ですから、深夜営業を続けていて、その深夜の時間帯がオーナーにとつては赤字であろうが、これは、各店舗のオーナー、これが、人件費は増えるわけですから、それは負担するのはオーナーなんですね。少しでも、ある意味、売上げが上がつていれば本部自身はもうかりますから、これはやっぱりコンビニ会計の問題とも深くつながっているんですね。だから、実態としては、本部としては二十四時間開けてもらいたい、深夜の時間帯は赤字であつても、これはもうかるわけですから。そういうコンビニ会計がやっぱり根底にあるといふことも指摘をしなけ

ればならないと思います。

今日は、資料の二枚目に付けさせていただきま

したけれども、実は驚くべきことも起こつておりました。御記憶の方も多いかと思いますけれども、

この記事であります。これは、現在、中央労働委員会で、オーナーの労働者性について、加盟店のオーナーがつくる加盟店ユニオンと本部が実は争つているんですけれども、そこで、オーナーの労働者性を示す実態としてこの福井のセブンインプレンのケースが報告をされて、新聞などでも報道されています。

この二月に福井県が豪雪に見舞われた際に、県内にあるコンビニ大手の加盟店、五十代の男性オーナーが、複数回にわたりて営業停止を申し入れたんですが本部側が認めなかつたと、三日間にわたる断続的な勤務のために、約五十時間、一睡もできなかつたというふうに訴えおられます。オーナーは、客が通常の三分の一程度で、店員が疲弊している上、店の屋根から雪が落ちて客に当たるのも危険があるんだということです。本部に一時閉店などを要請をし続けたわけであります。本部側が同意をせずに、担当者は、けがをして仕方ないから店を開けておくようにと、けがをしましたら保険対応すればいいんだと答えたとされています。一緒に除雪に当たつていたパートナーが過労によって救急車で運ばれても、店を離れられないから付き添いができるなかつたと。まさに二十四時間営業が加盟店をきつく縛つていています。

○政府参考人(藤木俊光君) 繰り返しになりますが、セブンイレブンにおきましては、災害時のマニュアルにおいては、災害時、人命に影響のある場合はオーナーの判断で営業継続の可否を判断するとなつております。今回、それが不徹底であったということでございますので、今後、社内、これは本部側も、それからオーナー側にもしっかりと周知徹底していくと、こういう方針であるというふうに伺つております。

○辰巳孝太郎君 今回の一例は、やはりオーナーさんの労働者性というものが顕著に現れているのではないかというふうに思うんですね。

マニュアルはそもそもあるわけですよ。災害時のときは元々オーナーさんの判断で店を閉めることができるとなつていています。もちろん、念のためにオーナーさんは店を閉めていいのかと本部に聞くわけですから、先ほど言つたように、元々、本部とオーナーとの立場といふのは、これはもう対等じゃないわけですよ、対等

も、この方に申し出たところ、その閉店の了解が得られなかつたということであります。

記事の中にもござりますけれども、このコンビニエンスストアのチェーンにおきましては、災害時の加盟店向けのマニュアルにおいて、災害時や人命に影響のある場合はオーナーの判断で営業継続の可否を判断するということが定められている

あります。これは、現在、中央労働委員会で、オーナーの労働者性について、加盟店の

争つっているんですけれども、そこもやつぱり

り対等ではないんだということが大本にあると言わざるを得ないです。

と同時に、本部としては、一分でも一時間でも長く開けておけば、とにかくがをしてでも何で売上げさえ上がればいいんだと、こういう状況ですから、これは、非常に大きな問題、構造的な問題を体現しているんじゃないかなというふうに思います。ましてや、客数や人手不足を理由に閉店するということは、これは契約上も基本的にはできないわけですね。だから、ここもやっぱり改善していく必要があると思うんですね。

今、オーナーさんが、コンビニの中には、開業するときにもう夫婦じゃないと開業できない、夫婦じゃないと開業、契約してくれないという条件がそもそもあるように、長時間労働が大前提に今コンビニというのになつていてるんですよ。二十四時間開けないと駄目ですから、アルバイトの人があまり来れなくなつたという際にはこれ誰がレジを打つのかといえば、これはコンビニのオーナーさんですよ。夫婦で結局打たなきやならない。そんなときに店、閉めれないんですよ。だから、三年間一度も、一度もですよ、休むことができない、そういうオーナーさんは全国にこれもう普通にいますよ。

ですから、労働生産性とか、あるいは、経済の中でも、コンビニの社会的役割とかよく言われますやんか。最近では、民泊の鍵をコンビニで受渡しあうとか、あるいは、防犯の役割をコンビニに、二十四時間開けてもらつているわけだから地域で連携してやろうじゃないかと、こんな話ありますけど、コンビニのオーナーさん、別に警察に頑張つてやつていてますからね。そういう、やっぱりいろんな役割担わせられるながら、しかし、人手

不足でも、あるいはこれだけの災害があるときでも店を閉められない、オーナーさん自身が疲弊をしていく、こうしたことになつていてるわけあります。

大臣、大臣ね、独立した事業者同士の契約といふんですけど、やっぱり立場が強い弱い、これあるのは明白だと思います。本当に共存共栄といふものを目指すならば、やっぱり法律きちんと取引環境を整備することこそが今後のコンビニ業界にとつても私は必要じゃないかなというふうに思つてます、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) コンビニエンスストアの本部が加盟希望者との間でフランチャイズ契約を締結しようとする際には、中小小売商業振興法によつて、本部は加盟希望者に対して、商品の販売条件、加盟店料、店舗の営業時間や休業日などの契約内容に関する書面交付や事前説明を行うことが義務付けられているわけあります。

現行のこの中小小売商業振興法に基づくフランチャイズ契約の下、結果として、本部と加盟店の関係は総じて良好であると認識をしています。経産省は、平成二十六年に一度アンケート調査を行つていますが、約七割の加盟店者がコンビニエンスストアのフランチャイズに加盟していることに満足というふうに回答をしております。

経産省としても、今後とも、本部が関連法令やガイドラインをしつかり遵守をして加盟店を支援していくことによって、本部、加盟店双方にとって生産性の高い持続的な発展が可能な関係を構築していくことが望ましいと考えております。

○辰巳孝太郎君 大臣、今、加盟店の声を二〇一四年に聞いていただいたいことだったんですねけれども、これ、非常にいいことだと思うんです。今、二〇一八年ですからね、四年たつていておりますよ。人手不足もやっぱり急速に悪化をしておりまし、コンビニがもう六万店ということになれば、ある意味飽和状況になつていてるという報道なんかあります。

やっぱり、コンビニ業界のこれから的发展のた

めにも、もう一度、もう四年たちましたから、コンビニ加盟店、もちろん本部に聞いていただきたいのは、ここに声を聞いていただきたいんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(世耕弘成君) ちょっと御提案を受けた検討させていただきたいと思います。

○辰巳孝太郎君 是非検討していただきたい。

もう一つ検討していただきたいことがあります。もちろん、ワイン・ワインの関係対等な関係の契約ということをおっしゃられるんですけれども、今日私が述べさせていただいたように、やはり本部とオーナーさんの力の関係とというのは歴然としていると思います。フランチャイズ法というものは、別に日本だけの制度ではなくて、アメリカにもありますし、他国にもたくさんあります。他の国は、フランチャイズ法というのを制定をして、いかという方向に流れていつてると思うんですね。

もちろん双方の独立した経営者の経営ではあるんだけれども、やっぱりオーナーさんの立場が弱いということを前提として規制をしていく感じでないかと思います。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えいたします。

二〇一三年度の日本の開業率でござりますけれども、二〇一三年度は四・八%でございました。

また、廃業率につきましては四・〇%でございました。

そしてまた、目標達成の評価、効果についてと

いうことでござりますけれども、一般論といつましても、開業率が上昇すれば雇用の創出があると

考えられます。また、それに加えまして、経済社

会に新たな付加価値を生み出す新しい規格の企業

が生まれることによって国全体の生産性の向上に

も寄与すると、このように考へているところでござります。

○石井章君 日本維新の会、石井章でございま

す。

本日の長い委員会の最終バッターでござりますので、もうしばらくお付き合いいただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

まず初めに、先日の委員会にて質問させていた

だきました起業に関する件でございますけれども、我が国がかつて産業立国と呼ばれていた二十

世紀末と比べて産業分野における国際競争力の面

で日本のプレゼンスが大きく後退している中で、

政府の日本再興戦略二〇一三の成長戦略の柱の一

つとしまして、開業率が廃業率を上回る状態に

し、開業率、廃業率が米国や英国レベル、一〇%

台になることを目指すというKPIがあります。

前回は、GEM調査におけるTEAが諸外国と比べて日本が低くなつてゐる要因や今後の対策についてお伺いしたわけありますけれども、本日

は、初めに、この目標が立てられた二〇一三年当時の日本の開業率と廃業率の実数値及びその目標達成によるものと考えられる効果についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えいたします。

二〇一三年度は四・八%でございました。

また、廃業率につきましては四・〇%でございました。

そしてまた、目標達成の評価、効果についてと

いうことでござりますけれども、一般論といつましても、開業率が上昇すれば雇用の創出があると

考えられます。また、それに加えまして、経済社

会に新たな付加価値を生み出す新しい規格の企業

が生まれることによって国全体の生産性の向上に

も寄与すると、このように考へているところでござります。

○石井章君 それで、二〇一三年当時はその数字

でありましたけれども、四年たつて二〇一七年にはその数字はどうなつてゐるのか、お伺いします。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えいたします。

○政府参考人(高島竜祐君) 雇用保険事業年報に基づく開業率、廃業率ですと、二〇一三年度の時点でも開業率は廃業率を上回つていただけでございますが、以前もと以前の数値で言いますと、二〇〇九年などの段階では我が国においても

経済センサスを指針としていたはずではないかと思いますけれども、目標として、一〇%

を上回る状態にしていふ部分については、これは不要でありますけれども、開業率が廃業率

を上回つてますけれども、目標として、一〇%

を上回る状態にしていふ部分については、これは不要でありますけれども、開業率が廃業率

を上回つてますけれども、目標として、一〇%

を上回る状態にしていふ部分については、これは不要でありますけれども、開業率が廃業率

を上回つてますけれども、目標として、一〇%

を上回る状態にしていふ部分については、これは不要でありますけれども、開業率が廃業率

を上回つてますけれども、目標として、一〇%

類存在すると思ひますけれども、この指標に使われてゐる実数値は何を利用して出しているのか、お伺いします。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えいたします。

私どもとしては、厚生労働省が行つていらっ

しゃいます統計でありますところの雇用保険事業

年報、各年度の雇用保険事業年報に基づいて算出

をいたしております。

○石井章君 ありがとうございます。

雇用保険事業年報、いわゆる厚生労働省が出し

ているものでありますけれども、これを利用して

いれば、先ほどの二〇一三年、開業率四・八%

廃業率が四・〇%、開業率が廃業率を上回つて

たはずでありますけれども、目標として、一〇%

については分かりますけれども、開業率が廃業率

を上回る状態にしていふ部分については、これは

不要でありますけれども、開業率が廃業率

を上回つてますけれども、目標として、一〇%

を上回る状態にしていふ部分については、これは

不要でありますけれども、開業率が廃業率

を上回つてますけれども、目標として、一〇%

を上回る状態にしていふ部分については、これは

不要でありますけれども、開業率が廃業率

を上回つてますけれども、目標として、一〇%

れていないんですけれども、その理由についてお伺いいたします。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えを申し上げます。

開業率、廃業率につきましては、確かに目標として掲げてはおりますけれども、私どもが行つております創業支援の目標として見た場合に、私どもの政策のみで達成できるような数字では必ずしもないのではないかと、社会全体の様々なことを反映した結果としての開業率でございますので、必ずしもKPIとして適切かどうかという面も別途あるうかと思いましたので、別途、前回委員から御質問のございました統計も用いまして、起業活動指數、これから起業をする、あるいは起業を予定しているという人の割合を別途記入をしていところでございます。それもございまして、さつき委員から御指摘のございましたような状態になつてゐるということでございます。

○石井章君 細かいようなんですけれども、やっぱり開業率、廃業率についての、政府は長年にわたつて国家の産業政策の大きな指標としてきたわけであります。しかし、ここに来て、取扱いの変化に対して当惑している国民も多いのも事実であります。

突然に取扱いが変わつたことについての理由を簡単に述べていただきたいと思います。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えを申し上げます。

突然に変わつたという御指摘でござりますけれども、私どもとしては、開業率、廃業率で一〇%を目指すということと自体を変えたというつもりはございません。記載ぶりにつきまして突然変わつたではないかという御指摘かというふうに思いますが、目標とすること自体を変えたわけでございません。

ただ一方で、今後十年間で、さつき申し上げました起業活動指數を倍増させるという別途の目標も立たたたといふ、こういう状態ですので、そういう記載ぶりになつてゐるといふことでございま

す。

○石井章君 ありがとうございます。

次に、高齢化が進展する日本のこの現状において起業の促進を考える際に、シニア層による起業の促進は重要なテーマだと考えております。

日本のシニアの起業家の数は、二〇一五年時点でおよそ六十三万人、十年前の約七〇%、七割も増えているということであります。GEM調査による

と、起業の活動率が六十九か国中六十七位。六十ヵ国中六十七位ですから二番目なんですけれども、シニア世代の平均起業率は、先進国二十六か国中、四・六%、日本の起業率は四・〇%と、いうことで十八位となつております。

今日、日本人の平均寿命は大きく伸びて、定年を迎えてなお元気なお年寄りが多いこともその

一因かと考えられます。年金だけでは生活が苦しいという理由で起業される方が大勢いらっしゃいます。

しかし、現在の我が国における高齢者の起業は、先ほどから申し上げました

とおり、先進各国と互角になつてゐるわけであります。

六十年定年となつてゐる現在、まだまだ元

も事実でございます。しかし、現在の我が国にお

ける高齢者の起業は、先ほどから申し上げました

のも事実でございます。

そこでお伺いたしましたけれども、年金不安の解消という大きな政策課題がありますが、高度成長期の方々の豊富な経験とスキルの活用は、インベーション、産業競争力を高めていくことを目的とした我が国の開業率の底上げに大きな扱い手となり得るのではないかと思いませんが、政府の認識をお伺いします。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えいたしました。

今委員から御指摘のございましたシニアの創業

と、いうことにつきましては、全体の創業に占める

シニアの創業の割合というのは増加傾向にござ

ります。私どもいたしましても、開業率の一層の

上昇に向けてシニアの創業を促進するということ

は大変重要な視点であると認識をいたしております。

す。

私どもいたしましては、シニアも含め、日本

全体の創業を促進するため、まず、資金面での支援といったして、創業補助金でございますとか工

ンジエル税制、会社設立時の税制面での優遇などを行つてあるところでございます。

また、産業競争力強化法に基づきまして、市町村が地域の創業支援事業者のネットワークを構築し、創業を希望する者に対してワンストップで支援する体制というのも整えているということござります。

さらに、今シニアについてのお話がございまして、たが、日本政策金融公庫におきましては、女性・若者・シニア起業家支援資金という名前の融資制度も設けておりまして、シニアの起業家を含めまして、創業を促進するための支援を行つていただけるところでございます。

引き続き、こうした支援策によりまして、シニアも含めた創業を一層促進してまいりたいと考えております。

○石井章君 日本政策金融公庫でそういった取組をしているということ是非常にいいことだと思ってますし、いわゆるシニアだけでなく、若者にもアも含めた創業を一層促進してまいりたいと考えております。

そこで、シニア起業を促進するためのインセンティブとなる更なる施策が必要と考えますが、政府の考え方をお伺いします。

また、シニア起業を支援するための更なる環境整備も必要だと思います。政府では、シニア起業家支援資金、先ほど言ったような内容ですね、低利融資による資金調達環境の整備が進められておりますけれども、他方、資本の調達について、シニア起業家を対象としたリスクマネーはまだまだ不足しているのも実態であります。

そこで、シニア起業を促進するためのインセンティブとなる更なる施策が必要と考えますが、政府の考え方をお伺いいたします。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えいたしました。

我が国におきましても、全体の開業に占める六十歳以上の方の開業の割合というのが、男性では三五・〇%、女性では二〇・三%となっておりまして、決して少なくない、むしろ増加傾向にあるものというふうに考えております。

おっしゃられますように、シニアの創業を促進するということは大変重要であると考えておりますので、今委員からもお話をありました、先ほどお答えもいたしました公庫の制度融資というようなものも活用しつつ、また、その他の補助金も、シニアのみに限定はしておりませんけれども、シニアも含めた創業について活用することで創業を

シニア層の起業家が多い要因の一つが、シニアの例えば人脈や経験の活用にあるということ、米国のハイテク起業家は業界での人脈や経験が起業の成功にとって重要な要素であると考えております。

このように、シニア層が必要とされる人脈や経験を多く持ち合わせているのは、我が国でも同様だと思います。しかしながら、日本では、ベンチャーやエースブックなど、IT企業イコールベン

チャードというとなく若い世代によるものであるという概念が強くあります。これは、ゲーブルやフェイスブックなど、IT企業イコールベン

チャーというイメージからくるものだと思われますが、この認識をえていくことが重要ではない

だと思います。

また、シニア起業を支援するための更なる環境整備も必要だと思います。政府では、シニア起業

家支援資金、先ほど言ったような内容ですね、低利融資による資金調達環境の整備が進められておりますけれども、他方、資本の調達について、シニア起業家を対象としたリスクマネーはまだまだ不足しているのも実態であります。

そこで、シニア起業を促進するためのインセンティブとなる更なる施策が必要と考えますが、政府の考え方をお伺いします。

○政府参考人(高島竜祐君) お答えいたしました。

我が国におきましても、全体の開業に占める六十歳以上の方の開業の割合というのが、男性では三五・〇%、女性では二〇・三%となっておりまして、決して少なくない、むしろ増加傾向にあるものというふうに考えております。

おっしゃられますように、シニアの創業を促進

するということは大変重要であると考えておりますので、今委員からもお話をありました、先ほどお答えもいたしました公庫の制度融資というよう

なものも活用しつつ、また、その他の補助金も、シニアのみに限定はしておりませんけれども、シニアも含めた創業について活用することで創業を

支援してまいりたいと考えております。

また、六十歳以上の方であつても、確かにシニアの方々といふのはそれまでの社会人経験で培つた知識や技能をお持ちなわけありますけれども、そういう方々であつても、創業をすることについての知識やノウハウといふのは不足をしてい

る、創業支援講座などを望むという方の割合が比較的高くなっています。こうすることもございまますので、地方自治体や創業支援事業者とも連携をいたしまして、シニアも含む創業希望者に対する相談対応、セミナーの充実などを図つてまいりたいと考えております。

○石井章君 そういう取組に期待したいと思

ます。地方の行政に任せることか、どっちかといえば、これは商工会議所とか商工会とかを含めて、やはりシニア専門のそういう講座を開いて、やつぱり資金調達といふのは非常に一番のネックになるところなので、先ほど辰巳先生からも質問ありましたけれども、いろんな、共産党さんから質問ありましたが、やつぱり失敗したときのための、その政策だけで失敗したらどうだという問題ではなくて、恐らく、セーフティーネットとい

うことも含めてそういうものがありますよとやつぱり優しくきちんと説明すれば、皆さん、やつぱりシニア層つて、私もシニアになつて、この中に何人もありますけれども、そういう方々はもうやる気満々ですから。そういう人たちには、やる気があつてもやり方が分からぬといふのが、大体、特に我々茨城の方の田舎はそういう人が多いもの

ですから、でも一度覚えればしっかりと真面目に取り組む人も多いので、是非とも経産省が所管の省庁なんでしっかりと取り組んでいただきたいと思

います。

例えば、以前、厚生労働省がシニアの起業資金を助成する高年齢者等共同就業機会創出助成金を設けておりましたが、現在は廃止されています。これからは、雇用創出を目的とした、そういうものも重要ですけれども、イノベーション創出に

寄与するような事業内容のシニア創業に対して新たな助成制度を経産省が主となつて検討すべきではないかと、いま一歩深掘りした内容でやるべきではないかと私は思うんです、どうでしようか。御答弁お願ひします。

○政府参考人(高島龍祐君) お答えをいたしま

す。

大変申し訳ございません、厚労省さんの制度についてははちょっと今手元に資料がございませんので分かりませんけれども、私どもとしても、インベーションを促進することで新しいベンチャーをたくさん生み出していきたいと思っております。

○石井章君 そうですね。決してアベノミクスで世の中が全て良くなつたわけではないというの

は、これは皆さん御案内のとおりでありますか

ら、円安、株高で良くなつたのは九九・七%のう

ちの本当のその残りの部分の方々しかもうかつてないわけで、一般的の国民は恐らく全然恩恵にあ

ずかっていないと。ましてや、今度消費税上がるとなればなおさら冷え込むわけですから、その前段で今から手を打つておくと。消費税など怖くな

いというようなイメージを植え込んで、一億総社会じゃないけど、皆さんのが働いて日本が明るくなるような牽引役といふのは、やつぱり経産省なん

ですよ、世耕大臣。世耕大臣ですから、しっかりと頑張つていただきたいことを、エールを送つて次の質問に入ります。

まず、政府は、革新的なイノベーションを起こしてくれるベンチャー企業の育成を重視しております。未来投資戦略二〇一七の中でも、企業の

ベンチャー投資促進税制、あるいは先ほどおつしやつていましたエンジエル税制、そして起業家教育推進事業など、様々な政策を展開しております。

御案内のとおり、ベンチャー先進国の中でも、また、他の統計では二十位まで全てを占めている

CBインサイトによると、二〇一七年九月時点での全世界におけるユニコーン企業は二百五社、アメリカが百六、中国が五十七、インドが

常に大きく成長させる企業が続出しております。

私たちがよく知っているアマゾン、一九九四年設立、グーグル、一九九八年、フェイスブックに至つては二〇〇四年創業あります。それで米国の時価総額の十位以内に入つてゐるものであります、また、ユニコーンと言われる企業価値が十

億ドルを超える非上場のベンチャー企業の主なものも、創業十年以内のものであるものがほとんどであります。対して、日本は、時価総額の上位百社のうち、八割以上がもう創業から六十七年以上経過している。その違いは明白であります。

歴史や国民マインド、商慣行の違いなどはありますけれども、これまで日本でベンチャーが育ちにくかった要因について政府としてはどのように分析しているのか。これ肝腎なところなんで、その辺を端的にお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 日本のベンチャー振興策をいろいろやつてきた結果、起業活動指數とかベンチャー企業への投資額は、近年上昇、増加しているとはいえ、まだまだ諸外国と比較すると少額にとどまつております、若しくは非常に下回っております。

この要因として、例えば、社会全体として新しいことに挑戦する起業家精神が低調であること、またベンチャー企業の成長を支える大規模なリスクマネー供給の不足、こういった点があると考えております。

○石井章君 ありがとうございます。

ユニコーンの数では、現在、中国がアメリカに迫つてゐるのは周知の事実でございます。

中国のカスタムリサーチ会社、CBインサイトが発表したレポートでは、中国と米国との両国で世界の十大ユニコーンランキングを独占しています。

また、他の統計では二十位まで全てを占めているとも言われております。

C Bインサイトによると、二〇一七年九月

十、イギリスが六、そしてドイツが五社、韓国は

三社、日本は一社と先ほども参考人のときに私

いきましたけれども、残念ながら、我が国においては、企業価値が十億ドルという規模のベン

チャーは、DMM、メルカリ、そしてプリファードネットワーカスぐらいしか存在しております。

今後は、ユニコーン企業の創出、育成が我が国の大好きなテーマであると誰もが感じておるもの事実であると思いますが、政府が進めるリスクマ

ネーの供給や企業風土の変革、起業家精神の醸造などについて更にスピードィーにイノベーション

を起こしていくことが重要であると考えますが、そこで、日本発祥のユニコーン企業の更なる出現の必要性について政府の考え方をお伺いいたします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) ユニコーン企業といいますのは、第四次産業革命を牽引するような先端的な分野、グローバルに非常に伸びている分野からこそ生まれてくるものでございます。したがいまして、こうしたユニコーン企業を日本からつくり出していくということは、イノベーションを

生み出すという点からも、また我が国の成長戦略という観点からも非常に重要なふうに考えております。

○石井章君 日本の起業ムードの低さが日本経済の致命的な欠点であると批評する記事を中国の最大の財政経済情報報ポータルサイトの和訳が掲載しております。現在、メガベンチャー育成という面では、日本は中国に大きく水を空けられているのも事実でございます。記事には、ほかにも、日本人の起業意欲やリスクマネー供給体制、政府の姿勢などについて酷評しております。私は、一人の日本人として非常に悔しく感じております。

そこで、メガベンチャー企業の育成において、ここまで中国との格差が広がっている原因についてはどこにあるのか、中国にあつて日本にはないものは何なのか、その敗因について政府の考察をできればお伺いしたいと思います。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 最近の中国の状況を見てみますと、STEM分野と言われます科学、技術、エンジニアリング、数学といった分野を中心に多くの学生が米国に留学し、こうした人材が自国に戻つてイノベーションの創出や起業分野での人材供給源となつてゐる。こうしたことも、中國でどんどんベンチャーが生まれ、またユニコーン企業が育つてゐるということの大変な背景であるといふに考えております。

翻つて、日本におきましてこうしたユニコーン企業が生まれていない要因としては、先ほど申し上げましたよな、起業家精神が低調であること、また大規模なリスクマネー供給が不足していること、これに加えまして、IT人材の不足、また研究開発投資の不足、こうした点もあると考えております。

○石井章君 最後に、大臣にお伺いいたします。ユニコーン企業の誕生には、国民の旺盛なベンチャーアイデア意欲と環境の整備が不可欠であると思います。ベンチャーホワイト二〇一六によれば、二〇一五年度の世界各国のVC投資額は、アメリカが七百二十三億米ドル、中国が四百八十九億米ドル、インドが百十八億米ドル、イギリスが四十八億米ドル、イスラエルが四十三億米ドル、ドイツが二十九億米ドル、フランスが十九億米ドルという順になつております。これに対して、日本の投資額はたつたの七億米ドルで、アメリカの一%未満、中国の一・四%にすぎないといいます。

そこで、今後、我が国発のメガベンチャー、ユニコーン企業を創出していくためには、政府はどういう方策を考えていくのかについてお伺いいたします。

リードする人材の育成、発掘、より柔軟で自由度の高い事業環境構築に努めること。

二、「規制のサンドボックス」制度について
は、同様の制度を導入した他国と比較してより広範な措置となっていることに鑑み、全国一律の規制改革へと拡大する際には、多方面にわたり意見を募るなど慎重な検討を加え、適正な手続の下に進めること。また、実証を実施する事業者に対し、関係者等の安全性を確保させるとともに、特にライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘される事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。

三、「規制のサンドボックス」制度の幅広い事業者の活用促進を図るため、制度の周知徹底に努めるとともに、海外の事業者の革新的な技術やビジネスモデルの実証実験を誘致するため、外国での広報活動にも積極的に取り組むこと。また、革新的な技術等のアイデアを有するが資金調達等の不足により実証が困難なベンチャー・中小企業者の支援にも積極的に取り組むこと。

四、国の機関等が保有するデータを提供する特定革新的データ産業活用事業者に対するデータの安全管理については、国の機関等におけるサバイバーセキュリティに準ずるものとすること。また、データ利用の裾野が広がるようデータのアクセスマネジメントの確保を前提に、データの利便性向上、個人の事業者、研究者等を含めた多様なユーチャーへのデータアクセスを確保すること。

五、「規制のサンドボックス」制度等に係る評価を行う革新的事業活動評価委員会の委員について、構成、任命理由等を明らかにし、その適格性及び公平性を担保すること。また、

リードする人材の育成、発掘、より柔軟で自由度の高い事業環境構築に努めること。

二、「規制のサンドボックス」制度について
は、同様の制度を導入した他国と比較してより広範な措置となっていることに鑑み、全国一律の規制改革へと拡大する際には、多方面にわたり意見を募るなど慎重な検討を加え、適正な手続の下に進めること。また、実証を実施する事業者に対し、関係者等の安全性を確保させるとともに、特にライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘される事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。

三、「規制のサンドボックス」制度の幅広い事業者の活用促進を図るため、制度の周知徹底に努めるとともに、海外の事業者の革新的な技術やビジネスモデルの実証実験を誘致するため、外国での広報活動にも積極的に取り組むこと。また、革新的な技術等のアイデアを有するが資金調達等の不足により実証が困難なベンチャー・中小企業者の支援にも積極的に取り組むこと。

四、国の機関等が保有するデータを提供する特定革新的データ産業活用事業者に対するデータの安全管理については、国の機関等におけるサバイバーセキュリティに準ずるものとすること。また、データ利用の裾野が広がるようデータの利便性向上、個人の事業者、研究者等を含めた多様なユーチャーへのデータアクセスを確保すること。

五、「規制のサンドボックス」制度等に係る評価を行う革新的事業活動評価委員会の委員について、構成、任命理由等を明らかにし、その適格性及び公平性を担保すること。また、

委員会での決定過程について、議事録等を作成し速やかに公表する等、その透明性を確保するとともに、委員会で表明された反対意見についても国民に周知すること。あわせて、一連の過程に係る書類等を適切に保管し、検証可能なものとすること。

六、市町村が速やかに導入促進基本計画を作成できるよう、必要な政省令の整備等を早期に進めるとともに、より多くの中小企業者の設備投資を支援できるよう、市町村に対する周知徹底を図ること。また、中小企業者にとって申請手続き事務が大きな負担となっていることに鑑み、その添付書類等を省略化するなど、手続きの簡素合理化を図るとともに、認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的基準等を定めたガイドラインを作成すること。さらに、本条例措置の活用促進を図るため、設備導入による雇用増が、労働生産性評価の際に不利にならないよう配慮すること。

七、中小企業者による先端設備等導入及びIT投資を促進するため、人材の確保・育成やサイバーセキュリティ対策等への支援に努めること。

以上でございます。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(浜野喜史君)　ただいま大野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、産業競争力の強化を実現するため、民間の活力を最大限支援するための環境整備を行うこと。また、企業収益の改善が、雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を生み出していくために、成長戦略を着実に実行するとともに、その効果を検証し、不斷の見直しを行うこと。

五、創業支援について、従前の施策に對する検証を行い、ベンチャー企業等がその成長過程に応じた効果的な支援が受けられるよう、資金、経営手法等、多様な支援の仕組みの構築に努めること。また、特定研究成果活用支援事業の実態を踏まえ、資金の拡充、経営人材の確保及び外部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に継続的に取り組むとともに、他大学や民間企業との連携を積極的に図ることにより、オープンイノベーションの促進に努めること。

二、株式会社産業革新投資機構については、支援対象の審査やモニタリング体制の強化等について不斷の見直しを行うこと。あわせて、質の高いファンド人材の確保等を図るとともに、官民ファンドにおいて官の果たすべき役割を踏まえ、民間リスクマネーを誘発するべく適切な運営を行うこと。また、ベンチャー企業への支援については、出資先に対するハ

○國務大臣(世耕弘成君)　ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○委員長(浜野喜史君)　次に、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜野喜史君)　多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大野君から発言を求められておりますので、これを許します。大野元裕君。

○大野元裕君　私は、ただいま可決されました産業競争力強化法等の一部を改正する法律案に対して、本法施行に当たり、次の諸点について

新規風会、立憲民主党・民友会及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

案文を朗読いたします。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

一、産業競争力の強化を実現するため、民間の活力を最大限支援するための環境整備を行うこと。また、企業収益の改善が、雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を生み出していくために、成長戦略を着実に実行するとともに、その効果を検証し、不斷の見直しを行うこと。

五、創業支援について、従前の施策に對する検

証を行い、ベンチャー企業等がその成長過程に応じた効果的な支援が受けられるよう、周知を徹底すること。

六、認定経営革新等支援機関や認定情報処理支

援機関等の支援機関が、相互の情報交換や協

力体制強化を促進し、中小企業に対する支援

の質の向上を図ること。また、中小企業の情

報管理能力向上の観点から、中小企業が認定

ンズオン支援を強化するとともに、投資決定の迅速化や円滑な資金供給に努め、出資の保

全・回収が確保されるよう努力のこと。

三、株式会社産業革新投資機構が、特定政府出資会社の株式を譲り受けけるに際しては、当該官民ファンドに期待される政策課題の実現を図るべく投資案件の選定が適切に行われていることを検証し、適切な成果目標を定めた上

で、積極的な情報開示を行うこと。

四、事業再編計画及び特別事業再編計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。また、事業譲渡等において、労働者の保護に資するよう、労働契約の承継ルールや労働組合等への説明・協議等に関する留意事項がまとめられている「事業譲渡又は合併を行ふに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」等に沿った対応がなされるよう、周知を徹底すること。

五、創業支援について、従前の施策に對する検証を行い、ベンチャー企業等がその成長過程に応じた効果的な支援が受けられるよう、資金、経営手法等、多様な支援の仕組みの構築に努めること。また、特定研究成果活用支援事業の実態を踏まえ、資金の拡充、経営人材の確保及び外部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に継続的に取り組むとともに、他大学や民間企業との連携を積極的に図ることにより、オープンイノベーションの促進に努めること。

六、認定経営革新等支援機関や認定情報処理支

援機関等の支援機関が、相互の情報交換や協

力体制強化を促進し、中小企業に対する支援

の質の向上を図ること。また、中小企業の情

報管理能力向上の観点から、中小企業が認定

技術等情報漏えい防止措置認証機関の認証を積極的に得るよう支援に努めること。

七 中小企業の事業承継が喫緊の課題であることに鑑み、事業承継五ヶ年計画の取組を加速するとともに、承継準備から承継後の経営革新等の支援まで、切れ目ない支援を実施し、取り分け黒字企業の廃業を回避するよう万全を期すること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(浜野喜史君) ただいま大野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜野喜史君) 多数と認めます。よつて、大野君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、世耕経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。世耕経済産業大臣。

○国務大臣(世耕弘成君) ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○委員長(浜野喜史君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、小規模事業者に対する支援策の実施等に関する請願(第一三五六号)

一、即時原発ゼロに関する請願(第一三七六号)
一、小規模事業者に対する支援策の実施等に関する請願(第一三七七号)(第一三七八号)

第一三五六号 平成三十年四月二十五日受理
第一三七六号 平成三十年四月二十六日受理
即時原発ゼロに関する請願

請願者 埼玉県加須市 久保修 外九百五
十三名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五七六号と同じである。

第一三七六号 平成三十年四月二十六日受理

請願者 埼玉県加須市 田畠正義 外三百
三名
紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第一三七七号 平成三十年四月二十六日受理

小規模事業者に対する支援策の実施等に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡神川町 松本勝利
外千五百四十三名
紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第五七六号と同じである。

第一三七八号 平成三十年四月二十六日受理

小規模事業者に対する支援策の実施等に関する請願

請願者 埼玉県加須市 佐々木正 外五百
八十二名
紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第五七六号と同じである。